

平成 22 年第 1 回定例会

津幡町議会会議録

平成22年 3 月 3 日開会

平成22年 3 月11日閉会

津 幡 町 議 会

津幡町告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成22年第1回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年2月22日

石川県津幡町長 村 隆 一

- 1 招集期日 平成22年3月3日
- 2 場 所 津幡町議会議場

平成 22 年 3 月 3 日（水）

○出席議員（18 名）

議 長	谷 口 正 一	副議長	南 田 孝 是
1 番	中 村 一 子	2 番	森 山 時 夫
3 番	角 井 外喜雄	4 番	酒 井 義 光
5 番	塩 谷 道 子	6 番	前 田 幸 子
7 番	多 賀 吉 一	8 番	向 正 則
9 番	道 下 政 博	10 番	鈴 木 準 一
13 番	山 崎 太 市	14 番	洲 崎 正 昭
15 番	長谷川 恵 子	16 番	河 上 孝 夫
17 番	谷 下 紀 義	18 番	中 田 健 二

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	村 隆 一	副 町 長	矢 田 征 夫
総 務 部 長	坂 本 守	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	酒 井 菊 次
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	焼 田 新 一
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	板 坂 要
健康福祉課長	東 本 栄 三	環境安全課長	坂 倉 秀 夫
産業建設部長	杉 本 満	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	川 村 善 一	上下水道部長	林 敏 則
料 金 課 長	北 野 力	上下水道課長	岡 田 一 博
会 計 管 理 者	兼 保 純 一	会 計 課 長	大 田 新太郎
監査委員事務局長	大 坂 茂	消 防 長	高 森 良 昭
消 防 次 長	國 本 学	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	藤 本 英 幸	学校教育課長	宮 川 真 一
生涯教育課長	太 田 和 夫	河北中央病院事務長	村 田 善 紀
河北中央病院事務課長	橋 屋 俊 一		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 本 信 幸	議会事務局次長	竹 田 学
総務課長補佐	田 中 健 一	企画財政課長補佐	納 口 達 也
企画財政課長補佐	山 嶋 克 幸		

○議事日程（第1号）

平成22年 3 月 3 日（水） 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案等一括上程（議案第 1 号～議案第38号、承認第 1 号～承認第 2 号）
（質疑・委員会付託）

議案第 1 号 平成22年度津幡町一般会計予算

議案第 2 号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号 平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算

議案第 4 号 平成22年度津幡町老人保健特別会計予算

議案第 5 号 平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6 号 平成22年度津幡町介護保険特別会計予算

議案第 7 号 平成22年度津幡町簡易水道事業特別会計予算

議案第 8 号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計予算

議案第 9 号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第10号 平成22年度津幡町バス事業特別会計予算

議案第11号 平成22年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第12号 平成22年度津幡町河合谷財産区特別会計予算

議案第13号 平成22年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算

議案第14号 平成22年度津幡町水道事業会計予算

議案第15号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第16号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第17号 平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算
（第 2 号）

議案第18号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第19号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第20号 平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第21号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第22号 平成21年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第23号 平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算
（第 3 号）

議案第24号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第25号 津幡町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活
性化のための固定資産税の課税免除に関する条例について

議案第26号 津幡町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活
性化に関する法律第10条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例に

ついて

- 議案第27号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例について
- 議案第32号 津幡町農林水産物加工販売施設条例について
- 議案第33号 津幡町地域公園条例について
- 議案第34号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 財産の取得について（小・中学校パソコン・サーバー）
- 議案第38号 石川中央広域市町村圏協議会の廃止について
- 承認第1号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第6号））
- 承認第2号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第7号））

日程第5 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開会・開議＞

○議長【谷口正一君】 ただいまから、平成22年第1回津幡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

○議長【谷口正一君】 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において5番 塩谷道子議員、6番 前田幸子議員を指名いたします。

＜会期の決定＞

○議長【谷口正一君】 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの9日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月11日までの9日間と決定いたしました。

＜会議時間の延長＞

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

○議長【谷口正一君】 日程第3 諸般の報告

をいたします。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付してあります。

次に、町長から地方自治法第180条第2項の規定による

報告第1号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について）

の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第1号から請願第10号までは、会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成21年11月分、平成21年12月分および平成22年1月分に関する例月出納検査、地方自治法第199条第9項の規定による平成21年度定期監査としての財務事務監査、財産の管理状況等監査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

次に、12月定例議会で可決された「平成22年度予算の年内編成を求める意見書」、「「地方の声を直接国政に伝える」請願権の保障を求める意見書」、「地方の社会資本整備促進を求める意見書」、「高速道路原則無料化の撤回を求める意見書」、「食料供給力の向上と農林水産業の振興・発展のための対策を求める意見書」、「農山村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書」、「非核三原則の法制化を求める意見書」、「地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、直轄継続と事業促進を求める意見書」、「「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書」、「エコポイント制度及びエコカー補助金の継続実施を求める意見書」、「さらなる緊急雇用対策の実

施を求める意見書」および「子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたのでご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第4 議案等上程の件を議題とし、議案第1号から議案第38号までならびに承認第1号および承認第2号を一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

村 町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 本日ここに、平成22年第1回津幡町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

国では、昨年の衆議院議員総選挙において政権交代が行われ、国政の大きな転換がありました。新政権による2010年度当初予算案は、コンクリートから人へという理念のもと、子育て、雇用、医療、環境などに予算を重点配分しながら国民生活を守るための景気対策に万全を期し、経済情勢の変化に臨機に対応できるように配慮したとされております。

地方においても長引く経済の低迷や国政の転換などに対応しつつ、新たな心構えで地方自治の充実と発展に努めなければならない状況となっております。

平成22年度津幡町の当初予算編成に当たっては、町長選挙の関係から骨格予算とすべきところ、現下の緊急課題である経済対策を踏まえ、継続事業や計画決定済みの事業に経常経費を加えた準通年型予算として編成をいたしました。

平成22年度の当初予算額は、一般会計で128億9,500万円、11の特別会計を合わせて75億

2,941万9,000円、2事業会計で21億1,939万7,000円の合計225億4,381万6,000円といたしました。

一般会計における重点事業は、津幡小学校改築事業、まちづくり交付金を充当する地域交流センター建設事業や津幡小学校区放課後児童健全育成施設建設事業、さらに北部公園整備事業や準用河川舟橋川改修事業などで、その他計画決定済み事業や継続事業のうち、安全で安心な住みよいまちづくりのため緊急度の高いものを中心に計上をいたしております。

ソフト事業でも継続事業を基本に計上しておりますが、新たな事業として、国の制度による子ども手当給付事業のほか、高齢者運転免許証自主返納推進事業や障害者外出支援充実経費、国勢調査費など、当初予算に計上しなければ執行に支障があるものについて計上しております。

また、暮らしの安心や地方の底力の発揮のため、町独自の緊急経済対策として、平成20年度に創設した緊急経営安定支援利子補給金を新年度も計上したほか、文化会館の開館5周年記念事業や人材育成基金の活用による中学生海外派遣交流事業なども計上しておりますが、いずれも年度当初に予算措置し、早々に着手しなければならない事業であります。

さて、本議会にご提案申し上げた議案の概要について順を追って説明をいたします。

議案第1号 平成22年度津幡町一般会計予算について。

歳入歳出の本予算の総額は、前年度と比較して2.5パーセント増となる128億9,500万円となっております。

主な増額要因は、子ども手当の創設や津幡小学校改築事業の増額、地域交流センターと津幡小学校区放課後児童健全育成施設の建設費計上などによるものであります。

まず、主な歳入について説明をいたします。

1款町税では、景気動向を勘案し、個人、法人の両町民税の落ち込みが予想されることから、

町税全体で前年度当初予算に比べ5.6パーセント減の35億2,813万3,000円を計上。

2款地方譲与税では、地方道路譲与税の暫定分が基本的に一本化された地方揮発油譲与税で23.1パーセント増の3,200万円、自動車重量譲与税は平成21年から23年度まで環境負荷の少ない自動車重量税の税率引き下げと地方への譲与割合引き上げを総合的に考慮し、2.8パーセント減の1億500万円を計上。

6款地方消費税交付金では、前年度同額の2億7,000万円を計上。

8款自動車取得税交付金では、自動車重量譲与税と同様の理由で、18.2パーセント減の4,500万円を計上。

9款地方特例交付金は、児童手当制度の18年度および19年度の制度拡充分相当に、新たに子ども手当特例交付金の額を加え、さらに自動車取得税軽減に伴う減収分の一部を加えた7,120万円を計上。

10款地方交付税は、地方財政計画を勘案し9.3パーセント増の37億7,000万円を計上。

12款分担金及び負担金は、4億1,138万7,000円を計上。これは保育園保育料、農林水産業分担金などがあります。

13款使用料及び手数料は、7,463万9,000円を計上。これは幼稚園保育料、公営住宅使用料、文化会館使用料、戸籍住民登録手数料などがあります。

14款国庫支出金、15款県支出金あわせて19億8,273万9,000円は、子ども手当や小学校建設事業、障害者自立支援給付事業など、各種事業に対する国・県からの負担金、補助金、委託金であります。

18款繰入金は、5億8,260万8,000円を計上。主なものは、財政調整基金繰入金5億3,100万円、地域づくり推進事業基金繰入金2,142万2,000円などがあります。

20款諸収入は、2億2,459万9,000円を計上。主なものは、延払機械設備貸与事業資金貸付金

や河北潟干拓地道路建設事業貸付金の元利収入などがあります。

21款町債は、17億3,850万円を計上。主なものは、土木債1億1,160万円、教育債10億2,200万円、臨時財政対策債6億円などがあります。

次に、歳出について説明をいたします。

1款議会費1億3,364万2,000円は、議員報酬、議会だより発刊費のほか、大河ドラマ誘致推進特別委員会を含む委員会費などがあります。

2款総務費は10億6,350万円で、その主なものとして、特別職および一般職の給与費などの一般管理費4億7,624万1,000円、広報つばた発刊費、ケーブルテレビ番組制作費などの広報費1,958万9,000円、庁舎・機械車両等管理費、地籍調査事業費などの財産管理費5,645万1,000円、地域情報化推進事業費やケーブルテレビ事業特別会計繰出金などの企画費3,275万3,000円、基幹業務システム管理費などの電算費1億1,375万9,000円、町税の賦課および徴収費である徴税費1億4,614万9,000円、そのほか戸籍住民登録費7,222万3,000円、参議院議員通常選挙および町長選挙などの選挙費3,131万6,000円、国勢調査などの統計調査費2,243万6,000円を計上しております。

3款民生費は31億7,832万4,000円で、その主なものは民生児童委員活動費や社会福祉協議会活動費などの社会福祉総務費9,674万9,000円、障害者自立支援給付費などの障害福祉費3億6,365万2,000円、老人保護措置事業費など、老人福祉費に7,927万7,000円、国民健康保険基盤安定繰出金などの国民健康保険費が1億2,750万円、介護保険特別会計繰出金などの介護保険費3億2,665万9,000円、平成22年度からの新規事業である子ども手当費、民間保育園運営負担金を含めた児童保育運営費や放課後児童健全育成事業費、児童センター費などの児童福祉費21億6,421万5,000円であります。

4款衛生費は14億8,959万8,000円で、そのうち保健衛生費8億6,896万2,000円の主なものは

乳幼児から高齢者までの健康づくり推進事業費や感染症予防費のほか、子ども医療給付費や老人保健医療費、さらに後期高齢者医療費や河北中央病院事業運営費であります。

清掃費 6 億 2,063 万 6,000 円の主なものは、塵芥処理費 5 億 8,533 万 2,000 円、し尿処理費 2,751 万 4,000 円など、河北郡市広域事務組合負担金が主なものであります。

5 款労働費 2,266 万 4,000 円は、指定管理者によるサンライフ津幡管理費 762 万 4,000 円、シルバー人材センター運営費 1,171 万 8,000 円などです。

6 款農林水産業費 4 億 1,568 万 3,000 円の主なものは、農業費で農業委員会費 3,162 万 7,000 円、農業振興費 7,514 万 4,000 円、県営土地改良事業負担金や土地改良施設維持管理適正化事業、河北潟干拓地幹線道路等造成事業負担金などを含めた農地費 8,347 万 2,000 円、倶利伽羅塾管理費などの山村振興等農林漁業特別対策事業費 4,583 万 9,000 円、農業集落排水事業特別会計繰出金 1 億 1,930 万円などです。

林業費は、森林整備地域活動支援事業費や森林保全対策造林事業費などで 3,403 万 7,000 円です。

7 款商工費 2 億 1,711 万円の主なものは、商工会育成費、延払機械設備貸与事業資金貸付金などの商工振興費 1 億 5,000 万 2,000 円、観光宣伝推進費などの観光費 736 万 9,000 円、本津幡駅乗車券発売等管理費やバス対策費などの交通政策費 4,176 万 5,000 円です。

8 款土木費 10 億 2,153 万 4,000 円の主なものは、道路維持費 3,063 万 8,000 円、道路新設改良費 5,546 万 6,000 円、除雪対策費 5,205 万 1,000 円、まちづくり交付金による準用河川舟橋川改修事業費などの河川改修費 4,088 万 6,000 円、まちづくり交付金による北部公園事業費などの公園事業費 1 億 4,280 万 3,000 円、公共下水道事業特別会計繰出金 6 億 1,260 万円、町営住宅の管理費や合併処理浄化槽整備事業費などの住宅費

1,495 万 1,000 円です。

9 款消防費 3 億 8,823 万 2,000 円は、2 市 2 町による消防通信指令事務共同運用負担金や耐震性防火水槽設置費、消火栓負担金、消防団費、常備消防費などが主なものであり、町民の生命、財産を守るためのものです。

10 款教育費 27 億 2,945 万 7,000 円は、教育環境全般の整備および管理運営を図るためのものです。

教育総務費 1 億 3,772 万 3,000 円は、新たに英語活動補助員を配置する語学指導事業費や生きる力を育む教育活動推進事業費のほか、教育センター運営費などを計上しております。

小学校費は、17 億 2,445 万 1,000 円で、平成 22 年度末の完成を予定しております津幡小学校改築事業の小学校建設費 14 億 4,995 万 9,000 円のほか、9 小学校の学校管理費が 2 億 998 万 7,000 円、教育振興費 6,450 万 5,000 円で、情報教育推進事業費、特別支援学級費、就学奨励費などを計上しております。

中学校費は、学校管理費 9,156 万 9,000 円、情報教育推進事業費や放課後課外活動推進費などの教育振興費 4,704 万 5,000 円です。

幼稚園費は、6,002 万 7,000 円で、つばた幼稚園の管理運営と私立幼稚園運営助成費などです。

社会教育費 5 億 6,956 万 9,000 円は、各種生涯学習活動費、公民館管理費、図書館費、中学生海外派遣交流事業を含む青少年対策費、埋蔵文化財調査費、文化会館費などのほか、新規事業として、地域交流センター建設費などを計上しております。

保健体育費 9,907 万 3,000 円は、生涯スポーツ推進事業費ほか各種大会開催費、津幡運動公園ほか体育施設管理費などです。

11 款災害復旧費 128 万 1,000 円は、公共土木施設の災害に町が単独で行う応急復旧費が主なものです。

12 款公債費 22 億 3,197 万 5,000 円は、長期借入

金元金償還19億2,446万8,000円、同利子償還3億677万1,000円などで、平成22年度末における町債残高は前年度末よりも約1億8,600万円減となる183億円余りとなる見込みであります。

第2表債務負担行為は、固定資産デジタルデータ整備費ほか2件について、事業の期間および限度額をそれぞれ定めるものであります。

第3表地方債は、道路整備事業ほか6件について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

議案第2号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、被保険者数の増加および1人当たり医療費の増加が見込まれるため、前年度当初比8.7パーセント増の29億7,372万4,000円を計上するものであります。

議案第3号 平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。

本予算は、648万円をもって河合谷診療所を運営し、地区住民の健康と適正医療を保持するものであります。

議案第4号 平成22年度津幡町老人保健特別会計予算について。

本予算は、後期高齢者医療制度創設以前の医療給付に対する経過措置対応として、予算計上しているもので、平成21年度に医療給付費の不正請求分に対し医療機関から返納金が生じたことに伴う支払基金、国・県への返還金が発生したことにより、前年度当初比147.6パーセント増の総額2,002万3,000円を計上するものであります。

議案第5号 平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、前年度当初比10.6パーセント増の2億8,741万1,000円を計上。後期高齢者医療制度の事業・財政運営の安定化を図るため、保険料および共通運営経費負担金等を石川県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

議案第6号 平成22年度津幡町介護保険特別

会計予算について。

本予算は、前年度当初比3.0パーセント増の21億6,444万1,000円を計上し、高齢社会の進展により増加が見込まれる要支援・要介護者に対する介護サービス給付者の給付等を行うものであります。

議案第7号 平成22年度津幡町簡易水道事業特別会計予算について。

本予算は、565万4,000円で、上河合地区ほか2地区の簡易水道を管理運営するものであります。

議案第8号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計予算について。

本予算は、前年度当初比5億8,577万8,000円、25.2パーセント減となる総額17億4,225万6,000円をもって、浄化センターなどの汚水施設管理や汚水管渠整備を行い、公共下水道事業の普及に努めるものであります。

第2表地方債は、公共下水道事業ほか2件について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

議案第9号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算について。

本予算は、前年度当初比3,212万1,000円、19.5パーセント増となる総額1億9,695万7,000円を計上し、富田地区処理場の機能強化対策事業を行うとともに、富田処理場ほか9処理場の管理運営を行うものであります。

第2表地方債は、農業集落排水事業ほか1件について、限度額および借入条件を定めるものであります。

議案第10号 平成22年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、7,412万6,000円をもって、町営バスを福祉バス、スクールバスとあわせて運行し、通院、通学、買物等の利便を図り、町民サービスに努めるものであります。

議案第11号 平成22年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

本予算は、平成17年8月より供用を開始している、津幡町第2期地域ケーブルテレビの運営を、前年度当初比0.1パーセント減となる5,799万7,000円をもって行い、情報通信格差の是正と地域情報化を推進するものであります。

議案第12号 平成22年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、35万円をもって河合谷財産区の植林地の管理を行うものであります。

議案第13号 平成22年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算について。

本予算は、収益的収支で10億8,787万6,000円、資本的支出で9,350万円を予定し、地域医療に貢献しようとするものであります。

議案第14号 平成22年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で7億5,325万7,000円、資本的支出で1億8,476万4,000円を予定し、1日平均9,968立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものであります。

主要な建設改良事業費としては、第5水源においてストレーナー破損のため砂を吸い上げ、所要水量が確保できない状況を解消するため、水源開発事業として、同所において新たに水源井戸を整備するものであります。

また、水源開発事業について、企業債の限度額および借入条件を定めるものであります。

議案第15号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について。

本補正は、基金一括管理運用益の配分額が当初見込みよりも減額となったこと、国の一次補正予算による地域活性化・公共投資臨時交付金の確定に伴い、後年度の津幡小学校改築事業資金として基金積み立てを行い、さらに年度末を控えて各種事業の増減調整を行うものであり、歳入・歳出それぞれ5,459万9,000円を増額し、予算総額を139億3,543万円とするものであります。

まず、歳入の主なものを説明いたします。

1款町税3,760万円の補正は、特別土地保有税の滞納繰越分で増額となったものであります。

14款国庫支出金3億3,796万3,000円の補正は、地域活性化・公共投資臨時交付金や学校耐震化大規模改修事業、学校建設事業などの教育費補助金、民生費負担金、子ども手当準備事業等の民生費補助金などの増額および土木施設災害復旧事業や衛生費補助金等の減額によるものであります。

18款繰入金、減額1億4,153万8,000円の主な補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金の減額であります。

20款諸収入1,979万2,000円の補正の主なものは、特別土地保有税に係る延滞金の増額および河北潟干拓土地改良区総代選挙費の確定による減額などであります。

21款町債、減額2億3,010万円の補正は、小学校改築事業や小学校耐震化・大規模改修事業、まちづくり交付金による河川改修事業など、各種事業費の確定に伴う調整によるものであります。

続いて、歳出の主なものを説明いたします。

2款総務費1億1,208万円の補正は、地域活性化・公共投資臨時交付金による地域づくり推進事業基金積立金の増額および各種事業の増減調整によるものであります。

3款民生費2,766万3,000円の補正は、国民健康保険特別会計繰出金や心身障害者医療費助成事業費等の増額および保育運営費等の減額による各種事業の増減調整によるものであります。

4款衛生費、減額2,228万2,000円の補正は、新型インフルエンザ予防接種助成費などの減額のほか、後期高齢者保険事業費の増額など、各種事業の増減調整であります。

6款農林水産業費1,044万7,000円の補正は、県営土地改良事業負担金や中山間地域総合整備事業の増額および農業集落排水事業特別会計繰出金等の減額など、各種事業の増減調整であります。

7 款商工費1,165万7,000円の補正は、緊急経営安定支援利子補給金などの増額および高松津幡路線バス廃止による補助金減などが主なものであります。

10 款教育費、減額5,608万2,000円の補正は、津幡小学校改築事業費や中条小学校耐震改修・大規模改造事業費および文化会館管理費の減額のほか、各種事業費の増減調整であります。

11 款災害復旧費、減額1,034万8,000円の補正は、公共土木施設災害復旧事業費の確定による減額であります。

12 款公債費、減額1,602万9,000円の補正は、長期借入金利子償還額等の減額であります。

第2表繰越明許費は、庁舎施設改修事業ほか25事業合計9億4,807万5,000円について、年度内の完成が見込めないため、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表地方債補正は、県営土地改良事業ほか5事業について限度額をそれぞれ変更し、総額2億3,010万円を減額するものであります。

議案第16号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ37万1,000円を増額するもので、各歳入歳出の増減調整を図るものであります。

議案第17号 平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ94万3,000円を減額するもので、各歳入歳出の増減調整を図るものであります。

議案第18号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,458万5,000円を増額するもので、保険料収入見込み増に伴う石川県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金等の増額によるものであります。

議案第19号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4万8,000円を増額するもので、各歳入歳出の増減調整を図るものであります。

議案第20号 平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,383万3,000円を減額するもので、各種事業および財源の調整によるものであります。

第2表債務負担行為補正は、浄化センター整備費について、その限度額を変更するものであります。

第3表地方債補正は、公共下水道事業債について、限度額を変更するものであります。

議案第21号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ528万3,000円を減額するもので、各種事業および財源の調整が主なものであります。

議案第22号 平成21年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ719万8,000円を減額するもので、各種事業および財源の調整が主なものであります。

第2表地方債補正は、町営バス購入費について、限度額を変更するものであります。

議案第23号 平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第3号）について。

本補正は、建設改良費の調整による資本的収支の減額を行うものであります。

議案第24号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、特殊勤務手当のうち、変則勤務手当を削り、改正に伴い津幡町職員の育児休業等に関する条例中の関連する条項を改めるものであります。

議案第25号 津幡町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例について。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行を受けて、企業立地の促進に向けた緩和策等を条例により実施することが可能となったため、対象となる施設に課する固定資産税を3か年度の課税免除とする条例を定めるものであります。

議案第26号 津幡町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定により、建設用地内の緑地帯等の比率規制緩和を図るものであります。

議案第27号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、65歳以上の運転免許証を自主返納した者について、運転免許証にかわる身分証として、写真付き住民基本台帳カードの交付の際の手数料を減免する規定を規則で定めるよう改正するとともに、条項を整理するものであります。

議案第28号 津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について。

本案は、婚姻等による氏名修正および後見の開始による印鑑登録抹消ならびに代理人からの廃止の届出等、本人申請以外による印鑑登録抹消の場合に、印鑑登録を抹消したことを本人に通知する条項を加えるとともに、字句および条項を整理するものであります。

議案第29号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町国民健康保険税率の金額および割合を改めるものであります。

議案第30号 津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、65歳以上の運転免許証を自主返納した者について、自動車以外の移動手段として、町営バス利用料金を減免する規定を規則で定めるよう改正するとともに、字句および条項を整

理するものであります。

議案第31号 津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例について。

本案は、津幡町総合交流型宿泊研修施設（倶利伽羅塾）の改修および修繕等の財源ならびに備品の修繕、更新および新規購入の財源の管理、執行をするために基金を設置するものであります。

議案第32号 津幡町農林水産物加工販売施設条例について。

本案は、地域資源を活用した農林水産物の提供による住民と都市との交流による地域の活性化を図るため、津幡町農林水産物加工販売施設を設置するものであります。

議案第33号 津幡町地域公園条例について。

本案は、都市公園、農村公園、墓地公園、歴史公園を除く町の公園、広場および緑地等の設置および管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第34号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について。

本案は、給水装置の所有権について、町の所有を公道に属する部分としていたものを、配水管の取付口からメーターまでの給水装置に改正するとともに、字句および条項を整理するものであります。

議案第35号 津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、公共下水道および農業集落排水施設の開始、中止、廃止の届け出により、使用料の算出方法を当該月の日割り計算としていたものを、津幡町水道使用条例にあわせ半月単位として、算出することに改正するものであります。

議案第36号 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、合併浄化槽設置世帯が下水道に接続することに対する助成金の特例を、平成24年度

まで延長するものであります。

議案第37号 財産の取得について。

本案は、小中学校の校務用パソコン・サーバー一式について、7,087万5,000円で三谷産業株式会社が指名競争入札で落札。現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の承認をお願いするものであります。

議案第38号 石川中央広域市町村圏協議会の廃止について。

本案は、石川中央広域市町村圏協議会を、平成22年3月31日をもって廃止するものであります。

承認第1号および承認第2号は、専決処分の報告であります。

承認第1号 専決第1号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第6号）は、昨年末からの降雪による生活道路等を確保するための除雪経費の不足分および降雪に備えるため、歳入歳出それぞれ3,808万円を追加したものであります。

承認第2号 専決第3号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第7号）は、厳しい経済状況や雇用失業情勢にかんがみ、国・県の対策に呼応するとともに、町内の企業、事業者を対象とした臨時的経済対策を昨年に引き続き緊急に実施することとしたことにより、歳入歳出それぞれ1億22万9,000円を追加したものであります。

承認第1号は平成22年1月7日に、承認第2号は平成22年2月9日に、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

以上、本議会にご提案申し上げた全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、各常任委員会において関係部課長より詳細に説明いたさせますので、何とぞ原案のとおり決定を賜いますようお願い申し上げ、提案理由の説

明を終わります。

<議案に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○議長【谷口正一君】 ただいま議題となっております議案第1号から議案第38号までならびに承認第1号および承認第2号は、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<町政一般質問>

○議長【谷口正一君】 日程第5 これより一般質問を行います。

なお、本定例会の一般質問は、一問一答で行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 9番 道下政博でございます。

3月の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。

まず最初に、全国介護総点検による課題と今後の取り組みを問うということで質問をさせていただきます。

昨年11月から公明党が全国で行った介護総点検で寄せられた約10万件の現場の声、アンケートサンプルを踏まえ、新介護ゴールドプラン検討委員会で検討し「新・介護公明ビジョン」が

発表されました。そして、2月24日に首相官邸で、公明党の山口代表は、介護総点検を踏まえて取りまとめられた政策提言「新・介護ビジョン」を鳩山首相に手渡しました。

その提言では、特別養護老人ホームなど、介護3施設の倍増などを提案いたしました。鳩山首相は「大いに政府として参考にする。具体的な内容については早速、厚生労働省などに検討を促したい」と述べられた」との記事が新聞に載っております。

内容の一部を紹介しますと、

- 1 番目 介護施設の不足
- 2 番目 住宅支援体制の不足
- 3 番目 介護労働力の不足

の3つの不足に対応する施策を盛り込んでいます。

具体的には、

- 1 番目 団塊の世代が75歳以上となる2025年までに介護施設待機者を解消させる。
- 2 番目には、在宅介護の支援を強化する。
- 3 番目には、介護保険制度の利用者負担を見直す。
- 4 番目には、介護従事者の処遇改善
- 5 番目には、ケア付き高齢者住宅の大幅な拡充
- 6 番目には、介護事業の抜本的な運営の改善
- 7 番目には、公費負担の大幅拡大

以上の7つの視点から、高齢者が住みなれた地域で、安心して老後を暮らせる社会を目指すための12の提案と早急に実現すべき64の対策で構成されています。

鳩山首相との会談で山口代表は、特別養護老人ホームなど、介護3施設の倍増やグループホームなどの3倍増を提案しました。さらに在宅介護の支援強化について「24時間365日訪問介護サービスの大幅な拡大を実現する。ただし、介護保険料は上限を設けて、利用者負担の上昇を抑制すべき」と主張いたしました。

鳩山首相は、厚労省に早急に提言を検討させ

る考えを示した上で、「施設の不足に対応する必要がある」と強調されました。また、家族介護者の休息を保障するレスパイトケア事業に強い関心を示し、さらに介護従事者の処遇の改善については「我々と方向性は一致している」とし、優先的に取り組む考えを表明されたとのことでした。

提出されたアンケート調査は約10万件で、全国の公明議員が協力し集めたものであります。このように、短時間でリアルタイムに地方の声を吸い上げて、さらに政策提言へと結びつけることができる政党は、公明党以外にないのではないかと自負いたしております。

それができる大きな理由の一つとして、公明党のネットワークのすばらしさだと思います。公明党の一番の特徴は、支援者と地方議員と国会議員との間に隔たりがないことであり、地方で解決できない問題は、国会議員に直接連絡をとり、気軽に情報交換ができ、さらに協力して問題の解決に取り組むことがごく自然に行われることであります。問題によっては、国会質問に結びつけて、解決につなげていくことができるネットワークが身近にあることであり、また、ネットワークの軽さもその特徴の一つだと思います。そういう観点から見てみますと、ネットワーク政党公明党の存在意義は大変大きいと言わざるを得ないと思います。

昨年末の段階で全国公明党公認登録議員数は3,063名であり、各政党をしのいで全国一を誇る議員数の政党が公明党なのであります。全国に張りめぐらした公明チーム3000、このネットワークを最大限に活用し、地方の問題や国の問題解決提言につなげる活動に、さらに国民から、また町民から大きな期待の声を多くいただいておりますことを、少しでもつけ加えさせていただきます。

それでは、本題の質問に入ります。

質問内容で大きな項目では9項目、小さい項目で16項目について、事前に通告をしてありま

す順に従って行いますのでよろしくお願いいたします。

(1) 介護保険事業計画の進捗状況の確認と推進の中から

① 特別養護老人ホームなど、介護施設の待機者の実数把握は、きちんとされているのでしょうか。また、その待機者解消に向けて、具体的な実効性のある実施計画が策定されているのでしょうか。

② 特別養護老人ホームへの入所希望が多い現状ですが、なかでも利用料の負担が少ない多床室（複数のベッドが入れられる部屋）や老老介護や老障介護、障害者ですね、に対応できる2床室の要望もあります。介護施設の整備を行う上で、今後配慮すべき点であると思いますが、それについての見解と今後の取り組みを伺いたいと思います。

③ 有料老人ホーム、ケアハウスなどの特定施設の施設整備状況はともに、その施設を利用する利用者の経済的負担の実態把握と、その負担軽減策は考えられているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

(2) 要介護認定のあり方について

調査結果を紹介します。全国市町村調査の要介護認定のあり方について、利用者から寄せられた意見で多かったものは「認定審査に時間がかかる」が6割を超え、「認定結果が低い」「認定審査員や訪問調査員の負担が大きい」が続いています」という結果でした。

その調査結果を踏まえて、

① 介護保険申請から認定までの期間が長いため、早急にサービスを利用したい方が大変困っている現状があります。当町においては、調査、認定までどれくらい時間がかかっているのでしょうか。また、その時間短縮のために、どのような手だてを講じているのでしょうか。

② 法の精神からいうと、申請申し込み時点からサービスを受けられることになって

いますが、現状は何日後から介護サービスを受けられているのでしょうか。町として、ケアマネジャーによる聞き取り調査による仮認定（要介護認定審査会の認定ができるまで）でのサービス提供について、どのように考えておられるのでしょうか。

③ 介護保険適用までの事務が煩雑で時間がかかりすぎている現状があります。事務を簡素化してスピーディーにし、すぐ使える制度に改善すべきであると思いますが、実態と改善に向けた取り組みをお聞きしたいと思います。

(3) 介護サービスの充実の観点から

(a) 小規模多機能施設の設置促進

調査結果を述べさせていただきます。今後充実していきたいサービスでは「小規模多機能型居宅介護」「認知対応型グループホーム」ともに4割を超え（複数回答のため）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）も4割近くに迫りました。このほか「短期入所生活介護、訪問介護に力を入れていきたい」と答えた自治体が多い結果となりました。

ここで質問ですが、

① 地域で暮らせる環境を拡大するため、当町において小規模多機能施設の設置促進への取り組みについて、どう考えておられるのでしょうか。また、今後必要なサービスについては、どのように考えているのでしょうか。

② 地域密着型サービスを充実させ、365日24時間の在宅サービスが求められています。そのための拠点整備として、小規模多機能型施設等の整備が求められていますが、現状と課題、町としての取り組みを伺いたいと思います。

(b) 混合サービスについて、

当町においては、混合サービス（介護保険制度で行えるサービス以外の実費負担を

伴うサービスの混合)については、どのように考えておられるのでしょうか。

(4) 認知症を予防し、また、介護予防で元気な高齢者となつていただくための施策で、現在実施されている予防策の現状と課題、今後の取り組みの考えを伺いたいと思います。

(5) 介護保険事業外の高齢者のための福祉施策の推進の提案として、高齢者の方が常に携帯して持ち歩く「安心カード」を作成し、本人の氏名、住所、生年月日、血液型、親族の連絡先、かかりつけ医、本人の持病・アレルギー、国民健康保険番号などを記入したものを携帯していただくようにすることを提案いたします。

(6) 介護家族や高齢者世帯等に対する相談体制の設置や拡充から

介護難民という言葉が生まれるほど、家族の介護をするために離職せざるを得なかった家族などがおられます。独居高齢者、高齢者世帯などの介護弱者に対してのきめ細かい相談体制が必要であります。子育てにはファミリーサポートセンターがあり、さまざまな相談、要望に対応できる整備が整ってきていますが、高齢者に対しても同様に相談できるサポートセンターを設けてはどうかと思い、これも提案をいたします。

(7) 在宅介護の環境整備

(a) 住環境の調査結果では、自宅で介護を受けている人のうち、「困っていることは」の質問に対し「介護する家族の身体的、精神的、経済的な負担が大きい」が35.8パーセントと最も多く、「本人や家族のぐあいが悪くなったときに一時入所できる施設がない」が18.8パーセント、「利用料が高い」が18.6パーセントと続きました。「介護施設への入所待ち」は、11.2パーセントでした。以上の調査結果から、家族の負担が多いことが35.8パーセントを示しています。その解消のためには、在宅介護の環境

整備が一番初めとなります。他市町においては、介護保険の中で住宅改修をサービスとして行うのではなく、一般会計から高齢者住宅改修事業を行っているところがありますが、手すりの設置からフロア（床）の段差解消、浴室の改修、トイレ改修など、独自財源で対応する計画が当町ではありますでしょうかお伺いします。

(8) 負担軽減について

保険料、利用料などですが、

(a) 保険料の減免について

介護保険に対する負担感が増している。これ以上、上げないでほしいというのが国民、町民の声であります。特に、低所得層への配慮が求められると思いますが、介護保険の減免について、どう考えているのでしょうか。

(b) 利用料軽減へ公的支援の充実について

認知症対応のグループホームなどでは、利用料の負担が重いとの声が強く出ています。これら特定施設への公的支援の充実が求められていますが、入所者の実態と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

(9) その他

① 介護職は、重労働、低賃金のため「あまりやりたくない職場」という声が多くありました。重労働という点では、配置基準の見直し（2対1）、夜勤体制の見直し（3交代制など）、看護師や男性介護士の拡充が求められています。現状と課題、今後の取り組みについてお聞きいたします。

② 介護保険制度のキーパーソンは、ケアマネジャーであります。処遇改善、人材育成、資質向上を図るとともに、もっと権限を与えるべきであります。現状と課題、今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

以上、介護の課題について、16点の質問について、板坂保険年金課長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 板坂保険年金課長。

○保険年金課長【板坂 要君】 道下議員の全国介護総点検による課題と今後の取り組みを問うのご質問についてお答えいたします。

最初に、介護保険事業計画の進捗状況の確認と推進についてのご質問にお答えします。

津幡町における平成21年12月末の介護認定者は1,083人ですが、そのうち特別養護老人ホームに入所している方は151人、老人保健施設は84人の方が入所しております。県内の特別養護老人ホームでの待機者は、県の調査では平成21年4月末で130人おりますが、入所必要度の高い要介護4、5の方は53人となっております。

国では、全国的な介護保険施設整備の遅れによる不慮の事故死再発を防止する等の観点から、平成23年度までに第5期介護保険事業計画の前倒しによる施設整備計画の推進を図ることとしております。

当町でも待機者の解消および介護サービス提供の充実を図るため、県および介護保険事業所と前倒しによる施設整備計画の協議を進めているところであります。また、その中で特別養護老人ホームの多床室および2床室の整備やケアハウス等の特定施設についても、現在始まっている第4期計画における特定施設整備計画とあわせて、総合的に検討している段階でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、要介護認定のあり方についてのご質問にお答えします。

初めに、調査、認定までの期間についてのご質問ですが、介護サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。認定は、申請をしてから主治医意見書の提出、認定調査、認定審査会を経て決定されることとなりますが、おおよそ1か月ほどかかります。従来、主治医意見書の提出期限を2週間としていましたが、10日に短縮し、認定調査も介護サービスの必要度の高い方は優先度を高めるなど、実態に即した効率的で柔軟な対応により、利便性の向上を

図っております。

また、介護サービス利用の開始時期についてですが、認定審査会による認定は申請後になりますが、認定の効力は申請日にさかのぼります。

介護サービスの利用が必要急務の方は、申請と同時に認定調査を実施しており、また、ケアマネジャーと町との協議により、即日介護サービスを利用することもあり、これからも柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、事務の簡素化についてのご質問にお答えします。

今ほどは申請から認定に至るまでの経緯についてお答えしましたが、これからも申請者の立場に立ち、より迅速で効率的な運用を図っていきたくておりますが、法的な事務の簡素化等については、県・国へ具申していきたいと考えております。

次に、介護サービスの充実についてのご質問にお答えします。

小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進についてのご質問ですが、現在、町内に1か所の小規模多機能型居宅介護事業所がありますが、在宅サービスの強化、推進を図る観点から、第5期介護保険事業計画の前倒し計画の中で施設整備を検討しております。また、デイサービスについても、現在定員30人と20人規模の2事業所が平成22年度の開設に向けて準備を進めており、在宅サービス利用の充実が図られると考えております。

次に、混合サービスについてですが、介護サービス利用に当たってはケアマネジャーが利用者の実情、実態に応じた必要サービスと限度額を考慮し、サービス利用計画を立てておりますが、それで不足と思われる方は実費でデイサービスを受けることも可能となっています。

現在、介護サービスの限度額を超える実費のサービス利用者は、月平均要支援で4人、要介護では10人おります。現在、実費のサービス利用費に対する町単独の助成事業は考えておりま

せんが、現状、実態については県・国へ報告していきたいと考えております。

次に、認知症を予防し、また介護予防で元気な高齢者になっていただくための施策についてのご質問にお答えします。

平成14年度より認知症になるおそれのある方を対象にした生きがいデイサービスを週1回開催し、平均10人の参加があり、認知症予防を目的とした教室もいきいきサロン等で随時開催しております。

また、今年度、県のモデル委託事業として、認知症安心ネットワーク推進事業に取り組んでいます。その事業において、65歳以上の方が参加しているグループ・団体等を対象に介護予防に関するアンケート調査を実施し、197団体のうち、88パーセントの団体から「活動には介護予防効果がある」との回答がありました。今後は、参加者自身がさらに予防効果があることの自覚を評価できる仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

次に、介護保険事業外の高齢者のための福祉施策の推進の提案についてのご質問にお答えします。

高齢者の方が常に携帯して持ち歩く「安心カード」の作成についてのご質問ですが、本年度より始まった津幡町高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画の中で、SOS安心ネットワークづくり事業において、認知症のある方が所持するカードの作成を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、介護家族や高齢者世帯等に対する相談体制の整備や拡充についてのご質問にお答えします。

高齢者の総合相談窓口として、平成18年度に地域包括支援センターが設置されました。平成20年度は新規の相談が725件、延べ2,623件の相談を受けています。初めて相談にこられたときの相談内容は、介護・治療の相談が49パーセント、生きがいづくり等の生活支援が26パーセン

ト、経済問題が16パーセント、地域とのトラブル等の問題が9パーセントでした。地域包括支援センターでは、社会福祉協議会と連携し、地域における支えあいマップづくりを進めながら、地域と行政、専門職の連携による問題解決の仕組みづくりを目指しています。

また、介護家族の精神的負担軽減を視野に入れ、研修会や交流会を実施しており、今年度、かほく市、内灘町と共同し「若年性認知症の人と家族の会」の立ち上げの支援も行っています。今後もふえていくと思われる相談に、迅速に対応できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、在宅介護の環境整備についてのご質問にお答えします。

初めに、独自財源での住宅改修助成事業はできないかというご質問ですが、介護保険での住宅改修事業は、給付上限額が18万円ですが、平成20年度で78件、給付額約985万円、平成21年度1月末では63件、給付額約776万円となっており、介護保険以外では、要介護認定を受けた非課税世帯および生活保護世帯を対象とした県補助事業の自立支援型住宅リフォーム推進事業があります。助成限度額は100万円で、平成20年度で3件、給付額は約239万円、平成21年度1月末で3件、給付額が約212万円となっております。この2つの制度をご利用になれば、限度額等の制限はありますが、必要とされる住宅改修はほぼ可能と考えており、現制度を十分にご活用いただきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

次に、負担軽減についてのご質問にお答えします。

初めに、保険料の減免についてですが、介護保険料は第3期介護保険事業計画では基準月額4,950円でしたが、今年度から始まった第4期介護保険事業計画では現在の経済状況等を考慮し、基金取り崩しにより基準月額を4,600円として負担軽減を図りました。保険料6段階のうち低所得者は1、2段階となり、基準月額は半

額の2,300円となっております。また、自然災害に遭われた方や不況により収入が激減した方等については、今年度、介護保険料減免要綱を作成し、負担軽減を図っているところであります。

次に、グループホーム等施設の利用料軽減についてのご質問ですが、認知症の方が対象となるグループホームは町内で9施設、定員は162人で、現在町民の方は107人入所しております。利用料は、要介護3の方を例にとりますと、介護サービスの利用者負担は約3万円ですが、そのほかに施設ごとに料金が違いますが、居住費、食費を合わせると月10万円前後が必要となります。グループホームや特定施設には低所得者に対しては住居費、食費の法的な軽減措置はありませんが、自然災害に遭われた方や収入が激減した方等については、今年度、介護サービス利用料減免要綱を作成し、負担の軽減を図っておりますので、ご理解をお願いします。

次に、介護職員の環境整備見直しについてのご質問にお答えします。

ご質問にありますように、介護職は重労働で低賃金であることから離職率が高く、人材確保も難しい状況にあり、良質な介護サービスの提供に支障が出ることが懸念されていきました。それを改善するため、国では平成21年度より介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策で介護報酬を3パーセント引き上げ、さらに各介護保険事業所の介護報酬等を基準として、介護職員処遇改善等特例交付金が国保連合会を通じて交付されることとなっており、介護従事者の処遇改善が推進されております。今後は、それらの実績を踏まえ、実情に応じて改善されていくと思われますので、その動向を注視していきたいと思っております。

次に、ケアマネジャーの処遇改善・人材育成についてのご質問にお答えします。

ご質問にありますように、居宅介護サービスのキーパーソンはケアマネジャーであり、介護

サービス利用者本人、そしてご家族とも緊密に話し合い、介護サービス計画を立案します。そして、困り事や相談事等を親身になって聞き、解決策を模索するという重要な職責を担っております。

処遇改善については、今ほどご説明した介護報酬改定等の改善策により、各介護保険事業所において、具体策が実施されているところであります。

また、地域包括支援センターでは、ケアマネジャーに対する後方支援を行っており、毎月事例検討会を開催、困難事例についての指導、相談は随時行っております。また、平成18年度より県主催で経験年数に応じた専門課程研修および主任介護支援専門員研修を県内の数か所で開催し、人材育成、資質の向上に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

2025年がピークということになっております。それまで急激な勢いで高齢化が進んでいく、その中で何とかリアルタイムで遅れをとらない施策をこれからも、今後も一つお願いしたいと思っております。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

緊急人材育成事業により中小企業従業員の雇用安定をということで質問させていただきます。

雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、雇用調整による雇用維持を図っている事業主または取り組もうとする事業主に対し、その期間中の教育訓練実施を支援するのが独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター、通称ポリテクセンター石川であります。

その支援内容は、中小企業の雇用調整期間中の従業員の意欲の低下防止、景気回復後の労働生産性の向上などのために教育訓練に取り組む事業主に個別に支援をする制度であります。

具体的な支援内容では、大きく4つあります。

1つは、事業主の方がどのような教育をすればよいのか分からない、どうすればよいのか分からないなどの相談に応じ、豊富なノウハウと情報を提供します。

2つ目は、具体的な教育訓練プログラム構築を支援します。教育訓練の計画、カリキュラムを提案します。

3つ目は、教育訓練実施のサポートを行います。教育機関の紹介・取り次ぎ・交渉、講師の派遣、教育訓練場所の提供、オーダー訓練の手配などを行います。

4つ目は、雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金における教育訓練加算制度活用について助言をしています。

以上が、中小企業の事業主への支援内容であります。

そのほか、失業者向けの緊急人材育成・就職支援基金による職業訓練もあります。この訓練の趣旨はと言いますと、雇用保険を受給できない方（雇用保険の受給資格がない方、受給が終了した方、自営廃棄者等）を対象に、就職訓練機会を拡充するため専修学校等の民間教育訓練を初め、大学・大学院、事業主、職業訓練法人、NPO法人等の人材育成にかかわる幅広い社会資源を活用して、緊急人材育成・就職支援基金による職業訓練を実施しています。

受講申し込みは、最寄りのハローワークに求職申し込みをすること、職業相談を受けること、訓練実施機関に申し込みをすることが条件となっていますので、通常ハローワークに足を運んでいる方のほとんどの方には、この職業訓練の情報は伝わっていることとされていますが、現実はまだまだこの情報を知らない方が多いのであります。センターとしては、さらなる広報活動に力を入れているとのことでありました。

ことし1月下旬に、当センター長よりお誘いがあり、党の議員仲間と一緒に金沢市観音堂にありますポリテクセンター石川を視察に行っ

てまいりました。

そのときに、当センターとしての大きな課題は、この基金による職業訓練制度のことやこういう立派な施設のことを知らない、このすばらしい制度を利用できてない県民が大変多いことであると悩んでおられました。この基金での職業訓練枠が年間で約1,700名分用意されているとのことですが、1月末の利用者は957名でありました。残りの枠にはまだまだ余裕があり、大変もったいないので何とか利用者をふやしたいので、力を貸してもらいたいとのことでありました。

過去最高の失業率の中、津幡町も例に漏れず企業の倒産やリストラ等で大変苦しみもがいている町民がたくさんおられます。そういう町民が少しでも早く再就職できるように、町として最大限の気配り、目配りと努力をしていただきたいと思います。

そこで、今回町に対してお願いしたいことは、せっかくよい制度があるのですから、この基金による職業訓練制度の内容の理解とあわせて、一人でも多くの町民に周知できる環境づくりをお願いしたいと思います。

公明党は、今回の通常国会の中で雇用が厳しさを増す中、雇用のセーフティーネット（安全網）を担う訓練生活支援給付金制度の拡充に向け強く主張いたしました。そして、鳩山首相から前向きな答弁を引き出すことができました。今後、拡充に向けた動きができてくると思いますので期待をしております。

この件について、村町長よりお答えをいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 緊急人材育成支援事業による職業訓練の周知により中小企業従業員の雇用安定をとのご質問にお答えをいたします。

平成20年に発しました世界不況は、いまだに事業主および労働者に深刻な影響を及ぼしているのは現状であります。

そのような状況の中から、国では緊急人材育成支援事業、中小企業緊急雇用安定助成事業を創設をいたしております。その内容は、ハローワークが窓口になりまして、新規雇用の促進、雇用維持を目的に努力する中小企業事業主への支援をいたしまして、休業、教育訓練に要する費用および労働者に係る賃金負担など一部を助成するものでございます。

当町といたしましても、今後もハローワークと連携を図り、緊急人材育成支援事業、中小企業緊急雇用安定助成事業の制度を広報、ケーブルテレビ、ホームページ、商工会等で紹介するとともに、独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター、いわゆるポリテクセンターの活動内容につきましても同様に、周知を図ってまいりたい、今、道下議員がいろいろご報告もなされました。私ども担当の産業経済課を中心といたしまして、全力でこの周知を図ってまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。また、パンフレット等をできれば窓口等に置いて、積極的に進めていただければと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

環境行動都市を目指して「もったいない宣言」ということで提案をさせていただきます。

町民がつくる環境行動都市を目指す行動宣言として「もったいない宣言」を提案します。

もったいないに込められた日本人としての心を大切に、町民一人一人が強い意思を持って、環境都市を目指していくための行動の第一歩として「もったいない宣言」を提案します。

静岡県藤枝市が昨年12月に「もったいない宣言」をし、取り組みを進めていることを、まず紹介させていただきます。今までの生活様式や事業活動を見直して、

1 番目 無駄のない暮らしの実現

2 番目 低炭素社会の実現

3 番目 地球市民としての行動

を掲げて取り組みを進めています。こうした理念に沿ってスタートした「エコファミリー宣言」では、家族でできる3つの目標として、

1 番目 1人1日25パーセント、1.4キログラムの二酸化炭素を減らす。

2 番目 1人1日10パーセント、50グラムの燃やすごみを減らす。

3 番目 身近な自然のすばらしさに触れ、環境保全活動に参加する。

を提示し、一人一人の目標としています。

その宣言書の裏には、エアコンの冷暖房使用を1日1時間短縮するとCO₂が74グラム削減でき、1年間に1,310円節約できることや生ごみの水切りを徹底すると1日35グラムのCO₂が削減できることなど、具体的な取り組みと1日当たりの成果、1と2が分かる一覧表が掲載されています。これに登録した市民は、この表に沿ってエコ生活に取り組み、半年後にその評価（4段階）を記入して市役所に送ると、市から認定証とエコ商品が贈呈されることになっています。

この宣言書は、市民の関心と呼び「これを実践すれば環境にもいいし、得もすると思うと、やる気が出てきます」との声もあると新聞で紹介をされておりました。

新政権でいち早く世界をリードするCO₂削減の目標提示を行い、国際的にも注目を浴びておりますし、当町ではすでに町施設の事業へのCO₂削減の取り組みの目標は明確であり、現在取り組みが進められている状況であります。

また、昨年8月にはエコリサイクルステーション・つばたRecoが完成し、利用されている中で、多くの町民から喜びの声をいただいておりますし、かなりよい反響もあり、環境行動に対する意識の向上も進んできているように感じられます。

大きな目標であるCO₂削減に向け、そろそろ町全体での具体的な取り組みをするよい時期

に來ているのではないかと思いますので、これを機会にぜひ「もったいない宣言」や「エコファミリー宣言」等の町民全体としての前向きな取り組みをしていただきたいと思います。

村町長にお答えをいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 環境行動都市を目指して「もったいない宣言」をとのご質問にお答えをいたします。

当町では、リサイクルの推進やごみの減量化、地球温暖化防止を推進することで、無駄のない暮らしの実現、低炭素社会の実現を目指しております。

そのためにまず、津幡町地球温暖化防止実行計画を策定をいたしまして、目標である温室効果ガス6パーセントの削減の達成に向け、取り組みを進めているところでございます。そして、そこから職員の意識が向上し、率先して「もったいない」の精神を持って行動していくことで、町民の皆さまにもご理解をいただき、同様の取り組みが広まっていくものと、こういうふうと考えております。「私どもが中心になってやっていくべきだ」、このように職員も意識しております。今後も職員の意識向上に努めるとともに、町民の皆さまには、日常生活で行えるもったいない行動の啓発を、具体的には地域の方を対象としたごみの分別やリサイクル、家庭での省エネ、エコドライブの方法などのもったいない出前講座等の拡充を図りたいと、このように思っております。さらに、小中学校に出向いての環境講座など、将来の地球環境を支える子どもたちにも小さなころからこの環境問題の重要性を伝えていきたいと、こういうふうと考えております。

また、町では、ごみの減量化、リサイクルを推進するため、道下議員の提案によります24時間利用できる常設資源回収施設つばたRecoを昨年8月にオープンをさせていただきました。町民の皆さまには大変喜ばれております。今後は、

つばたRecoを回収施設のみならず、分別についても知っていただく拠点として活用をいたしまして、多くの方に「もったいない」についてお伝えをしてまいりたい、このように思っておりますのでございます。

当町における「もったいない運動」は、町民の方々と直接触れ合う手法が最も適していると考えており、これらの活動を継続することが、町民総意のもとで取り組む「もったいない宣言」につながっていくものと思っております。

また、「エコファミリー宣言」については、県が推進しておりますいしかわ家庭版環境ISOへの登録制度を活用し、広く周知をいたしてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

続きまして、4番目の質問に移らせていただきます。

住民票の写しと印鑑登録証明書をコンビニで交付できるようにしていただきたい件でございます。

東京都渋谷区、三鷹市、千葉縣市川市では「全国初の試みで住民票と印鑑登録証明書の交付を始めた」との新聞記事を読みました。セブンイレブンの一部店、新型マルチコピー機に住民基本台帳カードをかざし、暗証番号を入力して本人確認する仕組みです。

もし、津幡町でも同じようにコンビニで交付ができるようになれば、役場の窓口時間にとらわれず、職場や自宅近くでのコンビニで用を済ませられることができ大変期待をされます。

また、窓口の混雑も同時に解消することが可能となるだけでなく、住民基本台帳カードの有効活用も大いに進み、効率のよい住民サービスの提供が可能となると考えられます。

津幡町としても、できるだけ早い時期にコンビニでの証明書交付が可能となるよう取り組み

をお願いしたいと思いますので、町長よりお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 住民票の写し、印鑑登録証明書をコンビニで交付をについてのご質問にお答えをいたします。

住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニでの交付については、道下議員の言われるとおり、東京都渋谷区、三鷹市、千葉縣市川市のセブンイレブンの一部において交付を始め、市民の利便性が図られているところであります。

さて、当町の状況を申し上げますと、金沢市、白山市、加賀市、小松市、能美市、かほく市、川北町、野々市町、内灘町、津幡町の6市4町におきまして、戸籍、住民票、印鑑登録証明書等の受け付けおよび交付が受けられるように相互に事務委託を取り交わし、広域行政窓口サービスを実施をいたしております。このサービスにより、勤務先や外出先で多くの方にご利用いただいております。

また、住民基本台帳カードをお持ちの方につきましては、住民基本台帳ネットワークを利用をいただきまして、全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになっております。

なお、コンビニでの住民票の写し等の交付につきましては、現在はセブンイレブンのみが可能であり、今後、このコンビニの参入や住民のニーズも考慮をいたしまして、近隣市町と連携を図りながら検討してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。何とか早目に実現ができればと思います。

それでは、最後の5点目の質問に移らせていただきます。

肺炎球菌ワクチン接種に町の助成をとの要望についての検討結果をお聞かせいただきたいと

思います。

昨年12月定例会で質問いたしました内容の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種に町の助成を提案いたしました。

町長は「周辺他市町の動向や医療費抑制が期待できるかどうか、財源確保策も含め検討する」との答弁でありました。その後、検討結果が出ているようであれば、お聞かせいただきたいと思います。

肺炎は死因の第4位で、高齢者ほど死亡率が高く、呼吸器疾患や慢性心疾患、糖尿病の患者に肺炎球菌ワクチンを接種するとインフルエンザワクチンとの併用接種で肺炎の死亡リスクは8割近く減少すると言われております。

肺炎球菌ワクチン接種に対し、町の助成の1日も早い実現を再度お願いし、町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 肺炎球菌ワクチンの接種への町助成要望に対する検討結果はとのご質問にお答えをいたします。

前回の平成21年の第8回議会定例会におきまして「肺炎球菌ワクチン接種の助成については、近隣市町の動向や医療費抑制効果とともに、財源等の確保も含めて検討する」と答弁をさせていただきました。

肺炎球菌ワクチン予防接種の助成状況については、県内で川北町、白山市、内灘町が今年度より助成を行っております。

医療費抑制効果につきましては、費用対効果を考える上で、ワクチンの接種率が低い場合、目に見える効果が薄いのではないかとと思われることから、他市町の接種率を注視しているところであります。

また、前回の議会定例会でお答えをいたしました、肺炎球菌ワクチン接種は、肺炎死亡リスクを低くしますが、肺炎のすべての原因菌が肺炎球菌によるものではなく、約50パーセントが他の菌やウイルスによるものであると言われて

おり、現在、厚生労働省において予防接種で予防可能な疾病についての研究班が立ち上がっております。そして、予防接種法に規定する対象疾病とすることの適否についての検討がなされており、その動向を注視しているところでございます。

また、財政面で見ますと肺炎球菌ワクチンの接種費用は約7,000円前後ですが、助成額は市町により2,000円から5,000円までの幅があります。接種者を65歳以上、70パーセントで、助成額を2,000円とした場合に約1,000万円、5,000円とした場合は約2,400万円の財源が必要となります。

これらのことを総合的に考えまして、もう少しお時間をいただいて検討をさせていただければと、このように思っております。ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ぜひともまた検討をいただきまして、早い実現を望みたいと思います。

これで質問を終わりましたが、持ち時間がわずかに残っておりますので、村町長へのねぎらいの言葉になるか分かりませんが、少しお話をさせていただきます。

私が初めてこの壇上に立ったのは、約7年前であります。村町長は、その1年前より町長として指揮をとっておられました。その村町長のお姿を拝見するたびに「一本筋が通り、情熱的で、町民に対する誠意が強く感じられる立派な町長だな」と思い、「尊敬できる人だな」と思っておりました。

当時、政治信条の一つとして、町長は「耳順である」と言われたことを思い出します。町長には数多くの方が要望に来るわけですが、基本的には早く耳にしたもの順に実現をしていく姿勢なんだと理解しました。その一言を聞いたときに感じました。「村町長という方は、本当に公平な判断をされる方なんだな」と実感をいたしました。それ以来、私は議会のたびに少

しでも早く町民からの要望を町長にお伝えしようとして頑張っていました。

大きな事業としては、まちづくり交付金による北部まちづくり、北部都市公園等々、ほかの事業や要望を着実に実現していただき、多くの町民より喜びと感謝の声をたくさんいただいております。

ここで町民を代表して、感謝の言葉を述べさせていただきますと思います。

村町長、2期8年間、津幡町民のために労を惜しまず働き続けていただき、本当にありがとうございました。これからは少しお体をいたわりながら、一町民の立場で、ときにはご助言をいただくような貴重な存在となっていきたいと願い、村町長に対しての御礼と感謝の言葉とさせていただきます。

今議会が、村町政の最後のステージとなると思うと少し寂しく思うのは、私だけではないと思いますが、長い間、本当にありがとうございました。

以上で、私、道下政博からの5点の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で9番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、4番 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 4番 酒井です。

今ほど道下議員も町長へのねぎらいの言葉を述べられましたが、私からも少し述べさせていただきますと思います。

今期限りで、津幡町長を退任されます村隆一町長に対しまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。

2期8年間の町長職を今期で退任されるわけですが、この間の輝かしい功績をたたえ、感謝申し上げるところでございます。

民間から町長職に就任され、活力あるまちづくりのため、これまでの民間経営手法を生かし、新たな挑戦、思い切った改革を実行してこれ

ました。日本一の行政機関を目指し、部制の導入、課の再編などの機構改革を行い、教育研修、能力開発を促し、コスト意識に立った活力あるまちづくりの実績は至るところに見られます。

事業におかれましても、文化会館の建設、ケーブルテレビ施設整備、中条公園整備、北部公園整備、津幡小学校の改築などの数えきれない多くの事業を積極的にこなしてこられました。

これまでのご労苦に対し、本当に感謝を申し上げます。体調不良とのことでございますが、今後とも健康に留意されまして、心身ともにご自愛いただきますように、またこれからも幾久しく津幡町の発展に対しまして、ご支援を賜りたいとお願いいたしまして、私からのお礼のあいさつといたします。

また、この3月をもってめでたく退職されます職員の皆さま、長い間、行政のためご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

今後は、健康には十分に気をつけていただきまして、これまでの知識を生かし、地域の発展、また町の発展のためご尽力いただきますようお願いいたします。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

まず、1点目でございますが、県水の料金値下げに対する町の対応をお聞きいたします。

谷本知事は、2月3日の県議会の代表質問の答弁で、7市5町に供給している県水道用水の料金を、新年度中に1立方メートル当たり20円程度引き下げる方針を示しました。「長引く不況で県民の生活は厳しい状況にあり、家計の負担をできるだけ軽減したい」と値下げを予定しているとのこと。県水単価の引き下げにより、受水している市町の水道料金も値下げとなる見通しで、各市町では「長年要望してきたことで、ありがたい」と述べられています。

現在の町の水道料金は、平成19年度で県内平均値で20立方メートルで3,339円に比較し、504円安くなっており、全国と同規模事業体に比べても778円安くなっているそうです。周辺の料

金水準比較では、かほく市より414円安く、内灘町とは同水準で、金沢市と比較して315円高くなっていますが、全国の平均水準を保っており、特に高いわけではないと思われます。

県水と自己水の計画取水割合は、20年度は年間で県水225万5,000立方メートル、自己水145万1,900立方メートルで合計400万6,915立方メートルとなっています。このように、県水は64パーセントで、県水がすべてでないため、値下げ幅がそのまま町水道料金の値下げになることはないと思われます。

現在の状況では、1立方メートルで20円ほどとしか分からない状況であり、正確な金額は出せないとしても、価格の引き下げが実施された場合、町民にどれくらい反映できるのでしょうか。

また、下水道料金はどのように変更されるでしょうか。

上下水道部長にお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 林上下水道部長。

○上下水道部長【林 敏則君】 酒井議員の答弁の前に、酒井議員からねぎらいのお言葉をいただき、身に余る光栄であります。41年という長きにわたり奉職させていただきましたことは、谷口議長初め議員各位のご協力、ご支援があったものと、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、酒井議員の県水の料金値下げに対する町の対応はとのご質問にお答えいたします。

津幡町の水道料金は、平成15年4月の県水受水費の引き下げに伴い値下げいたしました。下げ幅は県が1立方メートルにつき15円引き下げたのに対し、当町はさらに上乘せし、全体で25円程度の大幅な値下げを実施いたしました。このことは長引く経済不況の中で、町民に対する一定の効果があったものと思われます。

しかし、昨今の節水意識の向上や節水型家電製品の普及により配水量の減少等を含め値下げ前より収益的収入で年間約6,400万円程度のマ

イナスとなり、経営的に大変厳しい状況となっています。加えて、上水道の取水から送・配水施設の電気機械設備の老朽化が特に著しく、耐用年数をはるかに超えたものも数多くあります。今後の計画的整備の必要性からも、将来的に値上げを検討していたところであります。

しかしながら、谷本知事が県議会で「県水料金の引き下げは、厳しい経済情勢における県民負担を少しでも解消するというのが目的であり、受水市町に対しては積極的に取り組んでいただきたい」と答弁されています。

当町といたしましても、県の意向を尊重しながら、できる限りの引き下げに取り組んでまいりたいと存じます。また、価格の引き下げにより、町民にどのくらい反映されるかについては、具体的な値下げ幅や時期が不透明であり、県の動向を見きわめ、今後検討させていただきたいと存じます。

次に、下水道使用料の対応についてお答えいたします。

下水道の使用料は、上水道使用水量によって計算されていますが、下水の処理方法および会計が上水道とは異なる上、多額の先行投資が必要であり、その償還等で経営的に大変厳しい状況であります。また、現状と将来を見据え、健全で独立した会計を目指し、公共下水道料金の適正化を図ってまいりたいと考えております。したがって、現状の料金体系を維持し、健全な経営を図ることから、現時点での使用料金変更は考えておりません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 この際、暫時休憩をいたしまして、午後1時から再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午前11時59分

〔再開〕 午後1時00分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 それでは、休憩前に引き続きまして進めたいと思います。

採算の合わないようなことも値下げにできないとは思いますが、町民も含めまして、私も含めまして、ぎりぎりまで一応下げを期待しておりますので、よろしくお願いします。

また、下水道のほうも、直接、今とあまり関係ないという感じもあるんですけども、接続のほうをもっともっと推進、足を運んで推進していただきまして、下水道のほうは値上げにならないように努力してほしいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。

英田小学校、英田コミュニティの地盤沈下の対応についてお伺いいたします。

英田小学校は、平成元年に校舎棟と体育館が建設されました。また、平成3年に英田コミュニティ、6年に2棟目の校舎が建設されました。これらは、昭和56年6月の建築基準法改定の新耐震基準に基づいて建設された施設です。

それらの施設は、災害時の指定避難場所となっており、収容人数は小学校1,370人、コミュニティは170人となっております。しかし、現在は、地盤沈下により建物の周辺に大きな空洞が至るところに見られ、周辺の舗装面とは大きな段差ができ、指定避難場所としての機能が果たせるのか疑問であります。

建設に当たっては、山を削り、北側の谷に土砂を移動した上に建築されたと聞いております。校舎は地山の上であり、沈下は大したものではないのかと思いますが、体育館の南側は1センチ、北側では4センチくらいの沈下が見られます。また、30センチ角のコンクリート板による犬走りになっていたのですが、補修をしまして、現在はコンクリート打ちということに、板を外してコンクリートになっております。そのコンクリート自体が、校舎からも離れてしまっているという状況にあります。

校舎と体育館の渡り廊下の東側では7、8センチの沈下があり、コミュニティについてはホ

ールの南側も北側も大きく口が開き、深さは40センチくらいあると見られます。また、研修室の下も30センチから40センチの沈下が見られます。先日も床下の配管が破損し、土間コンクリートと地面の間に60センチくらいの空間ができているのが確認されています。建物の中では、体育館とコミュニティの渡り廊下の壁下部分で4センチぐらいのひび割れによるすき間ができています。

土間コンクリートは、はりからの鉄筋と一体に組まれており、空洞ができていても簡単に落ちるものではないかと思います。きょう、あすに危険が迫るものではないかと判断がされているのかもしれませんが、能登半島地震後、ホールなどのひび割れが大きくなったとの話も聞きます。このまま放置すれば、災害時に想定外の壊れ方も考えられます。

早期の調査、対策が必要と思われますが、町の今後の対応を早川教育長にお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 酒井議員には、日ごろから子どもたちや地域の安全・安心という面に心配りをいただきまして、ありがとうございます。

今ほどの英田小学校と英田コミュニティプラザの地盤沈下の対策についてお答えいたします。

本敷地は、昭和63年に小学校およびコミュニティプラザ用地として整備されました。その際に、盛土地盤を早く安定させるため、水抜きに効果的で、圧密沈下を促進させるのに効果的であるというペーパードレーン工法という軟弱な盛土地盤に適した工法を用い、主にコミュニティプラザ敷地について地盤改良を施しました。同年9月に英田小学校、平成2年9月に英田コミュニティプラザの建設に着手をしております。

ご質問にありますように、小学校とコミュニティプラザの両施設につきましては建物基礎下の杭により沈下はありませんが、周囲の敷地については建設後の地盤沈下が確認されております。

す。今までに、私どもも沈下箇所につきまして、土砂やコンクリートを補充するなどの措置を講じてきておりますが、その後も沈下が見られ、現在の状況にあるというふうに認識しております。

両施設は、大規模な地震に備えた避難施設でもあり、地域住民の生命を守るための拠点として大変重要な施設であるということから、早急に地盤沈下等の調査や測定等を行い、その対策を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 前向きな答弁ありがとうございます。

被害といいますか、沈下の少ないうちに対策をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で4番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 6番 前田幸子です。

2期8年、村町長には、本当にお疲れさまでした。道下議員、酒井議員がねぎらいの言葉をおっしゃいました。私も本当にそのように思っております。

私は、村町長のもとで図書館の仕事にかかわらせていただきました。大きなお力添えもいただきました。この場を借りまして、心よりお礼申し上げます。しかし、私は今、議員という立場で申し上げることは申し上げる、問うべきことは問うという立場におりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年3月ですけれども、内灘町でチャレンジ女性議会というものが開催されました。女性議長による会議録署名議員の指名とか、会期の決定など、本物の議会同様に進行しましたが、違うのは議員席がすべて女性で、2人の女性課長が堂々と答弁していました。傍聴席は、ほとん

どが女性たちで埋まり、補助いすを並べても足りないほどでした。

この女性議会は内灘町まちづくり政策部企画財政課男女共同参画室が実施した5回の女性エンパワーメント講座を経て実現したもので、男女共同参画の推進はまちづくり推進そのものであると確信して、町が政策として決意をもって取り組んできた証であると思われます。内灘町では、津幡町より3年後の平成17年から町を挙げて男女共同参画の推進に取り組み、男女共同参画の視点によるまちづくりが積極的に展開されています。一昨年には、男女共同参画まちづくり条例が制定され、さらに自分たちの町は自分たちでつくるという認識で、まちづくり基本条例の制定を目指して進んでいます。先日は、町、それから町会の区長会が主催したまちづくり町民塾、150名の方が各地区から参加して、町のいいところを見つけよう、町の問題点を考えようと集まって、検討されていました。

まず、津幡町における男女共同参画推進について、お尋ねしたいと思います。

男女共同参画社会の実現というのは、21世紀の我が国の社会を決定する最重要事項と位置づけられています。平成11年に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に国が策定した男女共同参画基本計画、国の動きに呼応して平成13年3月に石川県が策定したいしかわ男女共同参画プランを勘案し、町民アンケートを基礎資料として、津幡町でも津幡町男女共同参画推進プランが策定されました。

住みよい津幡町の実現を目指してつくられたこの津幡町男女共同参画推進プランは、小松市、金沢市、羽咋市などの自治体に続き、平成14年3月という早い段階で策定され、津幡町における基本的な取り組みの方向と具体的な施策が示された先進的なものであります。

この推進プランの期間は、平成14年度から平成23年度までの10年間とされ、来年が最終年となりますが、すでに8年が経過しています。

平成21年4月1日現在、これまでに県内19市町中13市町で男女共同参画に関する条例が策定され、能美市は今年度制定予定となっているようですが、津幡町では推進条例を策定、制定する計画状況はどうなっているのでしょうか。

男女共同参画推進室の設置、男女共同参画懇話会の開催状況はどうなっていますか。

進捗状況を定期的に点検、評価、公表するとともに、広く町民の意見を聞き、プランを推進することについて、これまでにいつ点検がなされ、どのように評価、公表されているのでしょうか。

この点についてお答えください。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 前田議員の津幡町男女共同参画推進プランの推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず、男女共同参画に関する推進条例の策定についてであります。昨年度、平成21年3月に開催をいたしました津幡町男女共同参画推進懇話会において、委員の方々から条例策定についてご意見がございまして、具体的期日まで定めておりませんが、条例策定に向けて動き出しているところでございます。

次に、男女共同参画推進室の設置についてであります。現在のところ集中改革プランにより人員削減中であることから、専任部署による人員増は見込めないため、設置する予定は今のところございません。

次に、男女共同参画推進懇話会の開催状況ですが、先ほども申し上げましたが、昨年度、平成21年3月に開催し、それまでの推進事業の報告を行い、今後の方針についての意見交換を行いました。今年度につきましては、3月に開催する予定であります。

次に、男女共同参画推進プランの進捗状況についての点検、評価、公表についてであります。平成15年度に各担当部署に調査を行い、その回答を津幡町男女共同参画推進員の方に報告

をしております。

また、今年度につきましても各部署に対しまして進捗状況を調査しているところであり、取りまとめたものを津幡町男女共同参画推進懇話会に報告をし、公表を行う予定でございます。

以上が現状でございます。

○6番【前田幸子君】 今の答えによりますと、平成21年の3月に初めて懇話会が開かれたということですが、それまで開かれなかった……。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

発言するときは、挙手をして……。

○6番【前田幸子君】 はい。申し訳ありません。

開かれなかったという、そういう理由というのは、何でしょうか。

○町長【村 隆一君】 私がお答えするよりも、担当いたしております総務課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 長総務課長。

○総務課長【長 和義君】 平成20年3月まで開催されていなかった理由ということでございますけれども、これにつきましては、男女推進懇話会の設置要綱が平成19年に制定されまして、それで設置をされたということでございます。その後、直ちに開催をしたということでお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

○6番【前田幸子君】 それでは2点目、政策・方針決定の場へ女性の参画促進についてということでお尋ねします。

政策・方針の立案、決定の場に、男女がともに参加し、それぞれの意思が反映されることが必要だと思います。

2月25日付の新聞によりますと、県の各種審議会、委員会で、女性が占める割合を新年度までに35パーセントとする目標を掲げていて、昨年の6月現在、前年の30.4パーセントから31.3

パーセントとわずかながら上昇したことが報告されていまして。

津幡町男女共同参画プランには、法令、条例に基づく審議会、委員会等への女性登用率を、平成19年までに30パーセントを目標として参画を推進するとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ることが明記されています。津幡町での委員会等における登用状況は、私の調査では35名のうち女性は1名で、2.9パーセント。具体的には、教育委員会5名のうち女性が1名、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会は女性はだれもないゼロとなっています。

お隣の内灘町のことを調べてみますと、教育委員会委員5名のうち2名、選挙管理委員会4名のうち2名、固定資産評価審査委員会3名のうち1名、委員会での女性の占める割合は17.2パーセントで、津幡町の6倍、かなり進んだ状況となっています。また、審議会等の女性の登用についても、平成20年度では津幡町は445人中65人で14.6パーセント、内灘町では271人中72人の26.6パーセント、約2倍の数値になっています。

新聞報道によりますと、金沢市では各種審議会、委員会に占める女性委員の割合が27.0パーセントと過去10年で最高となりましたが、女性の参画はまだまだ不十分として、12年度末には35パーセントを目指すとのことでしたが、津幡町でのこの遅れていると言える状況について、説明をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 政策・方針決定の場への女性の参画促進についてのご質問にお答えをいたします。

当町では、平成19年に津幡町附属機関等の設置及び運営に関する要綱を定め、その中でも津幡町男女共同参画推進プランに基づき、女性委員の割合が30パーセント以上を占めるよう努めることを明記しておりますが、平成21年4月1

日現在の町の協議会等の女性委員の割合は14.6パーセントとなっております。

町が設置する協議会等については、学識経験者や町民の方々の意見を求め、行政に反映させることを目的としているため、各種女性団体連絡会を初めとして、町内のさまざまな団体からの推薦により委員を選任することも多くございます。各種団体の事情を考慮いたしますと、女性のみを推薦対象とすることは、難しい状況であります。

また、積極的に委員を公募することも推進しておりますが、女性のみを公募の対象とすることは、公募の趣旨から外れると思われまので、特に女性のみを対象とした募集は行っておりません。

女性であることを理由に差別することはもちろんあり得ませんが、男女共同参画推進のみにとらわれて、女性のみを優遇することも、真の男女共同参画とは言えないのではないかと考えております。

町の最高の政策決定の場である当町の議会議員につきましては、前田議員を初め18人中4人の女性議員がいることは、男女共同参画推進の観点において大いに誇るべきことであると思っております。

しかしながら、当町の女性につきましては、個人の意識の差もありますが、共働き世帯が多く、家庭の都合などにより社会参加への意識を持ちながらも、参加できない方が多いのが現状であるかと思われま。

現在、津幡町男女共同参画推進員の方々が、啓発活動に一生懸命取り組んでおられます。今後、この活動を通して身近な場における女性登用促進の啓発を進め、これらの積み重ねを結果として、健全な男女共同参画社会が形成されることを期待をいたしております。

もう一つ付け加えさせていただきます。本当にこの啓発活動というのが、もう少し役場ならびに議員の皆さま方、町民の皆さま方、みんな

でやろうというところを、もう少し私どもとしてはきちっとやらなければいけないのではないかと、こういうような思いを今いたしております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

○6番【前田幸子君】 今ほどの町長のみんなでやろうという気持ち、啓発ということをおっしゃいまして、本当に私もそのとおりで思っております。

また、この男女共同参画というのは女性だけのものではない、それもそのとおりで私も思っておりますが、やっぱり数の上で見えるような形になっていくということで、一つ次の段階としまして、町職員の管理職登用についてお尋ねしたいと思います。

平成21年4月1日の調査では、一般職では183名のうち男性職員が119名、女性職員64名のうち、30名の管理職ポストに女性職員はゼロ、男女比率は3.3パーセントということになっております。

一方、内灘町の例をとりまして、何度もあれですけども、25名の管理職のうち3名の女性課長がいらっしゃって12.0パーセントという、数字でいえば津幡町の4倍という状況になっております。

男女共同参画ということにつきましては、平成17年の6月定例会で、宮本議員が「19年度までの目標値達成は可能か」という質問をされています。それに対しまして、町長は「女性の登用率30パーセントを目指して、計画的に政策・方針の決定の場への女性参画の拡大を図り、より一層の女性への参画を推進したい」と答弁なさっています。また、「適切な人事配置により、優れた能力と意欲を持つ女性職員が自信を持って管理職を目指し得る環境づくりに努め、女性管理職の登用を推進したいと考えている」とも答弁なさっています。

しかし、津幡町において、先ほどの女性の委

員、また管理職の数が伸びていないこの理由、こういうことは何でしょうか。背景には、先ほどもおっしゃいましたけれども、どのような問題があるとお思いでしょうか。

その点について、よろしくお願ひいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 町職員の管理職登用についてのご質問にお答えをいたします。

町職員の管理職登用については、公平、公正に職務能力を判断し登用しており、性別は関係ないと私は思っております。

本町の一般行政職における管理職に当たる職名には、部長級、課長級、課長補佐級があり、現在7人の女性管理職が活躍をいたしております。私どもでは、いろんな採用の状況がございます。そういう中で次世代の管理職候補である係長級においては、27人の女性職員が現在おります。その割合は、女性一般行政職全体の約42パーセントに相当をいたします。男性一般行政職全体に対する係長級職員の割合が約24パーセントであることと比較しても、かなり高い割合になっております。私は、将来に女性管理職が本当にふえてくると、そういう今段階にあるということをご認識をいただければと、こういうふうに思っております。

すでに、本町の人材育成基本方針をお示してあるように、今後も町行政として、男女格差のない人事配置はもちろん、意欲と能力のある職員の積極的な登用、これを推進していくことが津幡町役場の推進の原動力になる。このように思っておりますので、将来的な女性管理職がふえていくと、女性で27人の女性職員が係長級にいるということもご認識をいただいて、この回答とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

○6番【前田幸子君】 ありがとうございます。

お聞きしていて、本当に男女ともに能力が発揮できる環境、それからチャレンジできる環境

ということ、そういう機会を整えていくということが本当に必要だというふうに思いました。男女共同参画というのは、やはり、まちづくりの基本になるところだというふうに思いますので、そういう方向になっていったらいいなというふうに願っております。

次に、ボートピアについて質問いたします。

平成18年10月23日、700人委員会から津幡町の子どもの育ちの環境を悪化させるボートピアをつくらないでくださいという要望書を提出いたしました。町長は「反対の声があることを初めて知った。総合的に判断して決める」とおっしゃったその翌々日に、全員協議会で突然容認を発表されたわけです。容認の理由として、議会の意向、職員の報告を総合的に判断したとおっしゃっています。

平成18年の8月9日から11日、部長5名、企画財政課長補佐の計6名で、ボートピアなんぶ、ボートピア川崎を視察され、その視察報告書、旅行復命書が提出されています。

平成18年9月定例会で、納口議員の一般質問に対して「町としては、ボートピアの立地に係る影響について、事前に理解を深めることはもとより、町民の方々に対して、その情報を提供していかなければならないと思っております。そのため、先進団体への職員による視察を指示、実施したところでございます」とお答えになっていらっしゃいます。

平成18年12月定例会では、宮本議員の質問に対し「職員の先進地視察の目的は、すでにボートピアが立地している行政体を視察し、その立地経緯と現状について、情報や資料の収集確認を行うことでした。詳細に懇切丁寧に、本音で対応していただき、十分な成果を得ることができたとの報告があった」という答弁もなされています。

そこでお尋ねします。

視察前に、町長は、本当はどのようなお考えで視察の指示をなさったのでしょうか。

また、2番目として、ボートピアなんぶ、ボートピア川崎の両施設ともに、当時赤字であったにもかかわらず、その報告が明確にされていなかったと思われますが、その理由についてなぜとお考えでしょうか。

そのことをお尋ねします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 職員への視察指示については、ボートピア誘致計画は案件を検討する上で、町行政の各部門および全体のかかわりや影響などについて先進地の視察、特に当町と同様の立場であった立地自治体の視察を中心に理解を深め、知識を得るように指示したと思っております。

次に、ボートピアなんぶ、ボートピア川崎の両施設とも赤字であったにもかかわらず、その報告が明確にされていなかったのはなぜかについてでございます。先ほども申し上げましたとおり、当町と同様の立場の自治体に対する視察が主眼であり、着目点も施設の経営状況というより、施設が立地している自治体へのメリット、デメリット等に重点を置いたと認識をいたしております。

施設の運営については、当町が運営するのならともかく、そうでもないことから直接の関係のないことだと思っております。なお、両施設とも景気動向などから売り上げが落ちている視察結果報告は、受けておりました。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 前田議員。

○6番【前田幸子君】 実は、この2月、中村議員、塩谷議員の3人で、平成18年8月9日から11日にかけてボートピアなんぶへ行かれたというその南部町、その役場、それからボートピアなんぶへ3人で出かけてまいりました。実際に見学し、お話を聞いてまいりました。懇切丁寧に私たちも説明を受けまして、ボートピアの視察をいたしました。

非常にいろいろ問題点も見つかりました。そ

の中で、地元の方から伺った話ですけれども「このボートピアなんぶの計画というのは、地元からの要望を受けて誘致したということにはなっているけれども、実際は、業者と地元のボスといわれる議員が癒着して、巧妙に進められた」という話を聞いて驚いてまいりました。張本人の議員の方は、平成18年の合併に伴い2月に行われた際の町長選挙で、公職選挙法違反の罪に加担して、5月に起訴されておりました。視察に、職員の方が視察に行かれた8月、それは8月ですけれども、5月に起訴されていて、旧南部町の5人もの町議が大量に失職した事件だと聞きまして、そういうことが背景にあったのかと非常に驚いてまいりました。

また、売り上げにつきましても、先ほど町長は聞いておりますという話でしたけれども、ボートピアなんぶ、ボートピア川崎も大幅に下がり、競艇事業そのものが将来に続くかどうか疑問視されている中、平成10年宮城県初の公営ギャンブル場として設立されましたボートピア川崎、これは平成12年から赤字が続き、累積赤字は30億になり、撤退が検討されてもいると聞いております。

ボートピアが津幡町民にとって本当にいいものであるかどうか、これはかほく市を初め、石川県内ほかの市町村で誘致の話が出て設置されなかった施設であるということからも明らかであります。

職員が視察する前に、推進ありきではなく、全く白紙の視点でしっかりと見届けて報告してほしいという指示があれば、町長命令があれば、また違った報告書となり、視察の意義、成果が得られたのではないかという思いもいたします。

議員主導ではなく、行政の首長、役場職員が町民の目線で、町民主役の視点で、正しい情報をしっかりと得ようと取り組めば、このような大きな間違いは起こらなかったのではないかと。

青少年教育への悪影響、交通渋滞あるいは交通事故、治安の悪化、さまざまなおそれが懸念

されています。町の大きなイメージダウンにもなると言われています。次の世代に私たちが残すべきものは何か。ポートピアではないはずだと、ギャンブル場ではないはずだと、そういうことを強く申し上げて、町民の声を真摯に受けとめ、耳を傾ける、そういうことが必要ではなかったのか。そのことを申し上げて、私の議員としての最後の一般質問といたします。

○議長【谷口正一君】 以上で6番 前田幸子議員の一般質問を終わります。

次に、11番 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 私も最初に、村町長、本当に長い間ご苦労さまでした。私は、本当にいい出会いをさせていただいたことを一番に感謝しています。また、町民に対して、もてなしの心、本当に行政の方の言葉遣いが変わったことを住民からたくさん聞きます。本当にありがとうございました。

それでは、私から2点について一般質問をさせていただきます。

初めに、早川教育長に新年度の津幡町の教育施策を推進するための総合的な構想であります教育ビジョンについて、お尋ねいたします。

1点目に、学校教育の充実

2点目に、生涯学習環境の整備

3点目に、社会教育の充実として、世代を超えて人の和を広げる社会教育の環境づくり

4点目に、スポーツ・レクリエーションの振興

5点目に、文化の振興として、ふるさとの文化の継承、創造、発信について、答弁を求めます。

私は、学校教育の充実では、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健康でたくましい体」をバランスよく身につけさせることだと思っています。

それには、健康な歯に対しての取り組み、予防歯科を一番に挙げたいと思っています。物をおいしく食べたり、人と楽しくおしゃべりする

るには、歯は大変重要なことはだれもが知っていますが、それに対しての健康な歯を維持していくための習慣的なルールが子どものときからの対応、親のしつけや学校でできる啓発活動だと思っています。

日本人のむし歯予防の保有数を、12歳児においてむし歯予防の先進国フィンランドと比較すると約4倍だそうです。その差は、一番に予防歯科の普及にあると言われています。

むし歯のできる仕組みや自分自身のむし歯のリスクを知ることにより、より適切な対処を実践していくことは可能です。歯科医院と連携して、むし歯を未然に防ぐことは「確かな学力」「豊かな心」「健康でたくましい体」をつくることにつながると思います。

私はそのために、ぜひ、22年度の教育施策にむし歯予防事業交付金事業を提案したいと思います。

自治体の中には、むし歯予防のため学校保健指導者を対象にし、指導、講習会を行い、研究発表と交流を図ることにより、学校歯科保健の充実および発展を期するための補助金等交付も行われていると聞いています。佐賀県に至っては、市町村歯科保健支援事業として、市町村乳幼児う蝕予防事業費補助として、むし歯半減対策事業の中に、フッ素塗布事業への補助金2分の1、フッ素洗口事業への補助金2分の1を小学校まで拡大して実施していると聞いています。

当町でも、ぜひ県に働きかけをお願いしたいものであります。

私は以前の一般質問でも、むし歯が本町が県下で一番少ない自治体であってほしいということを質問させていただいています。ぜひ、教育長に前向きに検討をお願いしたいと思います。

次に、スポーツ・レクリエーションの振興として、私は1番に芝生化を推進していただきたい。

一昨年、運動公園の多目的グラウンドの芝生化は、私が提案した安価な鳥取方式で芝生化さ

れました。芝生化によって、今では、ツエーゲン金沢の少年サッカー教室も開かれ、1月31日の新聞記事には「ツエーゲン金沢が津幡にU-15のジュニアサッカークラブの創設」の記事が載っていました。私には、スポーツ振興のさらなる発展につながってきたように感じております。

芝生化は、子どもたちが外遊びを好きになる。体力のアップにつながる。思いっきり走ることでストレスの発散になる。運動量がふえることは、よく眠ることにもつながると思われま

す。2月26日のまた新聞記事ですが、津幡町の条南小学校の早起き運動の記事が目にとまりました。教育委員会の重点施策の「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ」の一環として、大変喜ばしいことだと思いました。

また、私は、この施策を実行していくには、スローガンを示すことを提案したいと思います。

教育長の答弁を求めます。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 南田議員ご質問の新年度の教育施策を推進するための総合的な構想である教育ビジョンについてお答えいたします。

津幡町教育委員会議は「人間尊重のもと 生きがいと広い視野を持ち、生涯にわたって心豊かで潤いのある生活を創造する人づくり」を指針として、平成22年度の教育目標を定めました。

学校教育では「社会の一員としての自覚を養い、豊かな人間性と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を目指す」ことを目標とし、これを達成するため「知」「徳」「体」のそれぞれの面から7つの努力目標と7つの重点施策を定め、また生涯教育では「すべての町民が、文化活動やスポーツ活動等の学びを通じて、生涯にわたり健康で心豊かな生活の実現を図る」こと、「学校、家庭、地域がきずなを深め、住民一人一人が地域社会の一員であることを実感し、明るく安心・安全な住みよい地域づくりを推進する」ことを目標とし、5つの努力目標と8つ

の重点施策を定めております。

特に、平成22年度は、幼児期からのリズムある規則正しい基本的生活習慣を身につけることが将来の人間形成に大変重要であるとの考えから、「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ」を学校教育、生涯教育の統一した項目として掲げました。この「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ」は、例えば、子どもたちの頭を育てること、それから体をつくること、あるいは心を育てること、そのすべてに当てはまる大変重要なものだというふうに考えております。このことをまたスローガン化することも検討して、あわせて取り組んでいきたいというふうに思っています。

さて、歯の健康についてですが、平成18年9月第5回定例会の一般質問で、南田議員より子どもたちのむし歯予防対策についてご質問をいただきました。

今おっしゃったとおり、当時、津幡町は県内でも児童生徒のむし歯保有率の高い町でありましたが、その後の幼稚園、保育園、小学校、そして私どもがジュニアスポーツ教室の指導員等々への啓発活動を行うことによりましてというふうに理解しておりますが、本町のむし歯なし児童生徒数は、平成20年度に比べて、本年度は3.1パーセント、72人ふえましたし、中学生についても4.9パーセント、38人と、ともにむし歯なしの子どもたちが増加をしております。徐々にではありますが、幼少期からの予防歯科が効果を奏しているというふうに判断しております。

なお、参考までに町の全児童、小学生ですけれども、全児童のむし歯なしの、むし歯にかかってないむし歯なしの児童の割合は、平成17年度は18.6パーセントでございましたが、21年度では34.8パーセントというふうに大きくむし歯なしの子どもたちがふえているという状況です。また、一番のむし歯なしの学校は、17年度に18.1パーセントの子どもたちがむし歯がなしと

いう状況だったんですが、21年度には45パーセントまでむし歯なしの子どもたちがふえているということからしても、着実に啓発活動、実践活動が進んでいるというふうに思い、喜んでおります。

今後もむし歯の処置完了者の比率を上げるとともに、むし歯にならないよう、幼児期からの予防歯科を推奨していきたいというふうに思っています。フッ素なのか、あるいは歯磨きを励行するのか等々については、また、私どもの組織の中で検討して、学校現場とも保育園現場、幼稚園とも力を合わせて取り組んでいきたいというふうに思っています。

なお、ご提案の県への予防歯科の補助金制度につきましては、私ども教育委員会だけで対応できるものではないと考えますので、関係する部署と相談させていただきたいというふうに思っております。

次に、グラウンドの芝生化についてであります。運動公園の多目的競技場は、おかげさまで芝生化により大変多くの皆さま、町外からも利用していただいております。さらに、平成22年度から、これまで10月に小学校のサッカー交歓会というものを行っておりますけども、これまで条南小学校と英田小学校の2会場で分散して行っておりました。しかし、小学校のこの交歓会もぜひ多目的競技場で開催したいという申し出がありまして、その方向で計画をいたしております。また、井上保育園の運動場の芝生も順調だとお聞きしておりますが、緑のグラウンドを利用し、子どもたちがすくすくと元気に育つよう、今後もその方向性を少し広げられるのかどうかも含めて検討、あるいは維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

生涯学習の分野では、平成21年度から町の生涯学習社会の将来図として、生涯学習事業を推進する上で基本となる生涯学習、芸術文化、スポーツ振興、読書活動等の総合的な計画として、生涯学習推進計画の来年度策定を目指して、今、

現在作業を進めているところでございます。

生涯を通じてみずから学び、社会参加できる機会と環境づくりの充実を図りながら、人と人とのつながり、地域のきずなが深められるよう各種事業を実施したいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 南田議員。

○11番【南田孝是君】 1点だけ、お願いいたします。

県へ申し上げる前に、当町として、むし歯予防に対して補助金というのは出せなくても、教育長としての考えはどうでしょうか。

それだけ、1点だけお願いします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 今のご質問の町としての助成金事業をできないかということですが、また、県のほうへも申し出ながら、あわせてそういうことが可能なかどうか、検討させていただければと思います。

○議長【谷口正一君】 南田議員。

○11番【南田孝是君】 どうもありがとうございます。

私は、本当に健康な体をつくるには、歯の健康が一番だと思っていますので、本当に津幡町が県下でもむし歯の少ない自治体になることを願っております。

2点目に入ります。

「もったいない運動」で本のリサイクルを主題して、環境安全課長に答弁を求めます。

もったいない運動とは、ごみを減らしていくためには、ごみの発生そのものを抑えていく施策とした取り組みに使っています。

私は、その中で、特に本に的を絞って、住民にごみの減量、資源の節約という直接的な効果だけでなく、ふだんの生活の中で、読書教育の充実と不用図書の有効活用を意識したライフスタイルを心がけていただくことにつながる本の

リサイクルを提案します。

昨年、当町の役場の裏にリサイクルエコステーションが完成しました。そこにはたくさんの本や雑誌も持ち込まれています。いい本であっても、家庭で不用になった図書は捨てられます。とてももったいないことです。一般に普通たいがいの人は、1回読めば2回とは読まなくて、部屋の片隅に埋もれさせ、結局資源ごみに出すか、焼却ごみになってしまいます。

リサイクルで引き続き活用する取り組みは、いろんな相乗効果も期待できます。

リサイクル図書で、教育の深刻な問題の解決方法の一つとして、読書の持つ潜在的な教育力に大きな期待を寄せることができると考えて、取り組んだ自治体も聞いています。

千葉県袖ヶ浦市では「子ども読書の街 そでがうら」を宣言し、まちぐるみで読書活動に取り組み、それを盛んにすれば、子どもたちの読む、調べるの習慣が形成され、子どもたちの生きる力が育つであろうと考えた取り組みもあります。

ぜひ、読書教育の充実と不用図書の有効活用と利用率アップをリサイクルエコステーションで考えることはできないでしょうか。

最近の新聞記事には「図書購入費の財源は地方交付税で、自治体によっては使途は自治体の判断にゆだねられ、財政難の中で2割が目的外に充てられている」という記事も載っていました。

私は、もったいない運動で本のリサイクルを行うことによって、新しい公共として、地域で支え合う活性化策にもなると考えています。

以上について、環境安全課長の答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 坂倉環境安全課長。

○環境安全課長【坂倉秀夫君】 「もったいない運動」で本のリサイクルをとのご質問にお答えいたします。

ご質問の不用図書の有効活用と利用率アップ

をリサイクルステーションで考えていただけないかとのことでありますが、リサイクルエコステーション・つばたRecoが昨年8月にオープンして以来、多くの町民の皆さまに利用していただき、大変重宝がられている状況であります。これまでの6か月間で雑誌類の搬入実績は、約60トンとなっております。この中に、ご指摘のようにリサイクル可能な図書も数多くあると思われます。

ただ、つばたRecoで図書の再利用を行うには、利用者の希望意思表示が必要になるため、新たに図書用収納スペースを設けなければなりません。現在、つばたRecoでの収納スペースが予想以上の搬入により手狭となっており、別に優良図書収納およびリサイクルコーナーを設置する余裕がない状況にあります。

図書の有効利用を行うためには、優良図書の識別や修繕等を行う作業者および専門知識者である図書館との連携や図書ボランティアの育成を図っていくことが必要不可欠であります。

このことを踏まえると、専用的に実施することは難しいと思われますが、まずは管理人のいる時間帯に簡易なりサイクル収納ボックスを設置して対応を試みたいと思っております。

また、現在図書館で行われているブックリサイクルを活用していただくように、町民の皆さま方にリサイクル図書への関心や認識を広く周知していくとともに、教育委員会と連携を図りながら、不用図書の有効活用および利用率のアップのあり方を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 南田議員。

○11番【南田孝是君】 私も本のリサイクルをエコステーションだけじゃなくて、図書館でも行っていくのは、これは一緒になってやるのが大事だと思っています。

また、住民参加によって、一緒になって本を仕分けしたり、この本は小学校にいいとか、図

書館に持っていけばいいとか、いろんなことでコミュニケーションをとることが、これからの財政、厳しい財政の中で、ぜひとも必要だと思っていますので、今回質問をさせていただきました。ぜひ、前向きに進んでいくことを願って、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議長【谷口正一君】 以上で、11番 南田孝是議員の一般質問を終わります。

次に、2番 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 2番 森山時夫です。

まず最初に、今年、毎年3月の定例会におかれましてはお別れの間でもあり、特に今回は私にとって深い思いがあります。

突然の村町長の退任の決意がありました。村町長さんにおかれましては、町民サービスをモットーとして、当町の職場の改善、また安全・安心のまちづくり、子どもの育成と体力づくり、道路網の整備、また町・県を代表して県や国への切なる陳情など、多忙な激務に2期8年にわたり、重責を全うしていただき、多くの功績を残されたことに、本当に、誠にありがとうございました。

特に、当町の職場の改革では、町内外を問わずいろいろな人から「職員の対応が非常にすばらしい」、また「そこへ行っても気持ちがよい」そういう話がよく聞かれます。また逆に、「町長さんがかわったら、職員の対応変わらんやろうね」とそういう心配な声も聞かれます。今後は、本当に激務から解放されて、体を崩さないよう、特に体調管理には特に気をつけて、今後も町の発展のためにご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

執行部の杉本産業建設部長、林上下水道部長、兼保会計管理者、坂倉環境安全課長さん、本当に最後の今回定例会になりましたが、町のために常日ごろ職員の先頭に立って、陣頭いただきましたことを、厚くお礼を申し上げます。

私としても、中学生からの同級生でもあり、

今回、本当に通常気心の通った人が、この3月定例会でもってお別れすることは、非常に寂しい思いでありますけども、また当町庁舎にもまだ私の同級生もおりますので、本当に皆さんご苦勞さまでございました。

それでは、私の本題とさせていただきます。

2点、質問事項あります。

1点目は、学校給食指定米の評価についてでありますけども、平成20年12月定例会の一般質問で酒井議員の米飯給食を3回から5回にふやす、また向議員よりは有機米による食の安全を消費者のニーズにこたえるよう取り組みが提案をされております。

こうした中、河北郡市において平成21年度より、一斉に地元産の米飯給食が実施されることになりました。当町の学校給食米指定農家は、笠野地区の岩崎営農組合、田屋営農組合、市谷営農組合が指定をされました。町内8小学校、2中学校の全児童3,731人分の米飯給食、週4回として、1,000俵の米を有機米農法による安全・安心のうまい米をモットーにした収穫米であります。

有機米は、化学肥料や農薬を使用する従来農法とは違い、土壌改良をいたして土と稲に活力を与えて、土の養分を吸い上げ、非常においしい、安全な米となる一方、化学肥料栽培と違って、コスト削減に反比例する農法でもあります。肥料費の大幅な増額、労働力の増加、水田管理、収穫の低下など、農家の負担は大変大きなものであります。消費者の皆さまに、ぜひそういうことを知っていただきたいと思っております。

こうして育てた学校給食米は、町行政、JAかほくのきめ細かな指導や助成金で成り立ち、農家の汗水を流した心のこもった自信の一粒でもあります。次世代を担う町内の小・中学生に提供し、健康と体力の源になるようお願いを込めた安心・安全、おいしい米を提供していることを学校給食を通じまして、農家の苦勞を知っていただければ幸いです。

こうして取り組んだ収穫米を給食に使われてから約5か月ほどたつわけではありますが、ここで早川教育長にお伺いいたします。

一般家庭ではなかなか食味ができない有機米の学校給食について、非常に生産者も関心を持っておりますが、児童たちの給食に対しての評価はいかなるものであるかということをお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 森山議員の有機米農法で収穫した安心、うまい米の評価はどういうことかということについてのご質問にお答えいたします。

まず、答弁に入る前に、森山議員を初め日ごろより大変お世話をいただいております、ご苦勞をおかけいたしております田屋、岩崎、市谷の営農組合員の方々に対しまして、お礼を申しあげます。ありがとうございます。

私ども教育委員も現場を視察させていただきました。有機米をつくるために、土壌改良から大変多くの作業が加わってきて、その辺のところの理解もしなければならぬという思いで、教育委員帰ってきたところであります。

それでは、答弁に入らせていただきます。

平成20年の10月から町内の小・中学校におきまして、JA石川かほくのご協力のもと、つばた産米を用いた米飯給食の実施をすることができるようになりました。平成21年4月より、今もご質問でありましたけれども、これまでの週3回の米飯給食を4回までふやすことができました。そして、同年10月より、田屋、岩崎、市谷の営農組合の方々にご協力をいただき、有機米による米飯給食を実施することができるようになったわけであります。

田屋、岩崎、市谷の営農組合の方々によって、本町の約10ヘクタールを超える水田で学校給食用としてつくられた有機米は、評判上々でございます。例えば「歯ごたえがあり、かんでいううちに米本来が持っている甘みを感じる」ことが

できる」「子どもたちに「よくかんで食べる」ことを指導しているので、粘りがある有機米は、そしゃく力増進、歯のかむ力をふやすことにつながっている」あるいは「食に関して、安全が保障されており、安心しておいしく食べている」「地産地消という観点から、生徒、保護者の方々に自信を持ってPRすることができる」あるいは「ごはんが光っていて、より新鮮で、おいしい思いをしている」等々、数多くの声を児童生徒や教職員から聞いております。その声を聞きながら、子どもも大変うれしく喜んでいる次第であります。

こうして地産地消によるおいしく、安全・安心なごはんを毎日食べれることに対し、営農組合の方々はもちろんJA石川かほく、関係各位の皆さまに感謝するとともに、今後もおいしいつばた産の有機米を学校給食に提供していただき、安全・安心な食育の推進に努めていきたいなというふうに思っています。

先ほど教育目標の中に、来年度は「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ」という言葉を出しましたが、実はこの中に、米、ごはんを食べることにより、その米はどうしてできたか、だれがつくってくれたかということを考えていくとき、そこに感謝の気持ちという言葉も加えられることができる。その一つの運動として、「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ」を取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上で答弁終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 森山議員。

○2番【森山時夫君】 今ほど有機米の評価について、早川教育長から非常にいい返答をいただきました。これもまた、いろいろな会合があるときには、皆さまにお知らせをして、またその農法に対して一生懸命頑張っていて、学校給食米をつくるということに前向きにいたいと思います。

それで、私も一般生産農家として、特にこういうおいしい米だけでなく、野菜とか果物が

あるわけなんですけども、米とか野菜のほうは、大体本当の製品になるのは5割から7割ぐらい。特に果実となると、1割ぐらいしか皆さんの口元にわたる製品にはならないわけで、常にそういう日ごろの、日常の自然との闘いということで、非常に生産者も苦勞をしておるわけなので、それもちょうとつけ加えておきます。

それで、次、2点目ですけども、ちょっと関連したことで学校給食費未納問題対策費ですけども、過去より非常に問題になっている学校給食費未納問題が、津幡町定例会においても幾度も質疑されています。一向に改善がなされないようで、年々増加の一途をたどっております。

今ほども述べたように、真心を込めて育てあげた食物を提供した生産者や町民の立場から見て、未納者に対して理解しがたい問題でもあります。

平成17年度、石川県内の市町別給食費未納状況調査によれば、公立小学校、中学校345校中、未納者がいる学校は97校、割合28.12パーセントで406名。何と未納額は1,072万614円であり、そこで河北郡市の状況でありますけども、平成17年度の県の調査と比較をしますと、去年、平成21年度の津幡町は6人から33人にふえて約5.5倍になっている。また、かほく市におかれましても7人から41人、5.86倍、また内灘町は43人から101人、2.5倍など、各市町においても4年前と比較して耳を疑うほどの未納者の人数がふえておる状況であります。

滞納対策は、各自治体の努力にお任せということでありますけども、昨年より新政権に変わり、今年4月から子ども手当が、一律1万3,000円が中学生卒業までの児童に対して一律に支給されることが法案決議されました。

子ども手当の支給に対して、町の財政面では、給付費は交付金の増額とか特例交付金の交付、また事務費においても補助金、交付金の交付など、県・国の交付により、実質負担はないようでありますけども、子ども手当は次代の社会を

担う子どもの健やかな育ちを支援するという趣旨であり、国民全体で支援して、平成22年度は約2兆7,000億の予算が計上されております。国民の約3割が恩恵をこうむることになります。

世間では、まだまだ福祉の充実とか保育園の増設、弱者の救済など、多くの問題が山積している中で、その重みを十分に理解していただき、有意義な資金運営を望むと同時に、2月の5日か6日だと思いますけども、衆議院予算委員会の中で「子ども手当に関して給食費に充てられないか」という質問がありました。そこで鳩山首相のほうは「法案の中に記載がないために、今年ではできない」というそういう答弁がありました。国民のほうは、子ども手当が実のある活用を願うとともに、国民全体の支援で成り立っている趣旨を念頭に、健やかな児童の未来を築いてほしいものです。

各自、いろいろな事情があると思いますけれども、増大する一方の学校給食費未納者の激減対策を講ずる機会でもあり、強い行動力を望むところであります。

そこで、学校教育の立場として、今後の見解を早川教育長にお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 学校給食費未納者対策についてのご質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、学校給食法などの法令に基づき実施をいたしており、津幡町学校給食管理規則でも学校給食のあり方について明確に定めて、適正な管理運営および指導に努めております。

本町の学校給食費につきましては、各学校において徴収および管理を行っており、未納者につきましても教職員等の努力により、同一世帯の兄弟姉妹が卒業するまでには、これまで完納、みんな納めていただいているという状況にあります。

先ほどおっしゃったように、今日の景気低迷による家庭の経済状況の悪化によりまして、未

納世帯が増加してくる傾向にありますので、今後未納者がふえることも当然考えられる、予想されるというふうに思っています。したがって、各学校とさらに連携を深めて「払えるのに払わない」など、保護者の責任感や規範意識の欠如による未納者には、家庭訪問をいたしまして、納入を督促するといえますか、督促を行い、子どもたちにとってはなかなかできない、子どもに対してはできないことだというふうに考えておりますが、給食停止という形ではない法的な措置など、強制的な徴収手段も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

なお、子ども手当の支給につきましては、今ありましたように給食費の未納と現在では相殺できるそういう制度にはなっておりませんが、私も教育長の立場で、実は、文部科学副大臣との会合がありまして、その折にも今のこの問題、ここへお金を使えないのかということの提案を2月にしてきました。そういうことも含めながら、今後の動向とあわせて、給食費と子ども手当との相殺についても、状況を見ながら検討していきたいというふうに思っております。

なお、ちょっと話飛びますけども、農業は、教育という現場においては大変重要な土を耕して、植物を育て、食物を育てるということは、大変教育の現場においては大切なことであると思ひまして、考えておりますということもあわせて、また今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長【谷口正一君】 森山議員。

○2番【森山時夫君】 滞納問題に対しては、ちょっと強い言葉ですけども、やはり私たち生産農家としては、それくらいの強い意思で対応していただきたい、そういう気持ちでこの質問をしたわけでございます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で2番 森山時夫

議員の一般質問を終わります。

次に、5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 日本共産党の塩谷です。

5点について、質問をいたします。

初めに、中学校卒業までの子どもと75歳以上の高齢者の医療費を無料にすることを求めているお尋ねいたします。

3人の子どもさんを抱えた家庭の奥さんからお話をお聞きしました。「夫の会社の仕事が減って、週3日から4日休みになり、給料も10万円ほど減りました。一番下の子がまだ小さくて自分は働きに行くことができないので、夫が夜間の仕事を見つけてきて、今何とかやっています。しかし、保育料、家賃、水光熱費など、必要経費を引くとほとんど残りません。子どもが今のところ元気なので助かりますが、これで病気にでもなったらどうなるのかと心配しています」。

また、別の男性からもお話をお聞きしました。「親会社が倒産し、回してもらっていた仕事が来なくなった。ハローワークに通ってはいるが、なかなか仕事が見つからない。知人から仕事を今回してもらっているが、月に数日しか仕事がない。仕事に行けないということがこれほどつらいことだと思い知った。頭がおかしくなりそうときもある。自殺する人の気持ちも分かる。子どもが病気になったらどうなるのかと心配でいっぱいだ」。

雇用状況が好転せずに、厳しい生活を余儀なくされ、この生活状況で病気になったらどうしよう不安な思いでいる人がたくさんいます。安心して医者にかかれるように、子どもの医療費を窓口無料にしてほしいという要望を多くの方からお聞きしています。

すでに県内では、就学前までに限らず、一部でも自己負担の全額助成を導入している自治体は10自治体となりました。全19自治体の半数を超えたわけです。

輪島市では、2月の定例会で、ことしの4月

1日から小学校就学前までの子どもの医療費の自己負担が廃止されることが決まりました。また、県外ですが、三重県津市では、小学校就学前まで医療費無料だったものが、入院については中学校卒業まで無料ということになります。

津幡町でも、自己負担の全額助成をぜひ実現していただきたい。年齢も中学校卒業までの通院費にまで拡大することを求めます。すでに35都府県が実施しているように、石川県が子どもの医療費の窓口無料化に踏み切れば、津幡町でも問題なく実現するわけですから、町から県にぜひ要望を出していただきたいと思います。

また、年金で暮らす高齢者の方からもお話をお聞きました。「体の具合が悪くて、医者に通う回数をふやしたいが、お金のことを考えると無理。漢方薬も買いたいけれども我慢するしかないと思っている。最近、食欲がないし、とっても心細い」。子どもだけでなく、年金で暮らすお年寄りにとっては、医療費が無料になることがどんなに心強いのかということを物語っている言葉だと思います。

川北町では、ことしの1月から75歳以上の高齢者の医療費を無料にしています。

また、長野県の原村では、昭和46年4月から今日まで65歳以上の老人医療費を無料にしています。平成17年に出された「原村における福祉医療制度のあり方に関する提言書」というのがありまして、それを読ませていただきましたが、その中に以下の文面がありました。「当村の福祉医療制度は、昭和46年にスタートして以来、県や他市町村に先駆けて、老人や乳幼児等の対象年齢および障害者の対象区分を拡大し、住民が安心して医療機関に受診できる体制づくりを進めてきました。その結果、国民健康保険における1人当たりの医療費の抑制にも寄与してきたものと思われます」というものです。福祉の心で医療制度をみずからつくってきたという誇りが感じられる文ではないでしょうか。そして、提言では、さらに申請しやすい仕組みの構築、

制度を長期的に維持、存続させる枠組みの構築、健康づくりの推進に視点を置いた事業費の抑制という3つの観点から提言が行われていました。

医療が無料になれば、どれだけ安心して暮らせるかと思います。福祉の心があればできることだと思いますが、いかがでしょうか。

町長さん、お願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 塩谷議員の中学校卒業までの子どもと75歳以上の高齢者の医療費を無料化にすることについてのご質問にお答えをいたします。

75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度は、平成20年度から開始されまして、当町では平成22年1月末で3,432人の方が被保険者となっております。

平成21年度における医療費総額は、約35億6,600万円と予想され、そのうち被保険者の一部負担額は高額療養費を除くと、約3億2,600万円と推計をしております。仮に医療費の無料化を行えば、新たに年間3億円を超える財政負担が生じることとなります。

また、医療機関への安易な受診が行われる可能性もあり、医療費総額が増大することで、後期高齢者医療制度運営にも影響を及ぼすことも懸念されますので、現時点では医療費の無料化は困難かと思います。

次に、子ども医療費の無料化の拡大については、家計への負担が大きくなりがちな入院について、平成19年度から小学校修了前まで、平成20年度からは中学校修了前まで、町独自で拡大しております。

また、小・中学校を通じた長期的な通院が必要で家計への負担が大きくなる白血病や慢性肺疾患、心室中隔欠損症などの慢性特定疾患の子どもや障害を持つ子ども、生活保護世帯の子どもなどについては、別に公費負担医療制度を活用していただいております。町といたしましては、受益と負担の公平性も考慮し、これ以上の拡大

は現時点では考えておりません。

次に、子ども医療費の現物給付については、医療機関への自己負担金の支払いや町への請求手続きなど、制度利用者の方の負担が軽減されるという利点がある一方、町は医療機関への利子相当分の補償に係る費用の増加等があり、医療機関においては町への請求手続きに伴う事務量や事務費の増加が見込まれます。

これらのことから、子ども医療費の無料化や現物給付については、今後の課題として考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷議員。

○5番【塩谷道子君】 老人の医療費無料のときに、よく安易な受診ということが言われるんですが、実際には、今紹介しました原村では、医療費が低い長野県の中でも、大変少ない下位になっています。資料も持っていますので、また後で担当課の方にお示ししたいと思っています。

本当にこの10年間、大企業優遇政策で、大企業は内部留保を大きくしながら、一方では、賃金を抑えたり、派遣労働をふやすなどしたために、リーマンショックを契機に雇用の悪化が一気に進み、貧困化が蔓延しました。津幡町でも生活保護世帯がふえたことが新聞でも報道されていました。貧困化の一つの要因が社会保障の貧困さだというふうに挙げられていますので、本当に今こそ福祉の心で医療費を無料化にするということは、大変大事なことから思っています。また、県への要望もぜひ出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2点目の質問をいたします。

2点目は、5歳児健診の実施を求める質問です。

私は、健診と言いましたが、町のほうで調べてみますと、健康の健と検査の査、健査というふうに書いてありましたが、ここでは健診というふうに言わせていただきます。

平成17年度に施行された発達障害者支援法では、発達障害児者に対する生涯を通じた支援がうたわれています。さまざまな支援体制の一つに、児童の発達障害の早期発見というのがあります。早期発見だけでなく、早期対応が求められています。

これまでの調査によって、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能広汎性障害の子どもたちが、小学校入学後に学校不適応や心身症の状態などの二次的な不適応へと進展していくことが少なくないということが分かってきました。しかし、早期発見といっても早ければいいというものではなく、問題点が見えてくる適正な時期に発見することが望ましいということです。

軽度発達障害児に焦点を当てた健康診断の追跡調査の結果がありますが、それによりますと5歳児健診が適正ではないかと言われています。また、5歳児健診で終わりとするのではなく、その後の相談体制をしっかりと行うことが大切だと思います。

事後相談では、子育て相談、心理発達相談、教育相談を3つの柱として、5歳児健診によって明らかになった心配ごとに寄り添う体制、また就学をスムーズに迎えるために、学校と連絡を取り合う体制をつくることが大切かと思えます。必要によっては、医療機関や療育機関を紹介することも必要だと思います。

1月末に滋賀県の大津市で、人間発達基礎講座というのがありまして、それに参加してきました。そこで話されたことを少し紹介いたします。

鳥取県では、鳥取大学の小枝達也教授の指導のもとで、平成8年から5歳児健診に取り組み始め、平成19年度には100パーセント取り組まれるようになりました。5歳児健診であることから、就学前に1年間の時間があり、親子ともに十分なサポートが得られ、入学してから落ちついて学習に向かうことができ、二次的な不適応を防ぐ上で効果が出ていると報告されてい

ました。また、小枝達也教授は、保護者や保育士同席のもとで、専門外の医者でも5分ほどで検査のできる検査方法を編み出しています。その検査方法などは、鳥取大学で研修できるような体制も取られているということでした。

内灘町でも、検査方法は違いますが5歳児健診を実施しております。保護者の方からも大変喜ばれていると聞いております。

津幡町でも5歳児健診実施に向けた検討あるいは研修を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民福祉部長よろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 5歳児健診の実施についてのご質問にお答えをいたします。

発達障害については一般的に乳幼児から幼児期にかけてあられ、重度、中度の精神の遅滞は母子保健法で定められる3歳児健診までに発見されることがほとんどですが、ご指摘のあった学習障害、注意欠陥多動性障害および高機能広汎性発達障害等は一般の健診で発見するのは困難な場合があります。

3歳児健診時には、保育園に入園している幼児がほとんどであり、家庭以外の人とのかかわりが広がり、言葉もふえるこの時期に、社会性の発達等を見るには、集団保育や遊びの中で継続的に幼児の様子を見ていくことが重要であると考えております。

そこで、町保健師が保育園や幼稚園を訪問し、常日ごろから保育にかかわっている保育士や幼稚園教諭とともに専門機関などと連携を図りながら、発達障害児の早期発見に心がけております。

さらに、保育士においては、毎年開催されている発達障害に関する研修を全員対象に行っており、障害に対する理解と見識を深め、早期発見や対応ができるように保育のスキルを高めております。

また、全国保健所長会の研修会では、専門家

から発達障害の原因の一つと言われている自閉症については、5歳児健診で発見するのは遅いという意見も示されていることから、当町では、今後も保育園や幼稚園などの日常的な集団生活において、発達面で気になる幼児の早期発見に結びつけていきたいと考えております。

そして、今後は、就学後も継続的なかわりで発達障害児の支援ができる体制づくりを構築し、教育委員会を初め関係機関とのさらなる連携強化に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷議員。

○5番【塩谷道子君】 いろいろな対策がとられていることをお聞きしました。ぜひ、支援ができる体制ということが大変大事かと思いますので、今後ともよろしくお願いいたしたいと思います。

実際に大変不安がっていらっしゃる保護者の方もいらっしゃると思うので、やはりその方たちに「こんな子ですよ」だけじゃなくて、「こうしたらいいですよ」というような支援体制も、ぜひよろしくお願いいたいと思います。

3点目は、地元産の木材を使うような施策を求める質問です。

津幡町は、山林が多く、それで生計を立てている人もいました。しかし、外材に押され生計が成り立たなくなると、林業は衰退してきました。しかし今、環境問題や新しい仕事おこしという面から、農業とともに林業の大切さが見直されてきています。森林組合を中心に津幡町でも山の再生が取り組まれています。

林業を盛んにするためには、国が木材の輸入依存を改め、木材の価格を保証しながら国産材の需要をふやすこと、また山村の守り手を支援することなどが需要ですが、国の一般歳出に占める農林水産予算の割合は1980年には12.3パーセントを占めていたものが、2010年度には4.6パーセントと下がっています。2010年度の林野庁関係予算は、対前年比75.9パーセント、912

億8,400万円の削減となっています。

予算が大きく減らされている中で、町としてできることの方策がいくつかあるのではないかと思います、考えてみました。その一つが、公共の建物に地元産の木材を使うということです。

津幡小学校の改築では、一部地元産の木材が使われるそうですが、計画中の学童保育の建設でも、ぜひ地元産の木材を使っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、町でも県と同様に地元産の木材を使って家を建てる時に、助成金が出る制度があるといいと思います。すでに町では、そういうことも検討されていると聞いていますので、もしできているようでしたら、どんな内容なのか教えていただけませんか。

3つ目は、今、全国の自治体に広がりつつある住宅リフォーム制度を検討し、地元産の木材を使うことで助成金を上乘せするというのもできるのではないかと思います。住宅リフォーム制度というのは、地域の住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成するという制度です。そのことで住宅の改善を容易にするとともに、町内住宅関連産業中心とする地域経済の活性化を図ることを目的としています。

現在実施しているのが、19都道府県の83自治体です。岩手県岩手町では、助成額の上限が50万円ですが、町産材を使用した場合は最高40万円の助成をしています。岩手県の試算では、経済波及効果が40倍以上と見込まれています。また、岩見沢市では、この制度への申し込み件数が平成19年度288件、20年度334件、21年度480件と利用が大幅にふえており、市民から歓迎されているということが示されていました。

以上、3点にわたる提言についていかがお考えでしょうか。

町長お願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 地元産の木材を使うよ

うな政策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在、環境対策や雇用対策の受け皿として、農業や林業がさまざまな面で全国的に注目を集めております。

津幡町では、森林組合を初め県や関係機関と協力し、森林や林業のさらなる活性化を図る取り組みとして、平成19年度よりいしかわ森林環境税を活用した森づくりの事業を進めております。また、新たな取り組みとして、今年度より森林整備・林業活性化基金事業により、境界の明確化や間伐の事前調査、緊急雇用創出事業を導入し、竹林整備や林道の維持管理を行う事業など、積極的に進めているところであります。

次に、公共の建物での木材の使用につきましては、今まででは強度性能や耐久性の問題から木材の使用が控えられるような動きがありましたが、近年、木のぬくもりの大切さが叫ばれていることや木材乾燥と集成の技術が向上されたこともあり、現在建築が進んでいる津幡小学校改築工事で部分的に使用されているほか、上大田地内で建築された特産物販売所でも使用いたしております。町といたしましては、公共施設での木材の使用、特に地元産材の使用の取り組みを、今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、地元産材使用建築に対する助成制度の内容についてのご質問でございますが、県内の多くの市町は、地元産材材の利用促進や定住促進を目的に木造住宅の新築に対し助成を行う制度が設けられていると認識をしております。

当町でも、県や先進市町の助成、取り組み内容を参考に助成内容を検討いたしまして、交付要綱案まで検討いたしましたが、現在公布にはまだ至っておりません。

そこででございますが、私は、全国町村会に行っております。そういう中で、私は、町長会の会長になりましてからすぐ、農林水産部会というのがございます。そこへ所属をいたしてお

りまして、昨年の12月、林野庁の長官に40分ほどお話をさせていただきました。特に、私は、木材関係に大変興味を持っておりましたので、どうしても一つお願いをしたい。といいますのは、全国の公共事業に日本の木材を使ってもらえないかと、これを使うようなことになれば、大変な需要が出てくるし、森林というものに対して大変な活性化ができるのではないかと、真剣に取り組んでお話を聞いていただきました。全国町村会の代表7名も行きまして、要望をいたしたわけでございます。

そういうことをきちっと一遍検討してみたいというお話でございました。しかしながら、この仕事の仕分けの中で、この林野庁、農林水産省の大変な経費削減がされております。そういう中で工夫をしてやっていただけるという確信を持っておりますし、また町村会のほうでもやはり引き続き継続をしてそういう点の要望をということを、私は伝えておきたいとこういうふうに思っております。

今後は、新町長の下で、地元産材の使用を促し、林業の活性化につながるような、よりよい助成制度として町民の皆さんにご活用いただける要綱となることを願っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷議員。

○5番【塩谷道子君】 私と同じようなお考えを持ってくださっていて、しかもしっかり要望もしていただいたそうで、大変ありがたく思います。今後ともそういう方向で取り組んでいただけるように、また私も提言をしていきたいと思っています。

では、4点目、町営バスの運賃を町内一律にすること求める質問をいたします。

町営バスの運賃は、150円から430円までの幅があります。同じ町内に住んでいながら、町の中心部から遠いというだけで料金が高いというのは、納得ができません。特に、過疎地域にお

いて運賃が高いということになりますので、過疎に拍車がかかるということになります。

木曽義仲の旗揚げで知られる日義村と三岳村、開田村、木曽福島町が合併して生まれた木曽町では、どこへ行くにも200円という均一料金でバスを運行しています。乗り継ぎのときには、運転手さんから乗り継ぎのチケットをもらうそうです。合併した町ですからかなり広いと思いますが、均一料金なので子どもが友達の家遊びに行くのにも利用できると喜ばれているそうです。

私自身もそう遠くない時期に町営バスのお世話になると思いますが、均一料金になること、そして回数がふえることが実現することを願っています。

一つの提案なんですけど、今、福祉バスと町営バスがありますが、これらを一本化すること。

また、今の福祉バスを利用している人には、あらかじめバスを交付すること。

路線のイメージとしましては、町中を循環する数本の路線と河合谷、笠谷、萩坂谷、寺尾谷それぞれを循環する路線をつくり、それらをつなげていくという、そういう考えができないものかということを思っています。

一度検討していただけないでしょうか。

町長よろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 町営バスの運賃を町内一律にすることについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、同じ町内に住んでいながら町の中心部から遠いというだけで料金が高いというのは納得できませんというご意見でございますが、現在運行しております池ヶ原線、九折線、相窪線は平成3年より、河合谷線は平成9年より、民間バス会社が廃止した路線を引き継ぎ、町民の足を確保するために町で運行を開始したものでございます。

料金につきましては、当初廃止した路線の運

賃を基本に設定しておりましたが、交通弱者の足として公的に運行することや利用促進の観点から、対距離運賃の基準を平成8年12月に設け、あわせて値下げの改正を行い、現在の料金に至っております。また、市街地を循環する運行につきましても、平成8年12月の運行当初より150円均一料金としてご利用いただいております。

公共交通の一つである町営バス運行は、各自治体の財政状況を勘案しながら、それぞれの地域のバス利用者を初め、交通状況、特色、地理的条件等を考え、さまざまな工夫により対応されているものと考えております。本町としては、財政状況も含め総合的な判断から、今のところ全路線の均一料金は難しいと考えております。

次に、町営バスと福祉バスの一本化についてのご質問でございますが、これまで「福祉バスを有料化し一本化すること」や「福祉バスに一般の方を乗車させることについて」などの検討をしてまいりましたが、高齢化社会を迎えている今日、福祉後退につながるものと、当分は一本化しないとすでに判断をされております。

次に、町中を循環する路線と河合谷、笠谷、萩坂谷、寺尾谷をそれぞれ循環する路線をつなぐというご意見でございますが、中山間地を循環する路線は地形や運行時間が長時間になることから難しいと考えております。しかしながら、それぞれの中山間地域を運行する路線と市街地運行の路線を相互連絡するご提案につきましては、現在検討しているところでございます。

今後は、地域公共交通会議で、路線改正案、料金設定等も含めてご審議をいただき、津幡町にあったバス運行に努めてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷議員。

○5番【塩谷道子君】 私も木曽町でどういふふうになされているのかということも、ぜひ研究していきたいなと思っておりますので、またも

う少し具体的に提案できたらいいなと思っております。また、ぜひご検討ください。

5番目に集中改革プランについてお尋ねいたします。

広報つばたの2月号に行政改革の記事があり、おおむね順調にいつている旨のことが書かれていました。しかし、この間、正規の職員が減り、非正規の職員がふえてきました。保育士さんだけを見ても半数が非正規職員となっています。町民へのサービスという点では、決していいことではありませんし、官制ワーキングプアを生み出すということにもなるのではないのでしょうか。

また、今、図書館長さんを教育部長さんが兼務ということになっています。初めは暫定措置かと思っていましてけれども、1年間そういう形でした。これも経費節約なのかなと考えてしまいますが、図書館というものは、ただの貸し出し機関ではありませんし、そう考えると兼務というのはちょっと無理なのではないかと思っています。図書館というのは社会教育の支援を行い、町民からのどんな問い合わせにも答えるという知的好奇心を醸成するところであり、読書を通して人と人をつなぐと考えれば、やはり、兼務でなくて、館長さんとしていらっしゃるということが大事なのではないかと思います。図書館関連のキャッチコピーなども雑誌に載っていましたが、例えば「人をハッピーにしてくれるところ」とか、「自殺したくなったら図書館へ」とか、「無限の時間と空間のあるところ」とか、大変、図書館というのは多様であり、奥深いものだと思います。

集中改革プランというのは、人を削るというのではなくて、ほかにある無駄を見つけるといいうことが必要ではないかと思っています。

いくつか挙げさせていただきます。

集中改革プランの中にもありましたが、特別職の報酬のことの削減のことも書いてありました。審議会の答申を待つのではなく、やはりみ

ずから下げるということが大事ではないでしょうか。千円単位の切り下げをただけでは1、2パーセントの減額にすぎませんし、普通の感覚ではその10倍ぐらいということになるのではないのでしょうか。

また、議員も参加しています各種委員会、審議会、協議会の報酬も問題ではないかと思っています。条例では、報酬が7,000円を超えない範囲でとなっていますが、私が所属しています協議会は、年に1回しか開催されず、しかも報酬は7,000円です。何か議員として報酬の二重取りというような感があります。これらの協議会は、公募にして交通費だけの支給でも十分ではないのでしょうか。また、ペットボトルなどの飲み物が用意されていることもあります。これらも必要ないことだと思います。

まだまだあるとは思いますが。例えば、研修なども本当に必要な研修なのかということを検討することも必要ではないかと思っています。

こういう無駄、内容ですね、それをもう少し検討してこそその改革ではないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

町長お願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 集中改革プランについてのご質問にお答えをいたします。

平成18年3月に策定いたしました津幡町集中改革プランは、それまでの行政改革大綱を踏まえ、効率的、効果的な改革を推進していくために、平成21年度までの目標と達成時期を明確にしたものであります。

その中でも定員の適正管理と給与の適正化については、無駄を省くといった趣旨のものではなく、民間機能等の活用や事務の委託等を推進し、組織のスリム化を図るとともに、財政事情の悪化、行政および公務員をめぐる環境の厳しさを踏まえた給与の見直しを行うものであり、その結果として、平成16年度と比較をいたしまして、平成20年度では人件費が7.2パーセント、

約1億1,000万円の減額になったことは、集中改革プランを策定した意義が十分にあったものと思っております。

また、塩谷議員は議員を含めた特別職の報酬についても無駄であるかのように言われておりますが、私は特別職報酬等審議会委員のご意見を真摯に受けとめるべきであると思っております。

次に、議員の皆さまも参加している行政委員会等の報酬についてですが、行政委員会等は学識経験者や町民の方々の意見を広く求め、行政に反映させることを目的としております。そのために各種の団体から委員の推薦をお願いしており、行政委員会等ではその団体を代表して出席し、ご意見をいただいております。また、公募委員についても、一町民としてご意見をいただくこととなりますが、そのご意見や発言には団体の推進委員と変わらず非常に重みがあり、委員としての責任が発生いたします。その職務、職責から考えて、委員に対する報酬については、決して無駄な支給だと思っております。

また、町の基本的な施策・計画を策定する行政委員会等に議員が出席することは、議会の重要な権限である意思決定機能、執行機関に対する監視機能を確保する上で好ましいことではないという一面があるため、法令で議員が参画することを定められたものを除き、議会として参画を要すると思われるものの検討を行い、平成19年度からは極力控えさせていただいております。

報酬の額につきましても、以前は、議員の皆さまが行政委員会等に出席するときは、報酬を半額とさせていただいた時期もありましたが、現在では、他の委員と同様な理由で同額を支給しておりますが、この報酬には交通費等の費用弁償も含まれた額であることをご理解いただきたいと存じます。

これらの経緯を踏まえましても、現在の協議会等への出席体制、報酬額については、適正な

ものであると考えております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷議員。

○5番【塩谷道子君】 行政改革といいまして、やはり必要なものは必要だと思いますし、どこをきちっと省くかっていうことは本当に大事なことだと思いますので、特に私は、今は人を、人件費を省いてこられました、そこが私はやっぱりちょっと、そこじゃないところでということ、ずっと思っていましたので、またどこがどうこう無駄なのかということも、私としてもぜひ考えていきたいと思っています。

最後にどうしてもお聞きしたいということがありますので、一つだけお聞きします。

きのう、県からの情報でボートピアの開発行為の申請が津幡町経由で提出されたことを知ったのですが、いつ町に提出されたのかとか、いつ県に提出されたのかという事実関係だけお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長【谷口正一君】 通告にないですから…。

○5番【塩谷道子君】 はい、分かっているんですが、実はきのうお聞きしたばかりなので、通告することはできませんでした。

しかも、町民が大変大きな関心を持っていることですので、ぜひ。

○議長【谷口正一君】 一応、規則ですから…。

○5番【塩谷道子君】 よろしくお聞きたいと思うんですが。

〔議席から発言あり〕

やはり町が進めることについては……。

〔議席から発言あり〕

でも、大変大事なことだと思いますので……。

○議長【谷口正一君】 以上で5番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時15分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後3時06分

〔再開〕 午後3時15分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 17番 谷下紀義です。

村町長。あなたは、8年前、前矢田町政の後を引き継ぎ、町民との対話、明るい元気なまちづくりと、行政は町民に対する最大のサービス業であるということをモットーに、前職のサービス業から180度転換され、津幡町長としてきょうまで取り組んでこられました。

先ほどの議案説明を聞いておまして、財政難の中とはいえ、前年度よりわずかながらも増額となっております。おそらく他市町の中で、数少ない増額予算の町ではないかと思います。このように、積極的な前向き予算に安堵するとともに、賛意をおくりたいと思います。

しかしながら、12月議会の角井議員の今後の町政への取り組みの意向に対し、あれほど前向きな答弁をされながら、一月もたたないうちの1月の20日、全員協議会の席で出馬を取りやめという発表に、町民は何があったのだろうと耳を疑いました。本当に体調が悪いとすれば、いたし方なく、まことに残念ですが、私はここで改めて、あなたの8年間を私なりに振り返り、この機会ですので、次の3点を質問いたしますが、あなたの本心ではなかったのではないかと、いう点多々ありますので、そういう思いを含めながら、お尋ねしたいと。

その3点は、河合谷小学校、一方的な閉校と何度も指摘をしております。中学生のオーストラリア旅行に多額のお金をつぎ込むこと。そしてまた、ボートピアの誘致であります。

まず、河合谷小学校閉校の経緯についてお尋ねいたします。

教育委員会が閉校を決議する前に、中田健二、本田一豊氏、両氏、両監査委員が監査があるごとに、河合谷小学校は金がかかる、早く閉校するようにと求められたと、数回求められたと聞

きました。それは本当でしょうか。実際、何月のいつの監査の時期なのか、どのような文言であったのかを、お聞かせ願いたい。書類があれば、それを提出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

第2に、2千数百名の署名をされる存続署名を添えた住民からの直接請求議会の際は、あなたは「河合谷にあれもしてやった。こんなこともしてやった」ということを言われました。今でも、あれは、あの言葉は、小学校を閉校するための口実だったのでしょうか。私は、本心とは今でも思っておりません。そしてまた、あの当時、町民の前で言われた河合谷がいただいた起債、そのときの発言の起債の残高は、今どれぐらいかということをお尋ねしたいと思います。

もう1点。

確かに歴史ある学校を一方的に取りつぶすということは、10大ニュースに匹敵するでしょう。しかしながら、それ以後、何の対応もすることなく、地域とのその後の対話もなく、あの白亜の殿堂は、地域の住民と町政との不信の象徴でもあります。あなたの在職中の予算の中で、ぜひ方向づけをして去られるのが当然と思いますが、お気持ちを聞かせください。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 谷下議員の河合谷小学校閉校の経緯についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、河合谷小学校閉校における監査委員の監査活動についてのご質問ですが、冒頭に地方自治法の本旨からして、私が監査委員の監査活動における意見、指摘事項等に対して意見を申し上げる立場にはないことを申し上げ、ご質問にある内容につきましては、答弁する立場ではありません。

なお、監査委員から河合谷小学校閉校に関する地方自治法第199条第10号に規定する意見は、受けておりません。したがって、ご質問に

ある書類はありません。

また、今回と同様の内容のご質問を当時の代表監査委員でありました本田一豊氏に、谷下議員自身が平成20年3月議会定例会の一般質問で質問されております。その質問に本田代表監査委員が詳細に答弁をしており、その答弁の内容は適正に行われた監査活動の一環であり、私も答弁のとおりと理解するところであります。そのことについては、谷下議員自身も十分に承知をしているものと思っております。以上のことから、今回私が質問にお答えをする立場ではないと判断をしております。

次に、直接請求に係る臨時議会の際、河合谷地区にあれもしてやった、これもしてやったと言ったのは本心かとのご質問でございますが、表現が具体的ではございませんので、平成19年3月議会定例会にて議決された津幡町立学校設置条例の一部を改正する条例について、条例改廃の直接請求として、同条例を廃止する条例の制定を求められ、同請求を平成19年第6回議会臨時議会において議案として提出する際に添付いたしました意見書で述べた内容についてのことと認識をして、お答えをいたします。

同臨時会の中で、塩谷議員からの質疑に対してお答えをしたように、「小学校の存続、小学校の施設のみが地域振興ならびに活性化に寄与する」という谷下議員の認識に対して、「地域の振興、活性化をもたらす施設は学校だけではないはずだ」という私の考えをご説明するために述べたものであり、その具体例として、町が河合谷地区に整備した施設の一部を挙げさせていただいたものです。議場での発言に対し「本心か」と尋ねられること自体、理解に苦しむわけでございます。また、具体例として挙げたこれらの施設整備に係る町債残高が河合谷地区の振興と発展に直接関係するものではないと存じます。

次に、10大ニュースにも載せた一大事の学校をいつまで放置しておくのかとのご質問につい

てであります、河合谷小学校の跡地利用につきましては、平成20年3月議会定例会で塩谷議員を初め何人かの議員の質問に答弁したとおりであり、今もその考え方は変わっておりません。現在は、地元の皆さまからの協議、振興策を待っている状況であります。協議、提案を受け、町としても有利な財源措置を検討をいたしまして、取り組みを進めたいと考えております。

今後、私の時間が少のうございます。新しい町長のもとでご検討をいただき、新町長に引き継ぎを私としてはいたしたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 谷下議員。

○17番【谷下紀義君】 冒頭に申し上げましたように、振り返っての質問でございますので、これ以上お尋ねはしたくございませんし、考えもございません。どうもありがとうございます。

第2点目の質問に入ります。

ボートピアに関して、この場に立つのは2回目かと思いますが、私が12月だったと思いますけれども、ボートピアを実際に7年間経営された方の身内の方と、直接、半日ほど懇談をさせていただきました。その内容は今まで風の皆さんや他の議員さん方が反対理由に挙げておられますこととは別の角度から、私はこの場を借りて、町長に再考を促してみたい。

一般に行われております金沢競馬あるいは富山競輪、三国のボート競艇場、同じようなギャンブル行為に論じられておりますけれども、この津幡町が場所を提供して、実際に行われておりますみどり市のボート状況を主体に360日放映して、利益を上げる団体があるわけです。金沢競馬には、あるいは三国競艇場にもそんな業界はありません。このみどり市と津幡町の間に、興行といわれるくらいの業者があるわけでございます。その業者の利益配分といいますか、そういったものに、非常に行政として、参加してはならないのではないかと思われる節

があるからでございます。

その方に聞いた話によりますと、ある晩、日本刀を振りかざして、俗にいうみかじめ料要求に近い言動があったそうでございます。そして、その方は大変大きな裏の世界での交渉をせざるを得ないということから、今は亡きボートの総元締めであります方に相談をされました。それ以後、何らかの形で裏の決着がついたということで、すんなりと興行が続けられたそうであります。

私は、こういったことを考えたときに、現町長や誘致議員が視察をした表面的なことではなく、この種の興行を認める、あるいは支援をするということは、強いて言えばこの裏の世界に行政が加担をするということに似ている。極端に言えば、時代劇で言えばですね、ばくち場を提供して所場代をいただく。それが現実ではないかということをも思い浮かばせるわけであり

ます。町長は知らなかったとしても、この種のギャンブル場はしっかりとそういったこともあり得るということを念頭に置きながら、今後の取り組みを真剣に考えるべきである。そしてまた、町民にもうちょっと説明の機会を設けて、議場で賛成者と反対者が議論するのみでなく、堂々とこの任期まで、3月いっぱい中にそういった場をぜひ設けるべきではないかとも思います。

また、平成6年ですか、舟橋区からの陳情があったやにも聞いております。区とすれば、何もならないような山が高い値段で売れる。開発が行われる。ましてや集落に対し、毎年協力費なるものを、私の聞いている範囲では年100万を提示されたと聞いておりますが、そういうことにのみこだわっての津幡町議会への請願であったとすれば、私はそれはそれなりに区の行動としては認めてもいいかという気もいたしますが、津幡の町長たる村さんは単に部課長を視察に出した。誘致議員の皆さんが13名も14名も賛成である、そういうことにのみとられて推し

進めるのではなく、十分あらゆる分野を視察し、見聞きし、いろいろな方々と接し、勉強して、判断すべき問題であったということを申し上げますが、町長いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 ボートピアの裏でみかじめ料が必要だと聞いたが、町長は知っているのか。この種のギャンブル場運営は、裏の世界の資金稼ぎに加担することになると思うがどうかとのご質問にお答えをいたします。

念のために申し上げておきますが、当町は、ボートピアの施行者、運営者ではありません。つまり、みかじめ料なるものについては、その存在を知るわけもございませんし、裏の世界なるものについて分かりませんので、その資金稼ぎに加担したとのことについて答弁はいたしかねます。私は、みかじめ料については聞いておりませんし、先ほど申し上げましたがその存在も知るわけがございません。

また、舟橋区長の請願や誘致議員とは別の角度から十分視察し、いろいろな人と接し、勉強し、判断すべきだったと思うがとの質問については、これまで何度もお答えをいたしておりますし、私は地元の皆さんの要望それと請願、議員の皆さまの採択、いろいろそういうことで年月をずっと経過をしてまいりました。そういう中で、町長と町民の皆さま、十分に私はご理解をいただいております。議員の皆さまのご意見もお聞きをいたしました。そういう点で、私は設置計画を容認したものでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 谷下議員。

○17番【谷下紀義君】 お互いに違った形の個性を持っている者同士の議論でございますので、その辺はこの辺で置きたいと思いますが、申し上げますが、今、町長が言われたように「町民の理解が得られたものと理解している」という言葉に対し、それが理解していないからこそ、

4月にはそういった論点をもとにした町長選挙が行われようとしている。そのことをも踏まえて、今後の町長自身の考え方は、また後ほど伺いすることにいたしましょう。

もう1点。これもまた、14対4で否決される事項であります。中学生の1人当たり70万円近くもかかる国外研修についてであります。これは、教育長に答えてもらう部分と町長に答えてもらう部分に分けて質問をしてみたいと思います。

河合谷小学校には金がかかる。そういったことを前提に、教育委員会全体を含めて、閉校決議を教育委員会がされました。

金のかかることを前提に掲げた教育長のこのオーストラリア旅行に大枚を使うという考えは、どうしても私の気持ちからは伺えません。

今思うに、このオーストラリアの研修旅行の提案者は、教育長や町長ではなく、ボートピア誘致の議員からの発案ではないかということを感じるわけであります。時が同じであります。なぜならボートピアの町、南部町が目玉事業として取り入れたのが、このオーストラリアの海外旅行でありました。そういう目玉商品を持つ南部町のまねごとをまず津幡町に持ち込む。そして、教育委員会やPTAの皆さんの口ふさぎに近い形で事業が行われているのではないかとこのことを懸念する1人であります。

その点、教育長、1人当たり河合谷小学校の場合、1年間に70万円の一般財源が足りないということで閉校されました。オーストラリア旅行は、1人約70万円がかかります。10名参加させると1回の予算で650万から700万使われます。

このことについて、教育長いかがですか。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 中学生のオーストラリア国外研修についてのご質問にお答えいたします。

まず、国外研修を提案したのはだれかのご質問ですが、私は平成16年の10月から教育長の

任務をいただいております。平成16年9月の第3回の町議会定例会におきまして、道下議員の「姉妹都市交流も視野に入れ、国内外を問わず勉強になる都市交流の検討を」との一般質問に、村町長がお答えいたしておりますが、合併50周年記念事業として人材育成基金を創設し、本町の未来を担う人材を育成するための事業として、平成17年度からスタートした事業であるというふうに理解しております。

この人材育成基金条例は平成16年12月第5回議会定例会で可決、制定され、平成17年度から中学生海外派遣交流事業が始まっているわけです。このときには、谷下議員も議員でございましたので、これについては十分ご承知のことというふうに思っております。

それから費用の件で、谷下議員が1人当たり70万円という金額を出されましたが、これについて少し具体的にお話させていただきますと、費用は昨年度で、平成20年度決算での参加者1人当たりの費用は、約45万6,000円となっております。人材育成基金から派遣中学生1人当たり30万円を一般会計に繰り入れ、保護者負担金として10万円をご負担いただいて実施いたしております。

次に、いつまで続けるつもりかとのことですが、これまで議会の本会議のご質問や議会全員協議会などでご説明をいたしておりますが、教育は国家百年の大計とも言われますけれども、国内外に目を向けて羽ばたく、未来を背負ってくれる人材を育成する上で、大変意義あるものだと考えておりますので、今後ご理解をいただきまして、基金を活用しながら継続したいと考えております。

この中学生の海外派遣に参加した中学生は、帰国後学業に一層励み、また、学校祭で参加できなかった仲間に貴重な体験報告を行ったり、県の少年の主張や英語スピーチコンテスト、そしてまた、立志式でこの経験を生かした発表を行うなど、自らの将来を見据えながら、積極的

に学校活動や地域活動に参加をいたしております。

国際化と言われる時代において、広く目を開き、これからの国・町・県を支える、リードする子どもたちに、ぜひ育ってほしいというふうに思いながら、どうか議員各位や町民の皆さま方の温かいご理解とご支援をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 谷下議員。

○17番【谷下紀義君】 この議論についても、何回か議会でも議論はありました。

ただ、私が冒頭申し上げましたとおり、私も長い間の議員生活の中で、前矢田町長にこういった提案を何度もさせていただきました。町政50周年記念は別として。しかし、前矢田町長は、特定な生徒に、特定な一般財源を使うということは問題がある。そしてまた、今ほど教育長は「期待する」あるいは「生徒会等での発表を積極的に行っている」と申されましたが、それは私は、必ずしも一般財源何十万を使って、特定な人に効果があった問題とは受け取れませんので、これからもぜひそういったことを念頭に置きながら、教育長活動に励んでもらいたいと思います。

さて、関連しますが、村町長、私の質問からすればこうなるので申しわけありませんが、ボートピアが来ていれば、当時の計画では、津幡町に2,400万円の協力費といいますか、そういったものが入る。それを青少年の育成や南部町が行っていた国外研修に使っても、ある意味では私は賛意を示したかもしれません。しかしながら、ボートピアも来ず、人材育成基金の取り崩しだけが進んでおります。先般、人材育成基金に多額の寄附をしていただいた方もいらっしゃいます。

私は、ボートピアに見込みが立たず、こんな状態での特定の生徒に大枚を使う研修旅行は、財政豊かな時期ならまだしも、あらゆる社会教

育関係の予算をここ数年減らし続けている津幡町としては、即刻取りやめて、ほかのいろいろな社会教育の活動者にしっかりと支援をしてあげるとというのが、人材育成基金の本来の使い方ではなかろうかと思いますが、町長いかがですか。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 引き続き、中学生のオーストラリア国外研修についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど教育長がお答えしたように、中学生海外派遣交流事業は合併50周年を記念して創設した人材育成基金を活用した事業でありまして、ボートピアとは関係はありません。

基金は、津幡町の未来を担う青少年の人材育成を図る事業に活用するものであります。小中学生に限定したものではありません。

また、基金は、津幡町の未来を担う青少年の育成を継続的かつ円滑に実施するために設けたものであり、平成17年に3,000万円を積み立てし、先に述べた目的の事業実施に充当しております。基金は現在、今までの事業の実施により残高は減少しておりますが、平成21年度末の残高を1,990万円余りと見込んでおります。

中学生海外派遣交流事業や国際青年育成交流事業を初めとする当該基金を充当する事業は、津幡町の未来を担う青少年を国内での地域間交流または国際交流を直接体験させるもので、津幡町にとっても大変重要な取り組みであり、継続して実施するものであります。私といたしましては、津幡町の青少年、特に少年たちが未来に向かって大きく世界に羽ばたくことを大いに期待しておりますとともに、この基金の事業がきっかけとなれば、この上なくうれしい限りであります。

基金の維持につきましては、その目的の重要性から、町に好意を寄せてくれる方には、基金の目的を説明し、寄附をお願いしておりますとともに、必要とあれば一般会計からの繰り入れ

も考えなければならないと思っております。いずれにしても、創設した基金の目的が津幡町の未来を担う青少年の育成が目的であり、将来にわたって本町に必要な事業であると考えております。事業の効果がすぐに出る内容のものではありませんが、先ほど教育長が申し上げましたように、海外派遣に参加した中学生が積極的に学校活動、地域活動に参画していることも一つの効果のあらわれだと思っております。

以上の観点から、人材育成基金を別の社会教育関係事業への充当は、考えておりません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 谷下議員。

○17番【谷下紀義君】 時間も少なくなりました。また、これも議論のかみ合わないところは、仕方がないことでお聞きいたしました。まことにありがとうございます。

それでは最後に、町長、惜しまれながら辞められるあなたに対し、同年代の1人として、ご苦労さんでございます。

今後は、以前の村隆一にかえり、穏やかに、願わくば特定の政党や特定の会派にかたよることなく、町民と平等に接しられる姿で、ぜひ、また河合谷のほうにも遊びに来ていただきたい。そういうことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で17番 谷下紀義議員の一般質問を終わります。

次に、1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 1番 中村一子です。

本会議最後の質問者となります。

最初の質問は、住民参加による事業検証を町に求めるというもので、まず町の借金について質問します。

2009年度末時点の国の借金は、871兆円余りと過去最高を更新し、国民1人当たりの借金に換算すると約680万円の見込みとなりました。借金のうち、普通国債など、主に国民の税金で返済する国の長期債務残高は、約604兆円とい

います。このまま借金を続けると自分たちの世代はおろか子や孫の代になっても、税収の何十年分もの赤字を抱えた財政破綻国家になってしまうかもしれません。

こんなに借金をしているのに、今まで私たち市民は多額の借金をしているそういう意識、実感がなかなか持てなかった。近いうちに景気が回復し、借金は簡単に返せるだろうと思っていたのか。あるいは、この借金は、だれかがいずれ払ってくれると思っていたのか。

倒産、リストラ、非正規雇用の増加、就職難、年収200万円以下の労働者が3分の1を占めるなど、さまざまな厳しい現実に向き合う中、市民の財政に関する意識は高まってきています。

津幡町の借金はどのくらいあるのか。返済にどの程度追われているのか。借金の使い道は何だったのか。町の財政状況を知ること、私たち町民は、当事者意識に立って、行財政について考えることができると思います。

そこで質問します。

通告しましたように、実質公債費比率に関して、また、一般会計と特別会計と企業会計を加えた地方債残高の総額に関して、そして財政調整基金の残高に関して、過去8年間の推移と2009年度末の見込みはどのようになっているか、それぞれお答えください。

また、財政調整基金の残高は、来年度はいくらになる見通しでしょうか。

本年度の一般会計と特別会計合計の借金の返済額の金利負担はそれぞれいくらですか。

企画財政課長をお願いします。

○議長【谷口正一君】 岡本企画財政課長。

○企画財政課長【岡本昌広君】 中村議員の村町長就任以降の町の財政指標などの推移についてのご質問にお答えします。

まず、実質公債費比率についてでございますが、これは平成17年度決算以降に創設された指標であり、8年間の推移をお示しすることはできません。さらに、その算出方法につきまして

も毎年変更されており、単純に推移を比較することは困難だと思われませんが、中村議員もお持ちの「平成20年度主要な施策の成果」に掲載してありますので、ご確認いただきたいと存じます。

念のために、一般的に使われている過去2年を含む3か年平均の数値を申し上げますと、平成17年度は18.8パーセント、平成18年度は21.6パーセント、平成19年度は19.7パーセント、平成20年度は19.9パーセントとなっております。また、平成21年度の数値につきましては、現在予算執行中でもあり決算後に改めて議会へお示ししたいと思いますが、18パーセント程度に改善すると見込んでおります。

次に、津幡町の全会計における長期借入金の残高についてでございますが、本来普通会計以外の借入金は、料金収入などの事業収入で賄うべきものであり、これを単純に普通会計の借入金残高と合算し、その金額の大きさのみで町民の皆さまの不安をあおるのは不本意ではございますが、参考までにお答えします。平成20年度末残高は約397億100万円で、その推移を申し上げますと、平成14年度末で約394億8,700万円、平成15年度末で約404億2,000万円、平成16年度末で約419億7,900万円、平成17年度末で約417億5,500万円、平成18年度末で約415億2,100万円、平成19年度末で407億5,300万円と推移しております。

また、誤解のないように付け加えて申し上げますが、平成15年度以降厳守している町債発行額を当該年度償還額以内とするシーリングについては、普通会計で設定しており、本来、地方交付税として国から交付されるべき金額相当の臨時財政対策債と文化会館建築事業などの特殊要因を除くという条件が付加されております。

財政調整基金の残高の推移につきましても、実質公債費比率と同様、中村議員もお持ちの「平成20年度主要な施策の成果」に掲載してございますので、いま一度ご確認くださいようお

願い申し上げます。念のために、過去5年間の残高を申し上げますと、平成16年度末で約13億200万円、平成17年度末で約14億1,800万円、平成18年度末で12億3,200万円、平成19年度末で約12億1,400万円、平成20年度末で約13億3,300万円と推移しており、本年度末残高については、先ほども申しましたとおり現在も予算の執行中でありますので、はっきりと申し上げることはできませんが、平成22年度当初予算内示会で町長が申し上げたとおり9億円以上は確保できると考えており、さらに平成22年度末の残高は、現在のところ新年度の当初予算の財政調整基金の繰入金と積立金計上額を単純に加算、減算すると約3億8,200万円となります。予算執行に際しては、有効な財源を見出す努力と工夫を怠らず、予算調整に絶対必要な財政調整基金の一定残高を保ちたいと考えております。

最後に、一般会計と特別会計における1年間の返済額と金利負担についてでございますが、これも中村議員もお持ちの各年度の町決算書中、各会計公債費の元金の決算額と利子の決算額をそれぞれ単純に加算していただければお分かりになるかと存じます。ちなみに地方公営企業法を適用している病院事業、水道事業を除いた平成20年度の数値を申し上げますと、元金返済額は約32億6,800万円、利子は約7億8,500万円となります。

なお、今申しました元金返済額には、借換債が含まれており、純粋な元金返済額となりますと借換債相当額を除いた額、約28億100万円となります。また、この純粋な元金に利子を加えた額の約51.2パーセントが普通交付税の基準財政需要額に算入されております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 再質問させていただきます。

まず、1点目ですけど、実質公債費比率については、確かに適正化計画の策定というのをい

ただいております。25年度には3か年平均の実質公債費比率は16.4パーセントになるのではないかという数字が示されていますが、これはどの程度を実行されるのかということ、まず1点伺います。

それと、もし間違っていたら教えていただきたいんですけども、今のお話を聞きますと、町の借金の総額は今大体397億円余りで、それは町の財政規模の約3年分に相当するということになります。

貯金の残高というと、来年2010年度には約3億円余りということでしょうか。

それから、もし本会議で補正予算が可決されれば、今年度の一般会計歳入歳出139億円のうち、借金を17億5,000万円、つまりお金を借りて利子負担込みで23億7,000万円を返す、返しているということになりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「細かい数字は事前にださなきゃ」、「通告にないような質問は取り消し」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 岡本企画財政課長。

○企画財政課長【岡本昌広君】 細部につきましては、総務常任委員会でお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 私が考えていることは、町の財布の中身が分かれば、大体でいいんです。町民は、簡単にプールをつくろうとか、大きい公園をつくろうとか、そういうことは言わないと思います。町の財政状況を知ること、今、本当に町民にとって必要とされているのは何なのが見えてくるのではないのでしょうか。

2週間ほど前になりますが、加賀市文化会館で開催された市民有志による加賀市民版事業検証会の第2回会合の様子を見てきました。これは事業仕分けの加賀市版に当たり、仕分け人として参加していたのは公募による市民6人、自治体執行部側に立って説明する役割を議員が担

当し、事前に市職員からレクチャーを受けて、その事業について説明するというものです。この事業検証会は市議会議員の呼びかけによる市民有志が主催したものですから、市当局が参加して事業説明がされるということはありませんでしたので、あくまで模擬的な試みでありました。

この日の事業仕分けを傍聴しての感想です。事業の内容を市民目線で見ると、驚くことや疑問点がたくさんあります。そんな中で、市民から寄せられる意見は、専門的な知識はなくても鋭い指摘があり、しっかりと議論され、次第に問題点も明らかになってくるのを目の当たりにして、傍聴人の私は大変興奮し、本当に勉強になりました。

町長は、昨年12月定例会の事業仕分けに関する前田議員の質問に対し、「国のような事業仕分けは必要ない。実施された場合、直接かつ即時に町民への行政サービス低下につながることも懸念される」そのように答弁されていました。しかし、私は思うに、行政改革へ向けた事業仕分けという手段は、情報公開の一環としてとらえるべきです。なぜなら、事業仕分けは町民に町の財政状況や事業内容を知らせることに非常に有効であり、また、町民が現況を知ることによって当事者意識が生まれ、町のあり方に無関心ではいられなくなり、自分の住むこの町を住みよくしたいと真剣に考えることができ、さらにはさまざまなアイデアや提言が町民からわき上がることを期待できるからです。

必ずしも事業仕分けイコール削減ではありません。事業仕分けという言葉に抵抗があるなら事業検証と呼んでもいいです。事業を検証するという立場から、住民に参加していただき、住民に情報を公開し、住民からの率直な意見を聞く場として、また、住民自身が提案する場として、事業検証会を試みてはどうかと思いますが、いかがですか。

お願いします。

〔議席から発言あり〕

企画財政課長お願いします。

○議長【谷口正一君】 岡本企画財政課長。

○企画財政課長【岡本昌広君】 情報公開の一環として、事業仕分けを実施してはどうかとのご質問にお答えします。

中村議員もご承知のとおり、事業仕分けについての町の考え方は、昨年の12月議会定例会において前田議員の一般質問に町長が答弁したとおりであり、平成20年度から決算書と別冊にいたしました「主要な施策の成果」などの資料をご活用いただき、議会の皆さまや監査委員、行政改革推進委員の皆さまに、町の実情を踏まえた津幡町にふさわしい事業仕分け人としての役割を期待するところでございます。

中村議員の言われる情報公開の一環としての事業仕分けの実施については、そもそも事業仕分けの実施により、その説明過程において結果的に各事業の内容が明らかになっただけであり、それが目的ではなく別のものと認識しなければなりません。最近では、歳出削減の切り札のように言われておりますが、事業仕分けの本来の目的は行政改革であり、当町の予算編成過程においても常に行政改革を重要課題と認識しながら、複数の人間により、すべての事業の目的、内容、効果を検証しております。

町民の皆さまが町の現状を知り、当事者意識を持ってまちづくりに参加できるよう、町政教室やケーブルテレビの行政番組、広報紙、インターネットなどにより提供する情報の充実に努め、また、目安箱やホームページへの書き込み、町長懇談会などを通じて町民の皆さまのご意見を今後も伺ってまいりますので、議員の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 3月もまた加賀市はこの同じような事業検証をされるということなの

で、もしよかったら参考程度でもいいので、だれか職員の担当の方が傍聴されたいかがかなと思います。

続きまして、住吉保育園の民間への移管に際しガイドライン作成をということで質問させていただきます。

この加賀市の事業検証会は、保育に関するものも事業の検証対象でした。加賀市は、将来に公営の保育園を民営化する計画があるそうで、たくさんの資料を通して保育の現状を財政面からひも解きながら、児童数の推移や施設の老朽化の問題など、多面的に保育の実情が説明され、将来の保育のあり方を探るというもので、市民からはさまざまな意見が出ていました。例えば、民間になったら障害を持っている子どもも受け入れてもらえるのかとか。それから地域活性化のためには、公立保育園を各地区に一つは欲しいとか、さまざまな意見が出ておりました。

私は、住吉保育園を町営から民間委託するという計画を知った時点で、2008年9月の本会議で保育に関して一般質問をいたしました。

当時は、保護者や保育士や地域住民と行政職員とが民営化についてきちんと話し合われたのかどうかということに対して、疑問を持っておりました。確かに以前、町保育園施設運営検討委員会が設置されて、施設の老朽化への対応や民営化への検討もなされたようですが、まだまだ十分に地域の声、当事者の声を聞いていないのではないかという疑問から、私は保育に関する地域協議会の設置を町に求め、住民の意見をもっと聞くべきだと主張しました。そのときの町長の答弁は「設置は考えていない」というものでした。

保育園の民営化に関する問題は、町民参加による議論もまだまだ必要だという考えに今も変わりはありませんが、ここでは4月から民営化される住吉保育園に焦点をしばらく質問いたします。

保育園の公営から民間への動きは全国的に見

られます。それに伴いさまざまな問題が生じ、保護者が自治体を訴えるなどの裁判まで起こっています。そうならないためにも、保育園の公営から民営への移管に関するガイドラインは当然必要であると思いますが、町は作成しているのでしょうか。

町は、保護者に対してきちんと説明し、協議し、意見を聞き対応しているのでしょうか。

民営化に伴う保育園の環境の変化に対し、保護者の承諾、安心は得られていますか。

保護者や児童からの不安や要求、問い合わせなど、具体的にどんな意見を受けていますか。

新築の保育所施設の環境の変化に加え、子どもたちや保護者にとって何より一番の変化は、保育士が変わることです。保育士が全員変わることにより、子どもや保護者への配慮、対策がなされていますか。

移管に伴う引き継ぎとして、町保育士と民間保育士との共同保育は必要と思いますが、共同保育の期間は設けていますか。

民間保育士、町保育士、保護者三者による引き継ぎも必要であると思いますが、実施されているのでしょうか。

保護者からの苦情や相談に対し、どのように対応しますか。

今後、事業者との間において問題が生じたとき、町が解決を図るべきだと思いますが、そのような仕組みづくりはできていますか。

保育園が公営から民間への移管に関するガイドラインは、当然必要であると思います。町は作成しているのでしょうか。

町民児童課長よろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 瀧川町民児童課長。

○町民児童課長【瀧川嘉孝君】 住吉保育園の民営化への移管に際しガイドラインの作成をについてお答えいたします。

今ほど中村議員も話されましたが、平成18年度に学識経験者、地域の代表、保育園保護者、保育園職員や実務担当職員などで、津幡町保育

園運営検討委員会を設置し、保育園の適正な配置や規模、民営化への可能性、保育園と幼稚園施設との共有について提言をいただきました。その提言を真摯に受けとめ、町の基本方針とし、早急な改築が必要とされている住吉保育園を民間に移管することとなりました。

なお、民営化の方向について、平成20年10月に保護者の方々に経過説明をするとともに、質疑などについてお答えをしております。後日においても質問などがあれば、保育園なり、町民児童課へお尋ねいただくようお願いもしております。

また、平成21年7月に開設者となった吉竹福祉会から保育運営などの保育理念、特別保育事業、保育内容などについての説明や施行業者から工事工程および工事中の安全管理等についても説明し、民間移行に向けての不安や要望など、全体を通しての質疑応答の場を設定して、保護者の皆さまのご理解と安心を得たと思っております。

次に、子どもたちや保護者にとって、何より一番の変化は保育士が変わることの心配ですが、この点につきましては民間保育士と町保育士の共同保育を取り入れ、児童の心身に不安のないような保育を展開していく予定であります。

また今後、保護者からの苦情や相談に対しても開設者と町が連携を密にとり、保護者の不安のないように努めたいと考えております。

最後になりますが、公営から民営への移管に対するガイドラインは作成しておりませんが、運営する開設者とは常に連携を密にしておりますし、今後も相互協力体制をさらに構築してまいります。

保育園では、保護者や地域の方々との信頼関係を大切に、安心して子育てのできる体制を一層推進していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 再質問なんですが、例えば広島市、これインターネットでとってきたんですが、あるんですね公立保育園の民間移管に関するガイドライン。そこには詳細に、このような場合がこうする、例えば共同保育は3か月とする。それから移管の場合は、1年間をかけて、その何ていうんですか、公営から民間へ移る、それから問題が生じたときは、必要な改善、指導をどのように行うか、それも詳細に書かれております。

こういった形で、文章としてきちんと作成されるということが、今後、絶対必要になってくると思うんです。問題が生じてから、ああすればいい、こうすればいいじゃなくて、懸念されるさまざまな問題を踏まえた上で、今後、ぜひこのガイドライン作成をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 瀧川町民児童課長。

○町民児童課長【瀧川嘉孝君】 保育園では、まずそういったことは、きちんと指針の中等でございまして、特にガイドラインを策定するということは、今のところ考えておりません。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 それでは、町道庄能瀬線について質問します。

建設中の町道庄能瀬線は2000年度ぐらいでしょうか、その総事業費は15億円をかけて工事が始まっております。全長は2.4キロメートルの道路で、緑が丘の清水丘陵線につながり、北バイパスと交差して森林公園のほうを抜けまして英田小学校のそばを通る町道となります。現在10年目を迎え、約1キロメートルの道路が完成していますが、この工事の進捗状況と完成までの今後の計画をお聞きます。

それから道路建設中の周辺は森林地帯で、もともとは道はなかった場所のようであり、新たに土地を購入して町道として認定されていったと聞きます。森林公園の活性化のためということではありますが、森林を切り開いて新たに

道路をつくるその理由、目的をほかにあるのであれば教えてください。

それから事業の開始当初は、丘陵公園の都市公園計画により、まちづくり計画の大きな変換が予測されていた時期でもあります。今はその丘陵公園の都市公園としての計画は破綻しているのではないかと思います。現在、この町道庄能瀬線の目的、役割、意義などの検証はされているでしょうか。

事業費の総額は、先ほども言いましたように15億円という計画のもとで始まっています。10年たって11億円余りを投入しても、まだ工事は全体の半分に至っていませんし、残った道路の土地の購入もこれからです。工事にかかる費用を考えると、とても15億円ではおさまらないでしょう。今後、事業費は膨らむのではないのでしょうか。財源はどうするのでしょうか。

庄能瀬線が町の将来にとって有効な意味ある道路を望むばかりですが、町の展望を示していただきたいと思います。

都市建設課長お願いします。

○議長【谷口正一君】 川村都市建設課長。

○都市建設課長【川村善一君】 町道庄能瀬線の進捗状況、今後の計画、今後の財源、何のための道路などのご質問にお答えいたします。

町道庄能瀬線は、国道8号津幡北バイパスの緑が丘交差点から河北縦断道路を谷内地内で交差し、能瀬の英田郵便局横へ接続する延長2,400メートル、幅12メートルの道路でございます。

平成12年度に事業着手し、現在この道路は、石川県森林公園の加茂入り口と連絡しており、国道8号より森林公園インフォメーションセンターや集合訓練広場へ直結され、森林公園の活性化にも大きく貢献しています。平成22年度中には、さらに森林公園内の能瀬林道や町道加茂1号線とも連結され、利便性が一層向上する予定であります。

特に、加茂集落におきましては、これまでた

だ一本の町道を生活のよりどころとしておりましたが、この道路が新たな緊急避難路としての役割を果たすことが期待をされております。

平成23年度以降につきましては、早期に投資効果を発揮させるために、英田郵便局横から河北縦断道路までの345メートル間の整備を優先し、能瀬地区を初めとした地域住民の皆さまのさらなる利便性の向上を目指したく存じます。全線の完成年次につきましては、予算の確保も必要であり、慎重に見きわめていきたいと思っております。

財源につきましては、社会情勢の変化をも視野に入れ、最も有利となる国庫補助メニューを研究していくことは、言うまでもありません。

今後、町道庄能瀬線が全線供用されますと、国土の基幹幹線道路である国道8号津幡北バイパスと石川県のダブルラダー整備構想に位置づけられた河北縦断道路を連絡することになり、森林公園への直接乗り入れはもとより、町道清水丘陵線を経由して市街地へのアクセス向上、さらに町道能瀬2号線を経由し国道159号津幡バイパスの能瀬インターチェンジにも連絡いたします。

これらの幹線道路間のネットワークを新たに構築することは、交通の分散化のみならず、緊急時の迂回路としての重要な役割を担うことになり、沿線住民の利便性の向上だけではなく、広く社会的にも安全・安心をもたらす大変に意義ある道路であると考えておりますので、ご理解願います。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 立派な道路です。本当に何ていうんだろう。沿線には家1軒立っていない道路です。

私は、この道路についてもう一度お聞きしたいんですが、本当に発端というんですか、この道路が必要だっていうもとの計画、どうしてこの道がつくられることになったのか教えていただきたい。というのは、最初は私、先ほど

も言いましたように、丘陵公園のああい都市公園としての計画があったので、それに伴ってつくられた道路かなという思いを持っていたんですが、それについてはどうでしょうか。

それと、もう1点なんですが、国庫補助を当てにするとしたら変ですけど、国庫補助ということで財源ということをおっしゃっていましたが、私は主にですね、一応今、借金というか地方債として、この事業は7億8,000万余り借りております。過去、これから15年から20年に渡って返済していかなければならないんです。一部国から交付税として措置されるというものの、もともとは税金や国債から出ているものです。国も自治体も税収以上の借金をしながらやりくりしています。

今ではもう、国がお金を出してくれるから、国から交付税がもらえるから町の負担は軽ければ軽いほどいいからってというそういう理由では、通用しないと思います。

先ほども言いましたように、国の借金は私たちの借金であることには変わりありません。こんなに借金が膨らむまで放置されてきた理由の一つには、私たち個人が国や自治体が借金をして事業を進めているということに対し、最終的に自分たち自身が負担しなければならないという自覚が持てなかったからではないでしょうか。また、自治体も住民も公共事業に対し、責任を持つ姿勢があまり見られなかったのではないのでしょうか。

この点について、答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 川村都市建設課長。

○都市建設課長【川村善一君】 今の再質問でございますが、目的という言葉は今いただきましたが、道路の目的、必要性ということだろうと思いますけれども、必要性や役割につきましては答弁のとおりでありますし、投資効果とかとそういうものも出てくるかと思うんですけれども、それにつきましても予算編成時におきましては、そのような優先整備箇所あるいは投資

効果等を常に熟慮しております。

また、財源のことも少し話が出たようでございますが、道路事業だけではなくどんな事業におきましても、現在ある制度の中で最も有利な国庫補助メニューの採択は、当然だろうというふうに思っております。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 それでは、次、建設業の複業化についてということで質問させていただきます。

町道庄能瀬線、先ほどお話ししましたが、大体調べますと毎年約1億円から1億5,000万円ぐらいの事業費が使われております。工事は、津幡町内の建設業の会社はもちろんのこと、周辺地域のさまざまな事業者も請け負っています。庄能瀬線の建設は、地元の建設業者の方々にとって貴重な仕事になっているということは、間違いありません。

いうまでもなく、建設・土木業界は大変厳しい状況にあります。全国で見ると建設投資は、2008年にはピーク時の4割減に落ち込んでいると聞いています。そして、建設業を専業としている事業者数は、建設投資の減少スピードとほぼ比例して、工事量の減少はそのまま建設工事者数の減少に直結しているそうです。

建設業の倒産件数については、2009年は全国の統計では、前年と比較して8.5パーセント減っているにもかかわらず、県内の倒産件数は過去15年間で最悪の72社であり、ふえています。石川県は、全国的に見ても公共事業に力を入れてきた県であり、他県と比較して産業構造の公共事業からの脱却が遅れたため、倒産の増加という結果が近年になって顕著になっています。

建設業者は、公共事業頼みでは建設業を続けていくのは、ますます難しくなっているのが現実です。

地域の雇用を公共事業に依存できないという時代が今の状況であり、また借金体質の地方財政の中では、公共事業の依存体制から抜け出さ

なければ地方の安定的な成長はないと考えられます。1980年代以降、公共事業そのものが内需策となって建設業が基幹産業となり、このような状況も一因としてあり、もともとあった地場産業や第1次産業は衰退していった。そして今、建設業界の悲鳴が聞こえます。

今、私たちに求められているのは、本当に地域に必要な公共事業ならば、住民の理解のもと、自治体みずから最後まで、将来への、そして事業への責任を持つ覚悟が必要ではないかということです。公共事業はその場だけ、つくったら終わりでは許されません。これからは地域の身の丈に合った、真に住民に必要とされる公共事業でなければならないし、そして地域が何を持って生きていくか。農林業なのか、観光なのか、ベッドタウンとしてなのか、何なのか。地域産業をどう育てていくか、自治体に問われていると思うのです。

建設業の複業化ということが、今、国・県を挙げて言われるようになってきました。建設業の複業化とは、片手間で作る副業ではなく、あるいは兼業でもなく、他分野への転業でもありません。

建設産業・地域再生を専門としている慶応大学の米田雅子教授によると「建設業の複業化とは、手持ちの機材と人材を使って、農作業の代行や林業など複数の本業を持つ」ということだそうです。例えば、林業では、林業は木を運ぶ作業道などの未整備が国産材の高コストの一因となっているのですが、そこを建設業者が治山や砂防も含めて、作業道を整え、基盤整備を図るというものです。

岐阜県飛騨地方では、3市1町の森林組合と建設業協会が共同で、林業のノウハウと建設業による道路網整備、機械力を組み合わせ、新しい林業システムづくりに挑んでいるとありました。

先ほど、塩谷議員が森林業について一般質問にありましたが、町長も公共事業に国内の木材

を何とか使えないかという、そういう要望をしたということです。林業と建設業のタッグマッチといいますか、肩をそろえていく、そういった仕事の方向性もあるかもしれません。

また、県が2009年度より始めた建設業複業化支援プログラムには、県内から20件余りの応募があり、9社の事業者が利用しました。津幡町の事業者は入っていませんが、珠洲市のある建設会社は県のプログラムから500万円の補助を受け、耕作放棄地を開墾して、ソバを栽培し、工房で打ったそばを食べてもらうという事業を始めています。県は2010年度、既存の条件に加え、新規雇用に係る人件費の助成も始め、新年度当初予算に事業費約8,900万円を計上しました。県議会で承認されれば、4月より公募を始めるそうです。借金体質の財政難で、公共事業費が削減され、厳しい経営環境にある建設業に対し、県は「建設業が新分野に進出できる環境を整えたい」としています。

こういった試みが必ずしも実を結び成功するとは限りませんし、時間もかかることでしょう。でも知恵をしぼり、工夫を重ね、建設業も元気にならなければ、地域産業の発展は望めないでしょう。

先ほど庄能瀬線への質問をしたことも踏まえてなのですが、町は現状を見据えた建設業者への対応策をどのようにやってきたか。また、今後どうしていったらいいか。町は、建設業の地域の実情に根差した複業化をプログラム化することは、必要ではないでしょうか。

産業建設部長お願いします。

○議長【谷口正一君】 杉本産業建設部長。

○産業建設部長【杉本 満君】 建設業の複業化についてのご質問にお答えいたします。

昨今の経済情勢は、建設投資額の減少もあり、建設業を取り巻く経営環境は、かつてない厳しい状況であると認識しております。市場規模の小さい地方においては、単一業態の建設業では通年継続の受注は難しい状況にあります。さら

に他業種が抱える問題との解決を図るための横断的な戦略として、農、商、工との連携や企業が複数の本業を持つ複業化が有効であると考えます。

農の分野につきましては、農業経営基盤強化促進法による特定法人貸付事業により、河北潟干拓地において近年、2件の建設業者による農業参入がございました。

また、昨年末の改正農地法の施行により、規制緩和がなされ、農業生産法人以外の法人についても、賃貸借による農業参入が可能となり、当町におきましてもすでに1件の建設業者より稲作経営の新規参入がございました。

これらの取り組みは、公共事業に依存しない自立型企業のモデルとなるだけでなく、地域の活性化や担い手の不足、耕作放棄地の解消にとって大きく寄与するものであり、期待を寄せているところでもございます。

当町では現在、農業参入する法人に対し、機械導入等に係る費用の一部補助を行っておりますが、複業化のプログラム化につきましては、石川県が取り組んでいる建設業複業化支援プログラム等の内容と効果を見極め、対応いたしたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 それでは、最後の質問です。

本会議の最後は、村町長よろしくお願いいたします。

ボートピア計画を見直してほしいという、そういう趣旨の中で質問いたします。

村町長は、就任8年を終えようとし、先ほどからねぎらいの言葉も出ております。町長は、職を去って、もう役場にはこういう形ではいらっしやらない。しかしながら、公営ギャンブルの設置計画は残り続けます。残っています。

通告にあったように、まず、ボートピアの開発行為の申請について、日時を含め、どのよう

な今動きになっているのか説明してください。それから進捗状況について、どうなっていますか。

あと、グッドワンという会社についてですが、私は、いろいろ調べてみたんですが、どうも腑に落ちないところがあります。詳しく説明してください。

それから、先ほど前田議員が言っていたんですが、津幡町が参考にしたボートピアなんぶを視察してきました。近隣に競輪、競馬の場外売りができ、お客を奪い合っています。（仮称）ボートピア津幡の近隣もそうなることが予想されませんか。そうなれば、津幡町はギャンブルによってまちおこしをしているということ、県内外に標榜することになります。町長の言う「子どもからお年寄りまで笑顔あふれるまちづくり」「住んでよかったと実感できるまちづくり」「第四次津幡町総合計画」と、このギャンブル場との整合性について説明してください。

最後に、ボートピア津幡をシグナスや役場近くに建設するとしたら、町長は認可しますか、しませんか。その理由は何ですか。

〔議席で笑声あり〕

よろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 開発行為の申請とボートピア建設に向けての進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

都市計画法に基づく開発行為につきましては、申請がなされております。現在、許認可権者であります石川県において審査中であります。

次に、グッドワンは、（仮称）ボートピア津幡計画以外に、現在どんなことをしている会社なのかとのご質問については、平成20年6月第2回定例会の前田議員の質問にお答えをしたとおりであります。

次に、グッドワンではなく別の会社がボートピアを運営することはあるのかとのことですが、現在、別の会社が運営するとは聞いておりませ

ん。

また、（仮称）ボートピア津幡の近隣に競輪、競馬の場外売り場ができると予想されますか、津幡町はギャンブルによってまちおこしをしているということを県内外に標榜することについてどう思うか、もしボートピア津幡をシグナスや役場近くに建設するとしたら認可するかとのご質問ですが、仮説や予想についての答弁はいたしかねます。

私は、就任以来、町政を預かる者として「子どもからお年寄りまで笑顔あふれるまちづくり」「住んでよかったと実感できるまちづくり」に取り組んでまいりましたし、第四次総合計画にあります「人を活かし、心が安らぐまち」を将来像に掲げ、誠心誠意取り組んでまいりました。こうした背景をもとに総合的に判断をいたしましたボートピア誘致については、見直す考えは現在のところございません。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 再質問します。

まず一つ、ボートピアの開発行為の申請についてですが、まず、町にいつごろ申請されてきたのか。町から県へいくと思うんですが、県にはいつごろ申請が出されたのか。その時期的なことを詳細に教えてください。これがまず1点。

それから、このグッドワンという会社なんですが、私は、ボートピアなんぶへ行きましたらマリン開発というところが運営しておりました。そのマリン開発の取締役社長が関川宏さんという方で、その関川宏さんというその取締役の方がですね、実は、津幡町がグッドワンと最初に合意書を結んだときにいらっしゃってたのが関川さんでした。そのときは、グットワンの会社の部長として、確かいらしてたと思います。なので、このグッドワンという会社とマリン開発というところが、どういうつながりがあるのか。明らかに違う会社と思いますが、その辺のことも説明していただきたいなと思います。

それからもう1点なんですが、先ほどシグナスや役場近くにボートピアができれば、建設したらどうなんだ、認可するかしらないかという仮定の話には答えられないということでしたが、これは大事なことだと思います。

〔議席で笑声あり〕

なぜなら山の奥のほうにできるからつくったんだ、そういう話を役場の職員から聞いております。そういう意見も聞いております。これは職員の意見であって、公の意見ではないかもしれませんが、しかし、このことについては、私は、ぜひ町長に、仮定の話には答えられないじゃなくて、きちんと答弁、自分のお考えでいいですので答弁していただきたいと思っております。

お願いします。

○議長【谷口正一君】 村町長。

○町長【村 隆一君】 都市計画に基づく開発行為につきましては、産業建設部が担当でございますので、そちらのほうからお話しさせていただきます。

グッドワンの会社につきましては、総務部長のほうからお答えをさせていただきます。

私のほうでは、もしもボートピア津幡をシグナスや役場近くに建設するとしたら認可するかとのご質問でございます。

先ほどお答えを申し上げました。仮の話は答弁できませんが、私の判断以前に地元同意が得られないと思います。

なお、私には建設に対して認可権はありませんので、念のために申し上げておきます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 杉本産業建設部長。

○産業建設部長【杉本 満君】 中村議員のいつごろ申請されたのかとの再質問にお答えいたします。

2月22日に申請されまして、2月25日に県へ進達しております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 グッドワンの会社概要ということなのですが、ボートピアなんぶで関川という人がどうのこうのという話でございましたが、少なくとも津幡町で運営予定、要はみどり市から委託を受けてする会社はグッドワンであると、そういうふうに、それしか伺っておりません。

それ以外のことについては、私どものほうとしては、分かりかねますのでご了解をお願いします。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

○1番【中村一子君】 申請についてなんですが、2月25日に県に出され、2月22日は町に申請書が出されたということで、よろしいんですね。

それで、最後なので、少しお話をさせていたきたいなと思います。

このボートピアの問題に関しては、何でなかなか声が出ないんだろう。例えば、地元同意をとり、議会もその請願を採択し、町長も容認した後で、町民のボートピアを白紙撤回にしてくれ、中止にしてくれという声が上がりました。しかしながら、一方で、PTAとか何かこう動きはあったとしても、公に大きな動きとはならなかった。何か物が言えないような空気が、当時私はあったのではないかと思います。

この話をある友人の記者に、記者というか評論家なんですがしたら、人の心の中には何か分からないけど漠然とした恐怖心があって、政治的な権力者は、そんな住民の恐怖心を巧みに利用して人を支配するのではないかと（ブザー鳴る）……。

○議長【谷口正一君】 中村議員。

発言時間の制限を超えていますので、簡潔に。

○1番【中村一子君】 はい。

ぜひ物が言えるような町になってほしいなと思います。

○議長【谷口正一君】 以上で1番 中村一子議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<閉 議>

○議長【谷口正一君】 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、3月4日から3月10日まで休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月10日までは、委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、11日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時58分

平成 22 年 3 月 11 日（木）

○出席議員（18 名）

議 長	谷 口 正 一	副議長	南 田 孝 是
1 番	中 村 一 子	2 番	森 山 時 夫
3 番	角 井 外喜雄	4 番	酒 井 義 光
5 番	塩 谷 道 子	6 番	前 田 幸 子
7 番	多 賀 吉 一	8 番	向 正 則
9 番	道 下 政 博	10 番	鈴 木 準 一
13 番	山 崎 太 市	14 番	洲 崎 正 昭
15 番	長谷川 恵 子	16 番	河 上 孝 夫
17 番	谷 下 紀 義	18 番	中 田 健 二

○欠席議員（ 0 名）

○説明のため出席した者

町 長	村 隆 一	副 町 長	矢 田 征 夫
総 務 部 長	坂 本 守	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	酒 井 菊 次
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	焼 田 新 一
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	板 坂 要
健康福祉課長	東 本 栄 三	環境安全課長	坂 倉 秀 夫
産業建設部長	杉 本 満	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	川 村 善 一	上下水道部長	林 敏 則
料 金 課 長	北 野 力	上下水道課長	岡 田 一 博
会 計 管 理 者	兼 保 純 一	会 計 課 長	大 田 新太郎
監査委員事務局長	大 坂 茂	消 防 長	高 森 良 昭
消 防 次 長	國 本 学	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	藤 本 英 幸	学校教育課長	宮 川 真 一
生涯教育課長	太 田 和 夫	河北中央病院事務長	村 田 善 紀
河北中央病院事務課長	橋 屋 俊 一		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 本 信 幸	議会事務局次長	竹 田 学
総務課長補佐	田 中 健 一	企画財政課長補佐	納 口 達 也
企画財政課長補佐	山 嶋 克 幸		

○議事日程（第２号）

平成22年３月11日（木） 午後１時30分開議

日程第１ 議案第１号 平成22年度津幡町一般会計予算から

議案第38号 石川中央広域市町村圏協議会の廃止についてまで

承認第１号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第６号））および

承認第２号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第７号））

請願第１号から請願第10号まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第２ 議会議案第１号 交通死亡事故撲滅を宣言する決議から

議会議案第３号 永住外国人への地方参政権の付与に反対することに関する意見書
まで

（質疑・討論・採決）

日程第３ 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

（採決）

○議事日程（追加第１号）

日程第１ 議会議案第４号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書から

議会議案第６号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書まで

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

<開 議>

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員は、
18名であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お
手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

<会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日
の会議時間の延長をしておきます。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第 1 議案第 1 号
から議案第38号までならびに承認第 1 号および
承認第 2 号、請願第 1 号から請願第10号までを
一括して議題といたします。

<委員長報告>

○議長【谷口正一君】 これより各常任委員会
における付託議案に対する審査の経過および結
果につき各常任委員長の報告を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 多賀吉一君 登壇〕

○総務常任委員長【多賀吉一君】 総務常任委
員会に付託されました案件について、総務部長、
会計管理者、消防長ならびに関係課長の出席を
求め、慎重に審査いたしました結果についてご
報告いたします。

議案第 1 号 平成22年度津幡町一般会計予算

第 1 表 歳入歳出予算中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費

第 5 項 統計調査費

第 6 項 監査委員費

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第12款 公債費 第 1 項 公債費

第13款 予備費 第 1 項 予備費

第 2 表 債務負担行為

第 3 表 地方債

については、賛成多数により原案を妥当と認め、
可といたしました。

次に、議案第11号 平成22年度津幡町ケーブ
ルテレビ事業特別会計予算

議案第12号 平成22年度津幡町河合谷財産区
特別会計予算

以上、2 件の特別会計予算については、いず
れも全会一致をもって原案を妥当と認め、可と
いたしました。

次に、議案第15号 平成21年度津幡町一般会
計補正予算（第 8 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費

第 5 項 統計調査費

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第12款 公債費 第 1 項 公債費

第 2 表 繰越明許費

第 3 表 地方債補正

については、全会一致をもって原案を妥当と認
め、可といたしました。

次に、議案第24号 津幡町職員の特殊勤務手
当に関する条例の一部を改正する条例について
は、全会一致をもって原案を妥当と認め、可と
いたしました。

次に、議案第25号 津幡町企業立地の促進等

による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第38号 石川中央広域市町村圏協議会の廃止については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第1号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第6号））

承認第2号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第7号））

以上、2件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

次に、請願第1号 津幡町の将来を担う子供たちのために（仮称）ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願については、賛成少数により、不採択といたしました。

次に、請願第2号 「常設型」住民投票条例の制定を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第3号 「（仮称）ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第4号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第5号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第7号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書の提出を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第8号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書の提出を求める請願については、すでに平成21年第8回議会定例会におきまして、議会議案第11号

「「地方の声を直接国政に伝える」請願権の保障を求める意見書」が可決され、意見書を提出していることを踏まえ、賛成多数により意見書の提出を不要とした趣旨採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものがあります。

以上で報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 道下政博文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 道下政博君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【道下政博君】 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第1号 平成22年度津幡町一般会計予算
第1表 歳入歳出予算中
歳出

第2款	総務費	第3項	戸籍住民登録費
		第7項	防犯と交通安全対策費
第3款	民生費	第1項	社会福祉費
		第2項	児童福祉費
		第3項	災害救助費
第4款	衛生費	第1項	保健衛生費
		第2項	清掃費
第10款	教育費	第1項	教育総務費
		第2項	小学校費
		第3項	中学校費
		第4項	幼稚園費
		第5項	社会教育費
		第6項	保健体育費

以上、一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第2号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算

議案第4号 平成22年度津幡町老人保健特別会計予算

議案第5号 平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 平成22年度津幡町介護保険特別会計予算

以上、5件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第13号 平成22年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第15号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第3項 戸籍住民登録費
	第7項 防犯と交通安全対策費
第3款 民生費	第1項 社会福祉費
	第2項 児童福祉費
第4款 衛生費	第1項 保健衛生費
	第2項 清掃費
第10款 教育費	第1項 教育総務費
	第2項 小学校費
	第3項 中学校費
	第4項 幼稚園費
	第5項 社会教育費
	第6項 保健体育費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第16号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第19号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）

以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第23号 平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第27号 津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第28号 津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第29号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

以上、3件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第37号 財産の取得について（小・中学校パソコン・サーバー）

については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第2号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第7号））

については、全会一致をもって承認することになりました。

次に、請願第9号 高齢者（75歳以上）の医療費無料化を石川県に要望する「意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

次に、請願第10号 子どもの医療費無料化の早期実現を石川県に要望する「意見書」の提出を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 向 正則産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 向 正則君 登壇〕

○産業建設常任委員長【向 正則君】 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長ならびに上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第1号 平成22年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第5款 労働費 第1項 労働諸費

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 林業費

第7款 商工費 第1項 商工費

第2項 交通政策費

第8款 土木費 第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 河川費

第4項 都市計画費

第5項 住宅費

第11款 災害復旧費

第1項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第7号 平成22年度津幡町簡易水道事業特別会計予算

議案第8号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計予算

議案第9号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第10号 平成22年度津幡町バス事業特別会計予算

以上、4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第14号 平成22年度津幡町水道事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第15号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第5款 労働費 第1項 労働諸費

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 林業費

第7款 商工費 第1項 商工費

第2項 交通政策費

第8款 土木費 第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 河川費

第4項 都市計画費

第5項 住宅費

第11款 災害復旧費

第1項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第20号 平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 平成21年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第26号 津幡町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第30号 津幡町営バスの設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第31号 津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第32号 津幡町農林水産物加工販売施設条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第33号 津幡町地域公園条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第34号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第35号 津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第36号 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第1号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第6号））

承認第2号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第7号））

以上、2件の専決処分の報告については、いずれも全会一致で承認することにいたしました。

次に、請願第6号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○議長【谷口正一君】 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。
ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、5番 塩谷」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 私は、議案第1号 平成22年度一般会計予算のうち、2款1項14目 自衛官募集事務費、2款8項1目 国民保護計画推進費、8款4項4目 北部公園事業費、10款5項5目 中学生海外派遣交流費、議案第29号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については反対討論を、請願第1号、第2号、第3号、第9号、第10号については賛成討論をいたします。

議案第1号 平成22年度一般会計予算について討論しますが、初めに歓迎すべき予算がつけられていることについて賛意を述べます。

3款1項2目の障害者等外出支援事業費です。この事業が適用される障害の等級を拡大し、また、要介護・要支援の高齢者にもこの事業が適用されることとなります。今までの通院、通所だけでなく、社会生活を営む上で必要な外出にまで広がっています。また、助成される額についても、今までの額よりそれぞれ2,000円アップされると聞いています。この制度の拡大によって、喜ばれるだろうなという方々の顔が思い浮かんできます。足の具合が悪くて医者に通うのにいつもタクシー代を実費で払っていた高齢者のAさん、買い物にも1人で行ってみたいけれ

ど、バス停からも遠く、1人では行けなかった要介護1の高齢者のBさん、どんなにか喜ばれることと思います。

いくつかの歳出については、反対意見を述べます。

まず、自衛官募集事務費、国民保護計画推進費について、反対意見を述べます。

2010年は安保条約が結ばれてから50年目の節目の年です。現在の日米安保条約は、旧安保条約を引き継ぐ形で1960年に改定されたものです。この安保条約によって、2001年には自衛隊がアフガニスタンの報復戦争へ、2004年にはイラク戦争に海外派兵されました。50年の日米安保条約の歴史の中でも初めてのことです。2つの戦争は、日本の防衛のためではありません。日米同盟のかけ声のもとで、アメリカの圧力で強行されたものです。また、2009年には、沖縄海兵隊のグアム移転協定が結ばれ、外国の領土に米軍基地を建設するために日本国民の税金7,000億円を投入するという、世界に類のない異常な事態も起きています。日本の国民の貧困化が強まっている中での出来事です。「日本の安全は日米同盟によって守られているのだから、米軍基地があっても仕方がない」という説明がなされてきましたが、アメリカは基地によって日本を守るのではなく、日本の基地を世界の戦争の出撃基地として利用し続けているのが実態です。

富澤元陸上自衛隊幕僚長が、安全保障懇話会という中で、次のように発言しています。「日米安保体制はこの57年間の世界情勢の変化で大きな変化を遂げたのだが、「日本の防衛は日米安保条約により米国が担っている」と考える日本人が今なお存在する。「在日米軍基地は日本防衛のためにあるのではなく、米国中心の世界秩序の維持存続のためにある」というふうに発言しています。

このように日米安保条約によって、アメリカとともに世界の戦地へ出かけるというような姿に変わってきた自衛隊です。このような自衛隊

関係の予算は、額が少なからうと認めるわけにはいきません。

次に、議案第1号 北部公園事業費、中学生海外派遣交流費、議案第29号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対意見を述べますが、関連していますので、一括して述べます。

雇用の状況が一向に良くならず、家計が大変冷え込んでいます。どうやって暮らしを立てていこうかと苦しい毎日を送っている方々の姿が浮かんできて、胸が痛みます。こういう時期であることを考えると、1億1,080万円かかる北部公園の事業は、今やらねばならないものなのかと疑問に思うのです。待機者の多い特養ホームとか、グループホーム、ショートステイ関係の事業なら同じように費用がかかったとしても、その後の費用を生み出すことや町民に歓迎される施設であることが考えられますが、公園をつくるということは、緊急を要することとは考えられません。いましばらく工事を延期してもいいのではないかと思います。

同じく中学生海外派遣交流費ですが、1人当たり30万円は町が負担するとしても、10万円は自己負担となります。海外へ行くとなると、それ以外に費用はもっとかさみます。となると、募集の時点で行きたいと思っても、そのことを親に頼むのは無理と思う生徒が何人いてもおかしくありません。入り口のところで生徒につらい思いをさせるような事業が、教育関係の事業ですと胸を張って言えるのでしょうか。

もし今後も続けるのなら、一時、事業をストップさせ、だれにでも参加資格が与えられるような制度として見直しをかけることが必要ではないでしょうか。今のままでは、実施に賛成はできません。

また、津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が、今出されていることにも納得がいきません。所得割だけが上がるのならまだしも、平等割、均等割の応益負担まで上がるので

は、たったものではありません。

国保は、年金生活者、退職者、失業者、自営業者など、弱者が多い保険で、しかも保険税が高いのが特徴です。保険税が高い最大の原因は、国が国庫負担を引き下げ続けてきたことにあります。1984年度には50パーセントだった国庫負担率が、2007年度には25パーセントに半減しています。この間、1人当たりの国保税は、2倍以上に値上がりしました。

労働法制の規制緩和で大幅に増加した非正規の労働者、リストラによる失業者が国保に加入しています。自営業者の廃業が目立っているのも今日の特徴です。国保財政は、構造改革の被害が集中しているといっても過言ではないと思います。

そして、津幡町の国保の滞納の状況を見てみますと、平成21年3月末国保加入世帯に対する5月末時点での滞納率は19.6パーセント、平成21年12月末国保加入世帯に対する2月末時点での滞納率は14.0パーセント、現在の加入世帯、喪失世帯における滞納金額は、約3億1,200万円です。今、国保税を上げることで、この数字はとなるとお考えでしょうか。役場と相談して支払いができるような方法を取り、やっと支払いのめどがたっている方、食費などの生活費を切り詰めて自分で何とかやりくりして国保税を払っている方もいます。そこでさらなる国保税の負担が来るわけです。滞納率は減るでしょうか。だれが考えても答えはノーです。

国保の財源が足りなくなるからとすぐに値上げするのではなく、国へ国庫負担率を上げるように言うこと、一般財源からせめて応益負担割合分は繰り入れることなど、考えれば方法があります。どこから財源をもってくるかは、執行部の判断することだと思いますが、限られた予算でどう配分するかは、町民の立場に立った福祉の心があればできることだと思います。

以上の理由により、北部公園事業費、中学生海外派遣交流費、津幡町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例については、反対します。

次に、請願第1号、第2号、第3号、第9号、第10号について、賛成討論をします。

第1号と第3号は、一括して意見を述べます。

第3号の「事業仕分け」という言葉が出てきますが、この言葉には大変違和感を覚えますが、要旨を読むと、請願が採択された時点と現時点では状況がかなり変わっていることを考慮して、ボートピアの建設が町民にとってどう評価されるものなのか、町と町民が協働であらゆる面から検証しようというもので、大変重要なことだと思います。町政が町民に支持されるには、町民への説明責任が果たされ、情報が公開されることが必要です。

ボートピアに関しては、説明責任、情報公開という面では、ずっと問題を残してきました。今度のボートピア開発許可申請の問題でも、いつ、どういう調査をしたのかなども公開されるべきではないでしょうか。また、私たち大人が決めたことが将来を担う子どもたちに大きな影響を与えるわけですから、一つの建物をつくるにも熟慮が必要です。特に、ギャンブル場のよう子どもたちの心に影響を与えるような施設をつくる時には、なおさらのことです。

一般質問で谷下議員が踏み込んだ質問をなされましたが、その内容については、私は大変不安に思っている問題で、競艇には競馬とは違う資金の流れなどの不透明な部分があります。

津幡町が住んでよかったといえる町として元気になる道は、町民との協働で考え合っていく道でしょう。決してギャンブルに頼る道ではありません。子どもたちに胸を張って、まちづくりが語れる大人でありたいと思いますので、この2つの請願に賛成します。

第2号については、要旨に述べられているとおりで、常設型住民投票条例の制定を求める請願には賛成です。

住民投票条例は、間接民主主義の否定につながるという意見もあるようですが、選挙で選ば

れた町長や議員であっても、将来にわたってまでも個々の案件に対してどんな態度で臨むかは、町民には判断はその時点ではできません。したがって、町民の民意と行政や議会の民意との間にずれが生じることはあり得ます。要旨に述べられているとおり、そのずれを修復するのが、常設型住民投票条例だと思いますので、この請願に賛成いたします。

第9号、第10号についても、一括して賛成意見を述べます。

この請願は、石川県に対する請願です。きのうの全協でも報告がありました。石川県町長会からの共同要望の中にも「子どもの医療費とひとり親家庭の医療費助成制度の拡充」があり、大変うれしく思いました。

市や町で医療費を無料にしているところは、石川県でも19自治体のうち10自治体となりました。しかし、雇用状況の悪化が止まらない中で、窓口で医療費を無料にしてもらわないと、持ち合わせのお金がないときには、子どもが病気になっても医者にはかかれません。一度窓口で医療費を払い、後で戻ってくるという制度は、医療費の助成制度のありがたみを分かってもらったためだという説明を聞いたこともありますが、これは大きな勘違いだと思います。

人間は生まれながらにして生きていく権利があります。人権と言います。また、高齢者にとっても、暮らしの厳しさに変わりはありません。年金制度の不備さ加減が議論されるようになりましたし、消えた年金問題とも重なって、特に国民年金で暮らしている人にとっては、暮らしの厳しさは大変です。命を守り育てること、幸せのうちに命を全うすることは人権です。お金のあるなしで命に差別があってははいけません。

石川県に子どもと高齢者の医療費の窓口無料化を求める請願に賛成します。

最後ですが、短く請願7号について意見を言って賛成します。

まず、政治とお金の問題は、団体、企業から

の献金をなくすこと、また政党助成金を廃止するということによってしか、根本的な解決を見ないと思います。そのことを申し添えて賛成したいと思います。

議案第37号につきましても、サーバー・パソコン一式という特別な内容にもよると思いますが、指名競争入札ということではありますが、随意契約と変わらないような内容ではないかということが見受けられますので、反対いたします。

これで、討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、4番 酒井」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 4番 酒井義光議員。

○4番【酒井義光君】 4番 酒井です。

私は、平成22年第1回定例会に、町長より提案されました議案第1号から議案第38号までのすべてについて、賛成の立場で討論いたします。

本町の22年度一般会計予算案は、経常経費を基本とした編成に加え、経済対策を踏まえた準通年型となっており、前年度当初比2.5パーセント増の128億9,500万円となっております。これは過去10年で、文化会館建設があった平成16年度、また津幡中学校改築と井上小学校の増築が重なった平成13年度に続く3番目に大きな予算規模となっておりますが、主な要因は、子ども手当給付事業費8億76万円、津幡小学校改築事業費14億4,996万円、まちづくり交付金を充当する地域交流センター建設事業費2億9,300万円、（仮称）津幡北部公園整備事業費1億1,080万円など、いくつもの事業が重なるためであります。ほとんどが着手しているものであり、無駄な事業はないと思われます。

また、特別会計、事業会計においても減額となっており、経費の節減がこれまで以上に見られ、評価するものであります。

21年度補正予算および条例につきましても、特に問題はなく、賛成するものであります。

執行に当たっては、より一層の節減と最小の経費で最大の効果を上げるようお願いいたします。

また、今ほど北部公園の建設が無駄との意見がありましたが、これは能瀬や舟橋の区民だけが望んでいたからできたものではありません。町民、区民が長年要望してきた防災拠点も兼ねた公園です。町では、地域住民の声を幅広く取り入れるため、津幡北部地区まちづくり委員会を設け、22名で協議をしてきたところです。当然、地元の議員全員も参加しております。何度もの会合で説明を受け、意見を述べ、進んできた事業ではありますが、事業が決まり、工事が進んでいる途中で反対などの活動をされると、これからの事業は、どのようになるのか心配なところでございます。

国の事業仕分けはほとんど地元のいきさつなど関係なく中止をいたしますが、市町村の事業は議会で議決され工事にかかっており、中止、中断などすると、大きな損害が生まれると私は考えます。

また、中学生海外派遣交流事業について反対とのことですが、保護者負担、寄附金などを積み立てされた人材育成基金、一般財源からの構成であり、派遣費すべてが町の一般財源負担のように人数で割るのは、町民に誤解を招きます。人材育成基金も人材を育成するためのものであり、町のお金ではありますが、このような有効な事業に活用されれば、何ら問題がないと考えています。毎回、問題視されながら参加する生徒に対し、私としては気持ちよく出発してもらいたいと思います。また、この経験を生かし、町に貢献できる若者になっていただけるよう期待をいたします。

以上のことから、私の22年度当初予算案に賛成の立場で討論をいたしました。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、1番 中村」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 1番 中村一子議員。

○1番【中村一子君】 1番 中村です。

私は、請願第1号 津幡町の将来を担う子供たちのために（仮称）ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願、それから請願第3号「（仮称）ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願、それから請願第2号「常設型」住民投票条例の制定を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

毎回、ボートピアの請願については、さまざまな形で提出されております。

まず一つ、この請願の中で申し上げたいのは、公営ギャンブル場を設置することは、将来に何もいいものは残さない、いいものどころか悪いことばかりが残ると私は思います。一部の大人たちが、今、現在、利益を得ればそれでいい。お金が入ってくればそれでいい。そのような状況の中で、今回のボートピア設置計画が進んでいるのではないのでしょうか。

本会議の、3月定例会の一般質問で、私は、町長に「役場周辺にボートピアを設置するという、そういう計画があったら、町長は容認するんですか、しないんですか」という質問をいたしました。町長は「仮定、仮のご質問には答えられない」と答弁されました。しかし、再質問をいたしますと、町長は「まず地元同意がとれないだろう」とおっしゃいました。町長は、ちゃんと「ギャンブル場は要らない」という町民の声に、理解を示されたのではないのでしょうか。

役場の横には、ギャンブル場はつくれない。だけでも、国道8号線のあの森林地帯というか、あのあたりには、ギャンブル場はつくってもいいんだと。そのような違いはどこから来るのか。自分のそばになればいいんだ、そういう考え方の中で、もし、このボートピア設置計画が進んでいるとしたら、私は非常に残念だと思います。非常に悲しい。なぜなら、ボートピアは要らないという声があるにもかかわらず、直接的に町民に影響がないという、そういう全くでた

らめな、そういう認識のもとでつくられていったのではないのでしょうか。大体、このボートピア設置計画が浮上したとき、当初は私たちは、山の中にできるらしいよという認識がありました。でも、山の中でもボートピアは困る。その中で、ボートピアは要らないということを言い続けてきました。しかし、町の役場につくれないものをどうして、この津幡に必要だと言えるのでしょうか。

もう一つ、私は今回、このボートピアに関しては、地元の同意のとり方がやはり非民主的ではないだろうかと思っております。

そして、もう1点は、地元同意というのは、今、地権者のいる舟橋地区になっておりますが、本当に地元同意というのは、地元とはどこか。その地元に対する決め方もおかしいと思っております。

そして、さらにもっとおかしいのは、こんなに町が二分するぐらいのことになってきているのにもかかわらず、町は何の説明もしておりません。一体どういうことでしょうか。

請願第3号の事業仕分けを求める請願については、これはボートピア誘致の請願が採択されたのが、2006年の6月でした。間もなく4年がたとうとしています。本年2月25日、開発行為の申請が県に提出されたとはいえ、まだ警察との協議もなく、もちろん国土交通省は認可しておりません。このような状況でこそ、ボートピアに対する説明、再認識、ボートピアができたらどういうところがいいのか、どういうところが困るのか、もう一度、一つのテーブルの上にいいこと悪いこと並べてみようじゃありませんか。まだボートピアは、工事は進んでおりません。この今こそ、ボートピアに対する検証を町民みんなでやるのが、私はこのボートピア問題を解決する一つの手だてになるのではないかと思います。

本会議で、谷下議員が一般質問の中に、ボートピアは興行的な要素があると。競馬とか、そ

ういったものと違って、みかじめ料というか、見せものとしてそのときにお金を取る、そんなシステムも陰ながらあるのではないかというような質問をされておりました。

〔議席から発言あり〕

私は、そのことについては分からない。でも、何かやはり不安なものを感じます。

どうかこの請願第1号と第3号、子どもたちに負の遺産を残すのではなく、本当に津幡町に誇れる未来のあるものを残すためにも、もう一度ボートピアについて、町民全員で、全体で検証し直す、そういった作業をしてほしいと思います。

それから請願第2号 「常設型」住民投票条例の制定を求める請願についてです。

これも賛成の立場で討論いたします。

請願には、住民と議会にずれが出てくるそのようなときに、この常設型の住民投票条例が必要であるといっております。なぜ、このような請願が出てくるのでしょうか。本来、住民と議会とに開きや何らかのずれがあまり感じられなければ、このような請願はむしろ必要ないと思われるます。

住民自治というのは、やはり、直接民主制、直接物が言えて、直接議論できるそのような関係が一番いいと聞いております。しかし、みんなが参加して、みんなが言うことでは、ものは決まらない。だから議員によって、議員が代表して、そこで議論をし、議決をし、町の行く末を決めていく。そういうものであります。

しかし今、付議された議会が、住民投票は、議会制民主主義を否定するなどと言っておりますが、住民投票実施を否決するケースが相次いでおります。直接請求をしても、議会に否決されてしまう可能性が大変高い。それに対抗するためにも、常設型住民投票条例を備えるべきだと思います。

過去を思えば、河合谷小学校の閉校の問題についても直接請求がなされました。しかし、本

当にその直接請求の声が、お互いに町民同士の中で満足のいく形の中で解決されたとは、私は到底思えません。住民に是非を問う、そのような町の行く末を決めていく重大な問題に関しては、ぜひ、常設型の住民投票条例を設置していただきたいと思います。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、3番 角井」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 3番 角井外喜雄議員。

○3番【角井外喜雄君】 私は、ボートピアに関する請願1号から3号に関して、反対の討論を行います。

まず最初に、今、中村議員が一般質問といえ、確かにいたしました。

役場周辺にボートピアの誘致の話があったらどうなんかないという判断を町長に求められました。全くの愚問です。私は、もう少し議員たるもの、この地域がどういう地域になっているか勉強していただきたいなというふうに思います。

請願第1号の要旨で、町に子どもたちを一人でも多く残すため、ボートピアの計画白紙撤回を求める請願ですが、この請願内容は全くもって理解できない内容であります。理由説明では、要約すると、町にボートピアができることによって、大人が若者に大変な迷惑をかけ、一人でも多くの若者を残すため、安易に逃げてはいけない。よって、白紙撤回を求めると、私は解釈をしました。

子どもたちが定住し、若者に育つには、教育、家族のきずな、インフラ整備による住みよいまちづくり、さまざまな要因があります。なぜ、ボートピアができることにより若者に迷惑がかり減るのか、この請願には具体的に述べられておりません。ただ、若者という言葉を用いて、反対に結びつけているかのように私は見てとりました。

また、施設に行く、行かないは、個人の判断

であり、町を含め近隣には、パチンコ、競馬場を初め多くの遊技場があります。都会へ行けばより多くの類似した施設があり、その町には多くの若者が生き生きと生活をし、青春を謳歌しております。

ここにおられる議員、そしてまた傍聴者、町職員の方々、自分の青春時代はどうであったのかなど、経験したことの無い新しい出来事、わくわくする未知への世界、そして多少の悪さもし、いろんな経験を積み重ねて、現在に至っていると思います。これらの若者もいろいろな出来事を経験しながら大人へと成長すると思っております。ボートピアができることにより、より多くの人との交流、施設を利用したイベントなど、これまで以上の賑わいのある町となることを、私は確信をしております。

次に、請願第3号ですが、ボートピアの事業仕分けを求めています。これもまた、理解のできない請願であります。町が施行するわけでもなく、また、運営もしません。ましてや、まだ実行されていない事業にどのような事業仕分けをせよというのか。そして、想定されるあらゆる恩恵と問題点を洗い出せと書かれています。

これまでも町長さんは、地域の安全、交通対策に万全を期し、そしてまた、さまざまな対応を図ると、これまでの議会で答弁をされております。そして、私を初め各議員は、いろんな現地視察を行い、検証し、何ら問題ないという判断をされております。

想定での事業仕分けなど聞いたこともありませんが、仮にそのようなことを行えば、津幡町の議会は何をやってるんだと不思議がられることになるでしょう。

請願書に同調される紹介議員の方々、これまでも私は幾度もなく、この請願書の中身を精査してくれということを申し述べました。しかしながら、まだまだこのような内容の請願が出てくるということは、私は極めて残念でなりません。

そのことを申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、6番 前田」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 6番 前田幸子議員。

○6番【前田幸子君】 6番 前田幸子です。

まず、私は、請願第2号 「常設型」住民投票条例の制定を求める請願に賛成の立場で討論いたします。

2月28日、内灘町では、町と区長会が主催の「自分たちのまちは自分たちで創る」のテーマで「まちづくりシンポジウム」が開かれ、「住民が行政を変える、地域を変える」の演題で前我孫子市長の福嶋浩彦氏の講演がありました。

「自治体の運営は、選挙で選んだ首長と議会、住民の直接参加、この3つの緊張関係が必要である。この3つの力で動かしていくのが、自治体の民主主義である。首長は、住民の意見を聞いて、条例や予算案をつくる。また、議会は、住民の意見を聞いて判断していく。しかし、ときには行政、議会が決めたことが、住民全体の公共的意思からずれていないかを是正する仕組みが、住民投票条例である」とのお話でした。

各地区から集まったさまざまな年代の150人余りの区民の方たちが、まちづくりの主役は住民であると自覚しながら、まちづくりについてワークショップを行っていました。

住民投票条例は、住民が主役であるという認識を明確に示すことができ、住民が憲法でいう「主権在民」であることを再認識できる。また、常設型の住民投票条例がなぜ必要なのかといえ、個別の問題の住民投票を必要と考える住民には、大変な労力、時間、費用が課せられるわけで、常設型の住民投票条例は、どのような事案が対象であっても同一のルールで投票を行うことが可能であり、制度の安定性、継続性などの点からもメリットがあるとされています。

住民投票条例は、間接民主主義を補完すると

いうもので、この制度を通し、より安定性の高い政策の実行が期待できるものです。決して議会を否定するものではありません。常設型住民投票条例、これは協働のまちづくりを実現するためにも必要な制度であると考えて、賛成討論といたします。

次に、ボートピアに関する請願第1号 津幡町の将来を担う子供たちのために（仮称）ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願、請願第3号 「（仮称）ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願に、賛成の立場で討論します。

先ほど角井議員は、住みよいまちづくりにさまざまな要因がある。施設に行く、行かないは個人の判断であるなど、ボートピア容認の意見をおっしゃいました。人それぞれ考え方はあるのだと思います。ボートピアが角井議員にとっては大賛成という施設かもしれませんが、多くの町民、私にとっても、ボートピアとは必要のない施設だということは、はっきりしております。

これまでに、ボートピアがどんなものか、問題はないのか、確認のために数か所見てまいりました。見る視点が違うと受ける印象も全く違います。決して夢と希望の施設ではありませんでした。

2月、南部町へも出かけ、中村、塩谷議員とともに、役場の職員、地元の方から話を伺い、ボートピアなんぶも実際に見てまいりました。担当者の話によりますと、ギャンブル場が来ることで一番心配したのは、やはり青少年問題だったそうです。未成年者は、保護者同伴でも厳禁で、このことについては非常に厳しくチェックしているとの話でした。しかし、現実とは食い違いがあって、現場のボートピアでは、券を購入さえしなければ同伴入場はオーケーとのことでした。モーターボート競走法の改正により、平成20年4月から学生も券を購入できるようになって、さらなる大きな影響が懸念されます。

請願第1号、これは見通しの立たない世の中であって、確実に期待できることは若者の存在であり、津幡町を愛する子どもたちを1人でも多く残すために、ボートピアの建設を白紙撤回すべきであるとしています。

「地方の津幡町が津幡町で生き残るためにも、若者に大人が迷惑をかけるときではない。歴史ある津幡町の良さを、もう一度考え直してほしい。多くの知恵を出し合えばギャンブルに頼らずとも収入の期待できるプロジェクトはいくらでも立ち上がるはずである。ボートピア建設による環境破壊、二酸化炭素増加、経済効果の減少、これはシミュレーションするまでもなく、得られるものは何もない」と石川高専の先生でいらっしゃる請願者はおっしゃっています。若者、なぜ若者なのか。石川高専の若者たちを大事に育てていらっしゃる方だからこそ、そういう請願が出ていらっしゃるんだと思います。

平成20年4月30日、みどり市と行政間協定を結んだ際、ボートピアによって発生するおそれがあると懸念されるさまざまな事項に対し、万全を期すために、町の関係機関、地元代表者などを構成員として、環境委員会という名で協議会を設置することも予定しているということでしたが、津幡町の環境委員会については、今どうなっているのか全く分かりません。現在、南部町では、この協議会は月1回、報告やイベント紹介ということで開催されてはいるそうです。しかし、みどり市、マリン開発、これはボートピアですね、南部町の3者で協議することになっているが、実際にはみどり市は来なくなって、業者と南部町の担当者の2者で行っている状態であると言っています。

環境整備費も0.5パーセントと670万に落ち込んで、当初の予想は大きく外れたと言っているじゃいました。ボートピアは、津幡町でも本当に財政に寄与する施設であるとは、到底考えられません。

小田原市では、ボートピアをめぐって2004年

に設置計画が浮上しましたが、住民の強い反対によって、前市長は「都市イメージのダウンにつながる」として拒否しました。新市長になっても再び計画が持ち上がり、市長は「私は、小田原城を中心とした歴史的資源や地域に根づいた産業などを生かしたまちづくりを進めることこそ、本市の活性化につながっていくとの考えから、ボートピアの設置は全く想定していない」と言明し、小田原のボートピアの火はようやく消えたようです。

石巻市でも平成19年、国交省の認可がされたにもかかわらず、母親や市民団体が反対し、その結果、議会も反対に転じ、翌年、市長も誘致を断念して計画が中止になったという例もあります。

津幡町の民意は、有権者の過半数を超える1万4,561という反対署名にあります。このことを議員の皆さま、もう一度考えていただきたい。

業者から開発行為の申請が出されていますが、審査はまだこれからです。国交省への申請もまだなされていません。今ならまだ止めることができます。もう決めたことだから、決まったことだからどうしようもないとあきらめずに、勇気をもって立ちどまり、議会として最初に戻って検証し、あらためて見直す努力をしていただきたいと、心から願います。

津幡町がボートピアの町として名をなすのではなく、ボートピアを撃退した町、そして、本当に河北潟でボートを浮かべるそういう町、豊かな自然を愛する町、私たち大人は子どもたちの環境を守っていくために、この津幡町が本当にすてきな町だと日本中から言われるように、ここで勇気を出して考え直していただきたいと、心から願うものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、7番 多賀」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 7番 多賀吉一議員。

○7番【多賀吉一君】 私は、請願1号、請願2号、請願3号に反対の立場で討論をいたします。

これまで、ボートピアに対する議論は、長期にわたり何回も繰り返されてきました。しかし、反対されている方の活動の趣旨および経緯から分かるように、何が何でも反対、白紙撤回を求めるということであり、議論がかみ合いません。おそらく、請願3号の事業仕分けを求める請願も、白紙撤回を前提とした事業仕分けを願う請願だろうと推察いたします。

私は、昨年11月、広報調査特別委員会の県外視察で、宮城県の大郷町へ視察研修にまいりました。大郷町議会は、議会だよりの全国コンクールで毎年優秀な成績で賞を受賞している議会であります。その研修の中で、お互いの議会だよりを見比べ、研修を進めていく中、大郷町の議員さんたちから「議会だよりを見ると、津幡町さんは、今、ボートピア問題で大騒ぎになっているみたいですね。この町でも、10年ほど前にそういうことがありました。でも、何も起こりませんし、何の心配もないですよ。現に、当時強硬に反対されていた方が、ボートピアで喜んで働いていらっしゃいます」と言われました。実は、たまたま視察先の大郷町にボートピアが設置されていたわけです。その議員さんたちは続けて「そんなに心配ならば、研修後に施設を見学されたらどうですか」とのことでした。また、「多くの地元雇用を図るため、1人分の仕事を2つに分け、より多くの人に働いてもらうこともしてもらっている」との話もありました。

議会での研修後、我々はボートピア大郷を見学しました。中は整然ときれいにされていまし、喫煙エリアもきちんと分離され、暴力団ふうな人やもちろん子どもの姿も見受けられませんでした。

この視察には、ボートピアに反対の議員も参加されました。しかし、議員が所属される市民グループの「風つうしん」には、このようなこ

とは一切書かれていません。私は、市民グループを名乗るからには、住民にはもっと正確な情報を提供すべきであると思います。故意に情報を提供せず、偏った情報ばかりを出し、何が何でも反対という意図の中で提出された請願には、反対いたします。

また、請願2号は、「常設型」住民投票条例の制定を求める請願であります。これは、間接民主主義、議会制民主主義を否定するものであります。

議員とは、有権者の投票により選ばれたものであり、民意を正確に伝えることを負託されているものと考えます。自分たちと意見が違う議員に対し、民意とのずれがあると決めつけ、安易に条例の制定を求める請願に対しては、反対いたします。

以上で、私の討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、16番 河上」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 16番 河上孝夫議員。

○16番【河上孝夫君】 16番 河上孝夫です。

私は、請願第1号（仮称）ボートピア津幡白紙撤回を求める請願、請願第2号「常設型」住民投票条例の制定を求める請願、請願第3号「（仮称）ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願の3件についての反対討論をいたします。

今ほど角井議員、多賀議員が言ったこととダブリますので、簡単に反対討論をいたします。

まず、ボートピアに関連する請願第1号、第3号についてであります。ボートピア誘致に関する請願が平成18年6月の議会採択され、賛成13名、反対3名で、議会の議決を得ております。この表決において投ずる一票は、住民の立場に立った真摯な意見が反映されたものであることは、皆さんも周知の事実であります。議会の議決は、問題に対する議員個々の賛成、反対の意思表示であり、議会全体の統一した意思

であります。

先ほど中村議員と前田議員は、漕艇場はギャンブル場だということを言われておりますけども、全国に競艇場が24か所、ボートピアについてはミニボート場も含めて約38か所近くあり、健全に運営されております。国、地方が認めた公営施設であり、ギャンブル施設ではありません。このギャンブル施設という言葉には、私は議員の質が問われると思っております。

青少年の問題については、舟橋の地域は通学区域ではありません。また、ボートピアに関しては、18歳未満が入場ができないことになっております。そういうことで、青少年に与える影響は少ないと思っております。

また、雇用の安定、地域の活性化、子どもたちの予算確保のために、津幡町の収入が期待できるプロジェクトをほかにも立ち上げるためにも、まずは、ボートピアを足がかりにして前進するべきだと思っています。一日も早い工事の完成を願い、津幡町が（仮称）ボートピア津幡によって、メディアを通じて、全国に津幡町がアピールできることを期待するもので、第1号、第3号に反対するものであります。

請願第2号 「常設型」住民投票条例の制定を求める請願については、先ほど多賀議員が言いましたように、完全に議会制民主主義を否定するものであり、反対をいたします。

これで、私の反対討論といたします。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、9番 道下」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 私は、議案第1号 平成22年度津幡町一般会計予算 第10款教育費5項社会教育費5目青少年対策費 事業名中学生海外派遣交流事業で、中学生10人のオーストラリア派遣の交流事業委託料670万円を含む予算全般に賛成の立場での討論をいたします。

それと、もう1点ですが、請願第7号 政治

資金規正法の制裁強化を求める意見書の提出を求める請願に賛成の趣旨で討論をさせていただきます。

まず最初に予算でございますが、中学生海外派遣事業の目的は、中学生が夏休み期間を利用し、海外派遣先でのホームステイと現地学校での体験入学により、現地中学生との触れ合いの中で、生の英会話による生きた語学学習と友情をはぐくみながら体当たりで勉強することができる、人生で数少ない大きなチャンスであると思っています。さらに異文化との交流とホームステイの体験により、国際感覚を身につけ、さらなる郷土愛をはぐくむことができるものであると思います。

実際にオーストラリア交流に参加した中学生は、その経験を糧に、帰国した後も語学の勉強にさらに積極的に取り組んだり、その後もホームステイ先のオーストラリア現地の方々との交流を継続している生徒や、また、生徒会等の諸活動に積極的に参加するようになったりと、いろんな面での活躍が目覚ましいとの報告を聞いており、大変喜んでおります。当然、帰国後は貴重な体験そのものが刺激的であり、その中学生の周囲の友達にも、おそらく良い意味で多くの刺激や影響を与えていくものと思っています。

私は一昨年、ライオンズクラブ主催の第1回英語スピーチコンテストの様子を拝見させていただきましたが、海外派遣に参加したメンバーも数多く参加していたことが強く印象に残っています。発表している姿を見て感じたことですが、語学レベルの高さはもちろん、発音のすばらしさや表情の明るさとともに、自信にあふれた表情、その姿に予想以上の驚きを感じました。

一方、いまだに河合谷小学校閉校の恨みと絡め、また、ボートピアに無理やり絡めて悪いイメージを植えつけようとの意図を感じることに非常に残念な感情を抱くのは、私だけではないと思います。さきの一般質問の早川教育長の答

弁で、この中学生海外派遣交流事業が実施された経緯の説明で、「平成16年9月定例会での一般質問に答えて、町の合併50周年記念事業として人材育成基金が創設され、その上で実施されたもの」であり、その目的の崇高さを認識すれば、とても斜めから批判できるようなものではないと思いますし、ためにする批判には当たらないと考えるものでありますが、毎年この時期に反対討論がされることは、残念なことであると思っております。

また、中学生海外派遣に反対議員の方々の中に、元教員の場にいた人たちも多く、一番子どもたちの教育に熱心であるべきであり、情熱的であるべきであらねばならない立場の方たちの批判が多いことに大変残念な思いをいたしておりますのも、私一人ではないと思います。このこともまた、批判のための批判と受け取られても仕方のないことのように思っておりません。

いろいろ申し上げましたが、結論として、以上のようなことから、未来を担うかわいい中学生の将来の限りなき成長の糧となることに要する海外派遣交流費用を捻出する苦労は、親心としてはむしろ喜びに変わるものであると考えるものでありますが、いかがでしょうか。

以上の理由から、中学生海外派遣交流事業を含む議案第1号 平成22年度津幡町一般会計予算に賛成の討論とさせていただきます。

続きまして、請願第7号 政治資金規制法の制裁強化を求める意見書の提出を求める請願に賛成の討論をさせていただきます。

本文を朗読しながら、お話をさせていただきます。

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員自らが責任をとらないことが多い。そこで、会計責任者が不正行為を働いた場合に監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みをつくる必要があると思います。

現行法では、国会議員など、政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されていますが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ないと思います。こういう理由で、先月の民主党の小沢幹事長が逮捕に至らなかった一つの要因が、この法律にあるということをご理解いただきたいと思います。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

また、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権、選挙権や被選挙権を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く求めるものであると趣旨を述べられております。

この政治とカネの問題については、ここ数十年、政治の歴史の中で、何度も何度も繰り返されてきております。日本の国をよくするには、この政治とお金の問題、これを根本から解決する。これしか道はないのであります。

これまで、いろいろと法改正をし、こうして法律をつくってまいりましたが、常に抜け道があるわけです。結果的には秘書のしっぽ切り、

これで終わってしまう。これでは、政治はよくならないわけであります。そういう国民の期待の中で、昨年、民主党が国民の期待を、クリーンな政治をということで、国民の期待を受けて政権交代が行われました。それでも残念ながら、いまだにそのクリーンな政治は行われておりません。

これを根本的に解決するためには、必ずやこの規正法が通り、そして悪いことをした議員は当然辞職をする。さらには、刑罰によって議員にも出れない、これぐらいのことは当たり前だと思います。

議員の責任は大変に重い、ましてや国会議員の。このことをきっちりと解決をし、我々が願う、また、国民が願うクリーンな政治を実現するためには、何としてもこの法律をつくっていただきたい。こういう願いを持っております。

国を変えるにはやっぱり地方から、地方を変えるには国から、両方から働きをかけ、そして直していく、国をいい方向に向けていく。それしかないと思います。

この討論で私は思うには、党派を超えて良識ある津幡町議員の皆さまの賛同をお願いするものでありまして、私の討論とさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

〔「議長、17番 谷下」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 例を見ない3月議会に遭遇いたしました。ボートピアの賛成に、あるいは反対にそれぞれの意見を私なりに聞かせていただきました。イデオロギーを求めてのお互いの意見交換で、それなりに評価を私なりにしたいと思います。ただ、思わず手を挙げてしまいました。

今ほど道下議員が言葉の中で「同僚議員の中で、教育に携わった人がおりながら」という、とんでもない言葉を耳にしました。私は逆に、

教育に携わった経験のある方だからこそ、この文部省下における中学生の派遣、しかも多額の、特定な生徒にのみ使われる予算に対して、費用対効果が問われる今日、その方に対して非常に失礼な言葉であるというふうに受けましたので、これまた私の意見なのであれですが、

〔「反対討論か賛成討論か先に言わなければ」と呼ぶ者あり〕

私は、今でも、河合谷小学校を1年間

〔議席から発言あり〕

70万円の、70万円が一般財源として足りない。金がかかると言われて取り潰しに追い込んだにもかかわらず、1人の生徒に大きい予算のときは10人で700万の人材基金が取り崩されました。

〔議席から発言あり〕

そういうことに対して反対をずっと続けてきました。文部省下なんです、皆さん。私は、この中学生海外派遣の問題に反対してきたのは、河合谷の問題とも一部すり合わせながら言いますけれども、文部省という一つの国の制度の中で、津幡町がどうして海外派遣にそれだけの大枚の金を投じなければならないかということに対して反対している。

いい悪いの問題とは違います。費用対効果のことを、ぜひ検討してもらいたいということで、この海外派遣の問題を忠告しておるんです。悪いといった覚えはありません。財政の裕福なときなら

〔議席から発言あり〕

いざしも、この財政難のときに、こういった私からすれば、無駄に遣いあるいは効果が見えない海外派遣、子どもの海外派遣制度に対して、反対するという立場を強く申し上げたい。

そういうことを言わざるを得ないまで申し上げて、私の海外派遣制度に対する大枚のお金を使うことに対して、反対意見を述べて終わります。

〔議席から発言あり〕

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

んか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13名 不起立者4名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から議案第28号までならびに議案第30号から議案第34号までおよび議案第36号を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第28号までならびに議案第30号から議案第34号までおよび議案第36号は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第35号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号および承認第2号を一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、承認第1号および承認第2号は、いずれも承認されました。

次に、請願第1号 津幡町の将来を担う子供たちのために（仮称）ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。
お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第2号 「常設型」住民投票条例の制定を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。
お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3名 不起立者14名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第3号 「（仮称）ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。
お諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4名 不起立者13名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第4号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出を求め

る請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第5号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第6号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第6号を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第7号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。
お諮りいたします。

請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 7 名 不起立者 10 名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第 7 号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第 8 号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、意見書の提出を不要とした趣旨採択とされております。

お諮りいたします。

請願第 8 号を趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 15 名 不起立者 2 名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、請願第 8 号は、趣旨採択とすることに決しました。

次に、請願第 9 号 高齢者（75 歳以上）の医療費無料化を石川県に要望する「意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第 9 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 1 名 不起立者 16 名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第 9 号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第 10 号 子どもの医療費無料化の早期実現を石川県に要望する「意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第 10 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 1 名 不起立者 16 名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第 10 号は、不採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩をいたしまして、午後 3 時 35 分から再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後 3 時 20 分

〔再開〕 午後 3 時 35 分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

＜議会議案上程＞

○議長【谷口正一君】 日程第 2 議会議案第 1 号から議会議案第 3 号までを一括して議題といたします。

道下政博文教福祉常任委員長提出の議会議案第 1 号 交通死亡事故撲滅を宣言する決議について趣旨説明を求めます。

道下政博文教福祉常任委員長。

○文教福祉常任委員長【道下政博君】 議会議案第 1 号 交通死亡事故撲滅を宣言する決議、提出者 文教福祉常任委員長 道下政博でございます。

本文朗読をもって、ご説明にかえさせていただきます。

交通死亡事故撲滅を宣言する決議。

悲惨な交通事故から尊い生命と生活を守る社会の実現は、町民すべての願いであるとともに、長年の課題でもある。

石川県では現在、県民一人一人が交通ルールを遵守し、思いやりとゆずりあいの心をもって、良識ある交通マナーを実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故の防止を図ることを目的に、県民運動が実施されている。

その重点目標は、

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 安全運転の推進と暴走運転の追放
- 3 すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 自転車の安全利用の推進
- 5 飲酒運転の根絶

である。

こうした交通事故防止の県民運動が実施されているにもかかわらず、平成22年に入って交通事故死亡事故が多発しており、3月3日現在、事故件数13件で前年比30%増、死亡者数は同40%増となっている。そのうち、津幡町内での交通事故死亡者数は2人、いずれも高齢者の方が亡くなっている。

今後、交通死亡事故撲滅のためには、人命尊重の理念のもと、町民一人一人の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって交通安全対策の充実・強化に取り組むことが急務である。

よって、津幡町議会は、飲酒運転の根絶など交通安全意識の徹底を強く呼びかけ、関係機関・団体と連携を強化し、町民とともに総力を挙げ、交通死亡事故撲滅に向け邁進することを宣言するものでございます。

以上の決議を提案いたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、多賀吉一総務常任委員長提出の議会議案第2号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書。

議会議案第3号 永住外国人への地方参政権の付与に反対することに関する意見書。

以上、2件の議会議案について一括して趣旨説明を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

○総務常任委員長【多賀吉一君】 今、民主党による政府は、数の論理で十分な議論もなしに、これまでの日本のよき制度を根本から変えようとしています。

総務常任委員会では、国の将来を憂い、委員会の皆さんと協議をして、2件の意見書の提出を議会議案として提出させていただくことになりました。

提出者 総務常任委員長 多賀吉一が委員会の皆さんにかわり、意見書の趣旨説明をさせていただきます。

なお、皆さんのお手元に意見書を配付させていただいておりますので、朗読により、各意見書の趣旨説明とさせていただきたいと思います。

初めに、選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書。

女性の社会進出が進み、個人の意志の尊重と男女平等の観点から、国は、結婚後も夫婦が別姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案の提出を検討している。

私たちは父親と母親という二人の親を親としてこの世に生まれ、二人の親の愛情と慈愛をもって育てられ、一つの家庭を、社会を、そして国を構成してきた。

しかし、選択的夫婦別姓制度の導入によって、

親子が異なる姓を名乗ることになれば、家族の絆が損なわれるおそれが大きくなるだけでなく、他人からもだれが家族なのか分からないという事態が生じるとともに、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなる。

今、私たちが考えなければならないのは、家族の心が通い合う時間を大切にし、家族の絆がもっと強くなる社会にすることである。

よって、政府におかれては、家族の一体感を損なうおそれや国論を二分し社会的混乱を招くおそれがある選択的夫婦別姓制度を導入することがないよう強く要望する。

次に、永住外国人への地方参政権の付与に反対することに関する意見書。

現在、国は永住外国人に地方参政権を付与する法案を国会提出に向けて準備しているが、大変憂慮すべきものである。

国家とは、領土、国民、主権によって構成される運命共同体であり、日本国民でない外国人には、たとえ地方参政権であっても認めることはできないものである。

仮に、外国人に参政権を付与した場合、さまざまな危惧が生じるおそれがある。例えば、外国人の構成比率が高い自治体、とりわけ人口の少ない市町村にあっては、首長や議員の選挙に憂慮すべき影響力を持つこととなり、このことは自治体行政全般についても言えるものである。

日本国憲法第15条第1項で参政権は国民固有の権利と定めており、第93条第2項でも地方参政権はその自治体の住民が選挙すると定めている。

平成7年2月28日の最高裁判所の判決で「住民とは日本国民」を意味するとしており、憲法や最高裁判決でも、外国人に参政権付与を認めていない。

よって、政府におかれては、永住外国人に地方参政権を付与することがないよう強く要望する。

地方自治法第99条の規定により、2件の意見

書を提出させていただくものであります。

議員各位の皆さまのご理解、ご賛同をお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、5番 塩谷」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 5番 塩谷道子議員。

○5番【塩谷道子君】 多賀総務常任委員長から今提案がありました件につきまして、第2号、第3号ともに反対の意見を述べます。

まず、第2号についてです。

選択的夫婦別姓制度については、夫であれ妻であれ、自分らしく生きるには、結婚前の姓のままでいたいという思いがあって提案されてきたものだと思います。

実際に、結婚の姿も大変多様になってきています。あくまで選択制ですから、自分の方に合わせて選べばいいわけで、それによって家族制度が壊れるとは思いません。

同じ姓であっても離婚する人もいますし、DVなども実際には起きています。家族関係が壊れるかどうかは、どういう姓を名乗るかということよりも、お互いをどれだけ大切にできるかという問題だと思います。提案の理由の中に「家族の心が通い合う時間を大切にし、家族の絆がもっと強くなる社会にすること」これは私も大変大賛成です。

しかし、この問題は、別姓にするかどうかというよりも、今の労働法制の問題、働く時間を短くする、家族がともにする時間をふやしたり、

あるいは地域での活動ができるような時間をふやしたり、そういうことができるような働き方にするということが大切でありますし、それよりも一つ前には、しっかり雇用が確保されるということが大切な問題であって、これは夫婦別姓の問題とは違うと思っています。

次に、第3号 永住外国人への地方参政権への付与ということは、当然のことだと私は思います。

日本に永住しようと決めた方々は、税金も払っていますし、日本で幸せに暮らす権利もあります。それなら日本の政治にも参加する権利があつて当然ではないでしょうか。今の時代は、どの国でも外国人とともに暮らすというようになっています。参政権は日本人だけという主張こそ、狭いナショナリズムです。日本で暮らすことを選択した人たちには、参政権が与えられるのは当然なことだと思います。

以前の首相が「日本は単一民族」という発言があり、大変問題になったことがあります。それに通じるようなことも感じましたので、この議会議案第3号には反対いたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

議会議案第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13名 不起立者4名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

議会議案第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13名 不起立者4名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

<閉会中の継続調査>

○議長【谷口正一君】 日程第3 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとに参っております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあつた事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあつた事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕午後3時51分

〔再開〕午後3時52分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

先ほどの請願第4号、請願第5号および請願第6号の採択に伴い、議会議案第4号から議会議案第6号までを日程に追加することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号から議会議案第6号までを日程に追加することに決しました。

＜議会議案上程＞

○議長【谷口正一君】 追加日程第1 議会議案第4号から議会議案第6号までを一括して議題といたします。

議会議案第4号 鈴木準一議員ほか2名提出の「子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書」についての趣旨説明を求めます。

10番 鈴木準一議員。

○10番【鈴木準一君】 議会議案第4号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書。

提出者 鈴木準一、賛成者 中村一子議員、谷下紀義議員でございます。

朗読をして説明にかえさせていただきます。

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書。

本年2010年は「国民読書年」である。「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる2010年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、2008年6月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定された。

にもかかわらず、2010年度政府予算案では、子ども読書応援プロジェクト事業（2009年度予算額1億5,506万円）を廃止。その代わりに、子ども読書の普及啓発予算として4,900万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅に削減された。また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは

大変に残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでいる。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や想像力などを高め、豊かな心を育むとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動である。

よって、政府におかれては、子どもの読書活動を守り育てていくため、「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

よろしく願いをいたします。

＜質 疑＞

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第5号 森山時夫議員ほか2名提出の「子ども手当の全額国庫負担を求める意見書」についての趣旨説明を求めます。

2番 森山時夫議員。

○2番【森山時夫君】 議会議案第5号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書。

上記の議案を次のとおり津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出する。

提出者 森山時夫、賛成者 鈴木準一議員、谷下紀義議員。

本文を朗読をして趣旨説明にかえさせていただきます。

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書。

政府は、2010年度から「子ども手当」をスタートさせる。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、2010年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出された。

しかも、2010年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという「変則」で、極めて遺憾である。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念である。

よって、政府におかれては、2011年度以降の子ども手当の本格的な制度設計を当初明言していたとおり全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆さんのご賛同をよろしくをお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、9番 道下」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 今ほど提出いただきました子ども手当の全額国庫負担を求める意見書、この内容でございます。

先ほど朗読をしていただきまして理解をしていただいたと思いますが、今、民主党政権は、政権公約として大きく立ち上げたこの約束を破ろうとしております。

先ほども申し上げましたが、民主党政権が誕生して、そして国民の期待を大きく受けて、そしてその約束を守るだろう、こう我々も信じておりましたが、真っ先にこの子ども手当について約束を破っております。そのことを私どもは許すわけにはいかないと思います。

そして、この文章の最後のところにもありました2011年以降の予算については、必ず国庫負担を守っていただく。そう公約し、政権を勝ち取ったわけであります。その約束を必ずや守っていただき、そして国民のための子ども手当が有効に使われていくことを願いまして、この子ども手当の全額国庫負担を求める意見書に賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 ほかに討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

議会議案第5号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

＜議会議案上程＞

○議長【谷口正一君】 次に、議会議案第6号 向 正則議員ほか2名提出の「若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書」についての趣旨説明を求めます。

8番 向 正則議員。

○8番【向 正則君】 議会議案第6号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書。

提出者、私 向、賛成者 角井議員、南田議員でございます。

本文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書。

若者の雇用環境は、先が見えない不安で覆われている。一昨年秋のリーマンショック以降、厳しい状況が続き、昨年12月の若年層（15～24歳）失業率は8.4%で、全体の完全失業率5.1%を大きく上回っている。

こうした中で、新規学卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっている。大卒予定者の就職内定率は昨年12月1日現在で73.1%（前年同期比でマイナス7.4ポイント）、高校新卒者は同11月末現在で68.1%（同マイナス9.9）と、いずれも過去最低となった。

さらに、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危惧されて

おり、その十分な対策も急務である。このような状況を踏まえて、若者の雇用に対する公的支援のあり方を抜本的に見直す必要があると考える。

よって、政府におかれては、若者の雇用創出と新卒者支援を図るため、下記の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

1 地域の実情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業」の基金をさらに積み上げること。

2 「訓練・生活支援給付」の恒久化および未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるための「トライアル雇用」の拡充や「働く場」と「職業訓練」を一体的に提供する「雇用付研修体系」の促進を図ること。

3 新卒者の内定率の低下と就職活動に係る費用負担が非常に重いことにかんがみ、「就活応援基金」を創設するなど、経済的負担の軽減を図ること。また、「ジョブカフェ」の持つ就職活動のノウハウを教育機関に提供するため、大学構内に「ジョブカフェ大学出張所」の設置を推進すること。

4 中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

＜質 疑＞

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

議会議案第6号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第1号から議会議案第6号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜町長挨拶＞

○議長【谷口正一君】 ここで、村 隆一町長より、あいさつの申し出がありましたので許可します。

村 隆一町長。

〔町長 村 隆一君 登壇〕

○町長【村 隆一君】 議長のお許しをいただきました。

津幡町民の皆さま方、議会議員の皆さま方に最後の御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

3月3日から始まりました3月議会定例会におきまして、私の町長としての提出議案を慎重にご審議をいただきました。

平成22年度当初予算を初め、全議案につきまして可決決定を賜り、まことにありがとうございます。

私は来月の24日、任期満了をもって退任することになりました。したがって、きょうは、私にとって、本会議に出席をいたします最後の日となりました。

2期8年間、町民の皆さま、議員の皆さま、温かいご指導、ご鞭撻を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

津幡町のさらなる発展と議会議員の皆さま方のますますご健勝で、ご活躍されることをお祈りを申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。

本当に、2期8年お世話になりましたことを重ねて御礼を申し上げまして、ごあいさついたします。

ありがとうございました。 （拍手）

＜閉議・閉会＞

○議長【谷口正一君】 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成22年第1回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後4時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 谷口 正一

署名議員 塩谷 道子

署名議員 前田 幸子

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表	10
1. 閉会中の継続調査申出書	16
1. 請 願	20

平成 22 年第 1 回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	9 番 道下 政博	1 全国介護総点検による課題と今後の取り組みを問う	保険年金課長
		2 緊急人材育成支援事業による職業訓練の周知により中小企業従業員の雇用安定を	町 長
		3 環境行動都市を目指して「もったいない宣言」を	町 長
		4 住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付を	町 長
		5 肺炎球菌ワクチン接種に町の助成をとの要望についての検討結果は	町 長
2	4 番 酒井 義光	1 県水の料金値下げに対する町の対応は	上下水道部長
		2 英田小学校、英田コミュニティの地盤沈下対策を	教 育 長
3	6 番 前田 幸子	1 「津幡町男女共同参画推進プラン」の推進について	町 長
		2 政策・方針決定の場への女性参画促進について	町 長
		3 町職員の管理職登用について	町 長
		4 ボートピアなんぶ・ボートピア川崎視察の問題点について	町 長
4	11 番 南田 孝是	1 新年度の教育行政施策の方針と重点について	教 育 長
		2 「もったいない運動」で本のリサイクルを	環境安全課長
5	2 番 森山 時夫	1 学校給食指定米の評価について	教 育 長
		2 学校給食費未納者対策について	教 育 長
6	5 番 塩谷 道子	1 中学校卒業までの子どもと75歳以上の高齢者の医療費を無料にすることを求める	町 長
		2 5歳児健診の実施を求める	町民福祉部長
		3 地元産の木材を使うような政策を求める	町 長
		4 町営バスの運賃を町内一律にすることを求める	町 長
		5 集中改革プランを問う	町 長
7	17 番 谷下 紀義	1 河合谷小学校閉校の経緯について	町 長
		2 ボートピア誘致について	町 長
		3 中学生のオーストラリア国外研修について	教 育 長
		4 中学生のオーストラリア国外研修について	町 長
8	1 番 中村 一子	1 住民参加のもとでの事業検証を求める（財政について）	企画財政課長
		2 住民参加のもとでの事業検証を求める（事業検証について）	企画財政課長
		3 住吉保育園の民間への移管に際し、ガイドラインの作成を	町民児童課長
		4 町道庄能瀬線について	都市建設課長
		5 建設業の複業化について	産業建設部長
		6 町民に不安と不満を与えるボートピア（ギャンブル場）計画を見直せ	町 長

平成22年3月11日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 文教福祉常任委員長 道下政博

交通死亡事故撲滅を宣言する決議

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

交通死亡事故撲滅を宣言する決議

悲惨な交通事故から尊い生命と生活を守る社会の実現は、町民すべての願いであるとともに、長年の課題でもある。

石川県では現在、県民一人一人が交通ルールを遵守し、思いやりとゆずりあいの心をもって、良識ある交通マナーを実践することにより、県民総ぐるみで悲惨な交通事故の防止を図ることを目的に、県民運動が実施されている。

その重点目標は、

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 安全運転の推進と暴走運転の追放
- 3 すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 自転車の安全利用の推進
- 5 飲酒運転の根絶

である。

こうした交通事故防止の県民運動が実施されているにもかかわらず、平成22年に入って交通事故が多発しており、3月3日現在、事故件数13件で前年比30%増、死亡者数は同40%増となっている。そのうち、津幡町内での交通事故死亡者数は2人、いずれも高齢者の方が亡くなっている。

今後、交通死亡事故撲滅のためには、人命尊重の理念のもと、町民一人一人の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって交通安全対策の充実・強化に取り組むことが急務である。

よって、津幡町議会は、飲酒運転の根絶など交通安全意識の徹底を強く呼びかけ、関係機関・団体と連携を強化し、町民とともに総力を挙げ、交通死亡事故撲滅に向け邁進することを宣言する。

以上、決議する。

平成22年3月11日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 総務常任委員長 多賀吉一

選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

女性の社会進出が進み、個人の意志の尊重と男女平等の観点から、国は、結婚後も夫婦が別姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案の提出を検討している。

私たちは父親と母親という二人の親を親としてこの世に生まれ、二人の親の愛情と慈愛をもって育てられ、一つの家庭を、社会を、そして国を構成してきた。

しかし、選択的夫婦別姓制度の導入によって、親子が異なる姓を名乗ることになれば、家族の絆が損なわれるおそれが大きくなるだけでなく、他人からもだれが家族なのか分からないという事態が生じるとともに、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなる。

今、私たちが考えなければならないのは、家族の心が通い合う時間を大切に、家族の絆がもっと強くなる社会にすることである。

よって、政府におかれては、家族の一体感を損なうおそれや国論を二分し社会的混乱を招くおそれがある選択的夫婦別姓制度を導入することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月11日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 総務常任委員長 多賀吉一

永住外国人への地方参政権の付与に反対することに関する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

永住外国人への地方参政権の付与に反対することに関する意見書

現在、国は永住外国人に地方参政権を付与する法案を国会提出に向けて準備しているが、大変憂慮すべきものである。

国家とは、領土、国民、主権によって構成される運命共同体であり、日本国民でない外国人には、たとえ地方参政権であっても認めることはできないものである。

仮に、外国人に参政権を付与した場合、さまざまな危惧が生じるおそれがある。例えば、外国人の構成比率が高い自治体、とりわけ人口の少ない市町村にあつては、首長や議員の選挙に憂慮すべき影響力を持つこととなり、このことは自治体行政全般についても言えるものである。

日本国憲法第15条第1項で参政権は国民固有の権利と定めており、第93条第2項でも地方参政権はその自治体の住民が選挙すると定めている。

平成7年2月28日の最高裁判所の判決で「住民とは日本国民」を意味するとしており、憲法や最高裁判決でも、外国人に参政権付与を認めていない。

よって、政府におかれては、永住外国人に地方参政権を付与することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月11日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 鈴木 準 一
賛成者 津幡町議会議員 中 村 一 子
同 津幡町議会議員 谷 下 紀 義

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書

本年2010年は「国民読書年」である。「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる2010年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、2008年6月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定された。

にもかかわらず、2010年度政府予算案では、子ども読書応援プロジェクト事業（2009年度予算額1億5,506万円）を廃止。その代わりに、子ども読書の普及啓発予算として4,900万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅に削減された。また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされている。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変に残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでいる。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が2007年度に小学生に貸し出した本は登録者1人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時（16.5冊）に比べて2.2倍に伸びた。この結果は、「子ども読書活動推進法」の制定（2001年）を機に、学校での「朝の読書」や家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また、国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことのあらわれといっても過言ではない。

読書活動推進の取り組み効果があらわれているにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年に予算を削減するというのは、2008年の国会決議にもとるものである。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や想像力などを高め、豊かな心を育

むとともに、さまざまな知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動である。

よって、政府におかれては、子どもの読書活動を守り育てていくため、「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月11日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 森 山 時 夫

賛成者 津幡町議会議員 鈴 木 準 一

同 津幡町議会議員 谷 下 紀 義

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

政府は、2010年度から「子ども手当」をスタートさせる。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、2010年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出された。

しかも、2010年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという「変則」で、極めて遺憾である。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念である。

よって、政府におかれては、2011年度以降の子ども手当の本格的な制度設計を当初明言していたとおり全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 11 日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 向 正 則
賛成者 津幡町議会議員 角 井 外喜雄
同 津幡町議会議員 南 田 孝 是

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第 1 号）第14条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書

若者の雇用環境は、先が見えない不安で覆われている。一昨年秋のリーマンショック以降、厳しい状況が続き、昨年12月の若年層（15～24歳）失業率は8.4%で、全体の完全失業率5.1%を大きく上回っている。

こうした中で、新規学卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっている。大卒予定者の就職内定率は昨年12月 1 日現在で73.1%（前年同期比でマイナス7.4ポイント）、高校新卒者は同11月末現在で68.1%（同マイナス9.9）と、いずれも過去最低となった。

さらに、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危惧されており、その十分な対策も急務である。このような状況を踏まえて、若者の雇用に対する公的支援のあり方を抜本的に見直す必要があると考える。

よって、政府におかれては、若者の雇用創出と新卒者支援を図るため、下記の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 地域の実情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業」の基金（7,000億円）をさらに積み上げること。
- 2 「訓練・生活支援給付」の恒久化および未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるための「トライアル雇用（試行雇用）」の拡充や「働く場」と「職業訓練」を一体的に提供する「雇用付研修体系」（例：フレキシブル支援センター）の促進を図ること。
- 3 新卒者の内定率の低下と就職活動に係る費用負担が非常に重いことにかんがみ、「就活応援

基金」を創設するなど、経済的負担の軽減を図ること。また、「ジョブカフェ」の持つ就職活動のノウハウを教育機関に提供するため、大学構内に「ジョブカフェ大学出張所」の設置を推進すること。

- 4 中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年第 1 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第 1 号	平成 22 年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 4 項 選挙費 第 5 項 統計調査費 第 6 項 監査委員費 第 8 項 防災費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第 12 款 公債費 第 1 項 公債費 第 13 款 予備費 第 1 項 予備費 第 2 表 債務負担行為 第 3 表 地方債	原案可決
議案第 11 号	平成 22 年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算	〃
議案第 12 号	平成 22 年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第 15 号	平成 21 年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 4 項 選挙費 第 5 項 統計調査費 第 8 項 防災費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第 12 款 公債費 第 1 項 公債費 第 2 表 繰越明許費 第 3 表 地方債補正	〃
議案第 24 号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 25 号	津幡町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例について	〃
議案第 38 号	石川中央広域市町村圏協議会の廃止について	〃
承認第 1 号	専決処分の報告について（平成 21 年度津幡町一般会計補正予算（第 6 号））	承認
承認第 2 号	専決処分の報告について（平成 21 年度津幡町一般会計補正予算（第 7 号））	〃

議案番号	件 名	議決結果
請願第1号	津幡町の将来を担う子供たちのために(仮称)ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願	不 採 択
請願第2号	「常設型」住民投票条例の制定を求める請願	〃
請願第3号	「(仮称)ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願	〃
請願第4号	子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第5号	子ども手当の全額国庫負担を求める意見書の提出を求める請願	〃
請願第7号	政治資金規正法の制裁強化を求める意見書の提出を求める請願	不 採 択
請願第8号	国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書の提出を求める請願	趣旨採択

平成 22 年第 1 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第 1 号	平成 22 年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 出 第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民登録費 第 3 款 民生費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 4 款 衛生費 第 1 項 社会福祉費 第 10 款 教育費 第 2 項 児童福祉費 第 3 項 災害救助費 第 1 項 保健衛生費 第 2 項 清掃費 第 1 項 教育総務費 第 2 項 小学校費 第 3 項 中学校費 第 4 項 幼稚園費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	原案可決
議案第 2 号	平成22年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第 3 号	平成22年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算	〃
議案第 4 号	平成22年度津幡町老人保健特別会計予算	〃
議案第 5 号	平成22年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第 6 号	平成22年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第13号	平成22年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算	〃
議案第15号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民登録費 第 3 款 民生費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 4 款 衛生費 第 1 項 社会福祉費 第 10 款 教育費 第 2 項 児童福祉費 第 3 項 災害救助費 第 1 項 保健衛生費 第 2 項 清掃費 第 1 項 教育総務費 第 2 項 小学校費 第 3 項 中学校費 第 4 項 幼稚園費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	〃
議案第16号	平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第17号	平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第18号	平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第19号	平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃

議案番号	件 名	議決結果
議案第23号	平成21年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算 (第3号)	原案可決
議案第27号	津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
議案第28号	津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について	〃
議案第29号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第37号	財産の取得について (小・中学校パソコン・サーバー)	〃
承認第2号	専決処分の報告について (平成21年度津幡町一般会計補正予算 (第7号))	承認
請願第9号	高齢者 (75歳以上) の医療費無料化を石川県に要望する「意見書」の提出を求める請願	不採択
請願第10号	子どもの医療費無料化の早期実現を石川県に要望する「意見書」の提出を求める請願	〃

平成 22 年第 1 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第 1 号	平成 22 年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 出 第 5 款 労働費 第 1 項 労働諸費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費 第 2 項 林業費 第 7 款 商工費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 8 款 土木費 第 1 項 土木管理費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費 第 11 款 災害復旧費 第 1 項 公共土木施設災害復旧費	原案可決
議案第 7 号	平成22年度津幡町簡易水道事業特別会計予算	〃
議案第 8 号	平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計予算	〃
議案第 9 号	平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算	〃
議案第10号	平成22年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第14号	平成22年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第15号	平成21年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 5 款 労働費 第 1 項 労働諸費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費 第 2 項 林業費 第 7 款 商工費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 8 款 土木費 第 1 項 土木管理費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費 第 11 款 災害復旧費 第 1 項 公共土木施設災害復旧費	〃
議案第20号	平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第21号	平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第22号	平成21年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第26号	津幡町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例について	〃
議案第30号	津幡町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案番号	件 名	議決結果
議案第31号	津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例について	〃
議案第32号	津幡町農林水産物加工販売施設条例について	〃
議案第33号	津幡町地域公園条例について	〃
議案第34号	津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について	〃
議案第35号	津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第36号	津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について	〃
承認第1号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第6号））	承認
承認第2号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第7号））	〃
請願第6号	若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書の提出を求める請願	採 択

津 議 発 第 2 6 号

平成22年3月11日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

総務常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津 議 発 第 2 7 号

平成22年3月11日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

文教福祉常任委員会

委員長 道 下 政 博

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津 議 発 第 2 8 号

平成22年3月11日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

産業建設常任委員会

委員長 向 正 則

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項

津 議 発 第 2 9 号

平成22年3月11日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

議会運営委員会

委員長 長谷川 恵 子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。

受理番号	請願第 1 号	受理年月日	平成22年 2 月18日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	津幡町の将来を担う子供たちのために(仮称)ポートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願				
請 願 者 住所氏名	石川県河北郡津幡町字緑が丘1-146 石川工業高等専門学校有志による津幡町の イメージアップを推進する会 代表 山 田 健 二	紹介議員	前 田 幸 子 中 村 一 子		
【要旨】 見通しのたたない世の中であって、確実に期待できることは若者の存在である。津幡町を愛する子供たちを一人でも多く残すために、(仮称)ポートピア津幡の建設計画を白紙撤回すべきである。 【理由】 津幡町の小中学生の中から津幡町の将来を担う議員が生まれることは多くの町民の期待するところであり、当然のことと理解できる。一方、現在の津幡町議員の皆さまは、40年後も現役で議員を続けているとは誰も考えていないであろう。政権交代が起こる現在、見通しのたたない日本において、もっとも確実に期待できることは、将来の日本を担う若者の存在である。地方の津幡町が津幡町で生き残るためにも若者に大人が迷惑をかける時ではない。歴史ある津幡町の良さをもう一度考え直して欲しい。多くの知恵を出し合えばギャンブルに頼らずとも収入の期待できるプロジェクトはいくらでも立ち上がるはずである。ポートピア建設による環境破壊、二酸化炭素増加、経済効果の減少はシミュレーションするまでもなく、得られるものは何もない。小さな勇気で十分である。津幡町町長が交代する前に、(仮称)ポートピア津幡の建設計画を白紙撤回すべきである。将来にわたって、津幡町を愛する子供たちを一人でも多く残すためにも安易に逃げてはいけない。現実を冷静に判断し、ぐらついた津幡町をもう一度、安定した町政に舵取りするために真摯な判断のもと、本請願を受け止めてくれることを望む。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第2号	受理年月日	平成22年2月18日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「常設型」住民投票条例の制定を求める請願				
請願者住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣一巖 津幡町字舟橋そ23-3 井上研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上俊子 津幡町字庄リ28 井黒田英世 津幡町井上の荘1-49 桑江はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野洋一郎 津幡町字横浜い88-1 問谷元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中西政敏 津幡町字津幡ろ87 長曾孝子 津幡町字津幡ろ87 長曾正明 津幡町字能瀬口150 中村政利 津幡町字御門ろ19-3 平野昌枝 津幡町字清水ニ347-1 前田猛夫 津幡町字津幡ケ21-17 水野スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田良治 津幡町字潟端461-10 山田絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山田健二 津幡町字吉倉ナ32 吉本律子	紹介議員	前田幸子 中村一子		
【要旨】 協働のまちづくりを実現するために、「常設型」住民投票条例の制定を求める 【理由】 近年、全国の自治体が協働のまちづくりを目指し、さまざまな工夫を始めている。津幡町に於いても第四次総合計画の中で「住民参加のまちづくり」を目指すとしている。4年に1度、町民が町長や議員を選ぶ間接民主主義のもとでは、津幡町の将来に関わる重要な問題について、ときには町民の抱く真の「民意」と、行政や議会の「民意」との間に「ずれ」が生ずることもありうる。「常設型」住民投票条例は、その「ずれ」を修復し、協働のまちづくりを実現するための制度として必要である。2月9日付毎日新聞には、政府も地方分権改革のために「住民投票法案」の策定作業に入っていると記されている。また、津幡町に隣接する自治体にも「常設型」住民投票条例の制定に向けて作業を進めている自治体がある。国の法律による義務付けを待つことなく、速やかに条例を制定するよう求める。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第3号	受理年月日	平成22年2月18日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「（仮称）ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願				
請願者住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸 靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣 巖一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 俊子 津幡町字庄リ28 黒田 英世 津幡町井上の荘1-49 桑江 はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野 洋一郎 津幡町字横浜い88-1 間谷 元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森 昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中西 政敏 津幡町字津幡ろ87 長曾 孝子 津幡町字津幡ろ87 長曾 正明 津幡町字能瀬口150 中村 利枝 津幡町字御門ろ19-3 平野 昌夫 津幡町字清水ニ347-1 前田 猛ス 津幡町字津幡ケ21-17 水野 スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 良治 津幡町字潟端461-10 山田 絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山田 健二 津幡町字吉倉ナ32 吉本 律子	紹介議員	前田 幸子 中村 一子		

【要旨】

ボートピア事業を経済効果のみならず、さまざまな影響を考慮して事業仕分けしてほしい

【理由】

2006年6月議会に舟橋区より提出された「（仮称）ボートピア津幡」の誘致を求める請願が採択されてからほぼ4年となりますが、この間、経済状況は激変し、全国で既存のボートピア施設のほとんどが大きく売り上げを下げ、津幡町議会が手本とした「ボートピアなんぶ」にいたっては経営そのものが赤字化し、自治体に支払われる環境整備費も当初の3割以下に激減しています。

「（仮称）ボートピア津幡」も計画では年間2,400万円の環境整備費が支払われ、約百名の雇用が確保されとのことでしたが、今や、その実現はほとんど不可能であると推察されます。

これに比して、代償となる、町のイメージ、町民の誇り、地域の安全、交通問題、教育に対する影響への懸念はすこしも解消されていません。

この際、建設工事が始まる前に、町への財源としての意味合いや単なる経済効果に留まらず、町民の懸念すべてと比較して、ボートピア事業が町と町民にとってほんとうに有益であるかどうかを、識者、町長、議員、一般町民などが一堂に集い、想定されるあらゆる恩恵と問題点を洗い出して検証するための事業仕分けを実施することを求めます。

以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。

受理番号	請願第4号	受理年月日	平成22年2月18日	付託委員会	総務常任委員会
件名	子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字潟端 497-17 公明党津幡支部津幡南地区員 長 井 真 奈 美			紹介議員	道 下 政 博
【要旨・理由】 本年2010年は「国民読書年」です。「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる10年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、08年6月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定されました。 にもかかわらず、10年度政府予算案では、「子ども読書応援プロジェクト」事業（09年度予算額1億5506万円）を廃止。その代わりに、子ども読書の普及啓発予算として4900万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅削減されてしまいました。また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされています。 このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでおります。 昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が07年度に小学生に貸し出した本は登録者1人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時（16.5冊）に比べて2.2倍に伸びました。この結果は、「子ども読書活動推進法」の制定（01年）を機に、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことの表れといっても過言ではありません。 読書活動推進の取り組み効果が表れているにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年に予算を削減するというのは、08年の国会決議にもとるものです。 子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や想像力などを高め、豊かな心を育むとともに、様々な知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことの出来ない活動であります。「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、政府は子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く求めます。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第 5 号	受理年月日	平成22年 2 月18日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	子ども手当の全額国庫負担を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字潟端 384-5 公明党津幡支部津幡南地区員 川 口 雄 幸			紹介議員	道 下 政 博
【要旨・理由】 政府は、2010年度から「子ども手当」をスタートさせます。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、10年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出しました。 しかも、10年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという「変則」で、極めて遺憾です。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念です。 よって、11年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していた通り、全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートすることを強く求めるものであります。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第 6 号	受理年月日	平成22年 2 月18日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字潟端 384-5 公明党津幡支部津幡南地区員 川 口 雄 幸		紹介議員	道 下 政 博	
【要旨】 1. 地域の実情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業」の基金をさらに積み上げること。 2. 「訓練・生活支援給付」の恒久化、および未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるための「トライアル雇用（試行雇用）」の拡充や、「働く場」と「職業訓練」を一体的に提供する「雇用付研修体系」（例：フレキシブル支援センター）の促進を図ること。 3. 新卒者の内定率の低下と就職活動に係る費用負担が非常に重いことに鑑み、「就活応援基金」を創設するなど、経済的負担の軽減を図ること。また、「ジョブカフェ」の持つ就職活動のノウハウを教育機関に提供するため、大学構内に「ジョブカフェ大学出張所」の設置を推進すること。 4. 中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設すること。 【理由】 若者の雇用環境は先が見えない不安で覆われています。一昨年秋のリーマンショック以降、厳しい状況が続き、昨年 12 月の若年層（15～24 歳）失業率は 8.4%で、全体の完全失業率 5.1%を大きく上回っています。 こうした中で、新規学卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっています。大卒予定者の就職内定率は昨年 12 月 1 日現在で 73.1%（前年同期比でマイナス 7.4 ポイント）、高校新卒者は同 11 月末現在で 68.1%（同マイナス 9.9）と、いずれも過去最低となりました。 さらに、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危惧されており、その十分な対策も急務です。このような状況を踏まえて、若者の雇用に対する公的支援のあり方を抜本的に見直す必要があると考えます。 よって政府に、若者の雇用創出と新卒者支援を図るため、以上の項目の実現を強く要望していただきたいと思い、地方自治法第 124 条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第 7 号	受理年月日	平成22年 2 月18日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	政治資金規正法の制裁強化を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字庄ニ 18-8 公明党津幡支部津幡地区員 久 保 浩 之	紹介議員	道 下 政 博		
【要旨・理由】 政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年 1 月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。 国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員自らが責任をとらないことが多い。そこで、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みをつくる必要がある。 現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50 万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。 したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。 また、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く求めるものである。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願する。					

受理番号	請願第8号	受理年月日	平成22年2月18日	付託委員会	総務常任委員会
件名	国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字庄ニ 18-8 公明党津幡支部津幡地区員 久保浩之			紹介議員	道下政博
【要旨・理由】 地方自治体等からの国に対する陳情・要請については昨年末より、その窓口を民主党に一元化されてしまったことにより、政府に対して直接、地方の声を届けることが出来なくなりました。「本当に、地方の声が国に届くのか」という不安や批判の声が各地で渦巻いています。 政府の中からも総務大臣が、昨年11月7日に開催された「地方分権推進全国会議」（主催：地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会）において「首長は主権者の代表であり、中央政府の人間が誰かを通さないと首長と会わないというようなことは、絶対にあってはならない」という趣旨の発言をされております。 本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望を政党が一元化して受け取ることによって、行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反する行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねません。 行政府として直接、地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める仕組みを保障するよう政府に強く要望していただきたいと思います。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第 9 号	受理年月日	平成22年 2 月18日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	高齢者(75 歳以上)の医療費無料化を石川県に要望する「意見書」の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	津幡町字越中坂 133-1 西 村 善 男			紹介議員	塩 谷 道 子
【請願要旨】 今、高齢者（75歳以上）から憤りの声が聞こえてきます。年齢によって差別され、後期高齢者医療制度にいやおうなく追い込まれました。そして、この制度が導入される前から懸念されていた保険料の値上げが目の前に迫っています。また、年金額は上がらないのに、介護保険料からの天引きはどんどん押しすすめられてきました。「年寄り早く死ねということか」という悲しい声まで出ています。 暮らしが厳しい中で、私たちの暮らしを応援する施策が求められています。これまで社会や家族のためにがんばってこられた世代の方々が安心して医者にかかれるよう、高齢者の医療費を窓口無料化することは、一刻も早い実現が待たれています。 川北町では、この 1 月から75歳以上の方の医療費が無料になりました。命に差別があっては いけません。石川県のどこに住んでいても高齢者が安心して医者に行けるよう窓口無料化を求めます。 【請願事項】 1. 高齢者（75歳以上）の医療費窓口無料化を求めます。 以上の請願を地方自治法第124条により提出します。					

受理番号	請願第10号	受理年月日	平成22年 2 月18日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	子どもの医療費無料化の早期実現を石川県に要望する「意見書」の提出を求める 請願				
請 願 者 住所氏名	津幡町字北中条ナ 1-5 新日本婦人の会津幡支部 牧 野 悦 子			紹介議員	塩 谷 道 子
暮らしが一向によくないなかで、私たちの暮らしを応援する施策が求められています。特に子どもの医療費の窓口無料化は、若い世代の切実な願いです。待ったなしの少子化問題への一つの解決策でもあります。 すでに全国の35都府県では子どもの医療費の窓口無料化が実施されています。群馬県では、通院・入院とも中学校卒業まで窓口無料が実施され、県民からたいへん喜ばれています。ところが石川県では、通院は3歳まで、入院は就学前まで1000円以上の医療費についての助成制度があるだけです。石川県で子どもの医療費の窓口無料化が実施されれば津幡町でも実施できます。石川県でも既に4市（輪島市・小松市・白山市・能美市）4町（川北町・野々市町・志賀町・中能登町）で中学校卒業まで医療費の助成をしています。石川県が子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすれば、市や町はさらに制度を前進させることができます。 1. 子どもの医療費の窓口無料化をすみやかに実現してください。 以上の請願を地方自治法第124条により提出します。					